

平成 27 年 5 月 29 日（金曜日）

福島県報号外第 37 号別冊

# 平成 26 年度 包括外部監査報告書

情報発信事業に関する財務事務執行  
及び管理運営について

平成 27 年 3 月

福島県包括外部監査人

橋 本 勉

# 目 次

第1部 監査概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件	1
(1) 監査のテーマ	1
(2) テーマの選定理由	1
(3) 監査の範囲	1
3 外部監査の対象期間	1
4 外部監査の実施期間	1
5 外部監査の実施体制	1
6 外部監査の方法	2
(1) 監査の要点	2
(2) 主な監査手続	2
(3) 監査意見の区分	2
7 利害関係	2
第2部 監査対象	3
1 組織機構	3
2 事務分掌	4
3 財務データ	4
4 広報広聴業務の実施状況（年度別）	8
5 県民広聴室事業（年度別）	9
6 基本方針	12
(1) 情報発信戦略会議設置要綱	12
(2) 福島県広報広聴企画会議設置要綱	14
(3) 平成25年度ふくしまからはじめよう。情報発信戦略	16
(4) 福島県総合計画における情報発業務の位置付け	26
(5) 福島県復興計画（第2次）における情報発信業務の位置付け	26
7 東日本大震災に関連する本県の現況概要	27
(1) 被害状況	27
(2) 災害復旧工事進捗状況	29
(3) 一般会計歳入歳出年度推移	30
(4) 東日本大震災後の職員数の状況	33
(5) 福島県放射能測定マップ	35
第3部 監査結果	37
1 総論	37
(1) 部局間の連携に関する事項	37
(2) 事後評価に関する事項	38
(3) 情報発信戦略会議の運用上の課題	38
(4) 広報広聴企画会議の運用上の課題	39
(5) 委託事業の金額決定に関する事務取扱（精算払、概算払）	40
(6) 情報発信戦略における原則随意契約となっている課題	43

(7) 情報発信戦略における随意契約選定における手続について	43
2 各論	44
(1) 抽出条件	44
(2) 実施した手続	44
(3) 指摘及び意見の要約	45
(4) 監査結果	75
番号 1 ふくしまからはじめよう。情報プラットフォーム運営業務	75
番号 2 日本経済新聞「ふくしま復興の姿」製作・掲載業務	77
番号 3 日本経済新聞「ふくしま復興の姿」製作・掲載業務	78
番号 4 ふくしまから はじめよう。ハンサムウーマン発信事業	79
番号 5 ふくしまから はじめよう。情報発信事業	80
番号 6 県外向けテレビ放送事業委託業務	81
番号 7 県外向けテレビ放送事業委託業務	82
番号 8 サザエさん情報発信事業委託業務	83
番号 9 「ふくしまから はじめよう。」プロジェクト推進事業委託業務	85
番号 10 「ふくしまから はじめよう。」プロジェクト推進事業委託業務	87
番号 11 「ふくしまから はじめよう。」プロジェクト推進事業委託業務	88
番号 12 ふくしまから はじめよう。キビタン絆育成事業業務	89
番号 13 「ふくしまから はじめよう。」動画発信事業業務	91
番号 14 ふるさとの絆電子回覧板事業	92
番号 15 ふくしまから はじめよう。キビタン元気発信事業業務	93
番号 16 福島県全戸配布広報誌制作業務委託	95
番号 17 福島県コンテンツマネジメントシステム設計移行業務	96
番号 18 次期CMS構築に係るデータ移行支援業務	97
番号 19 県南地方観光推進事業「桜プロジェクト」業務委託	99
番号 20 会津観光再興キャンペーン事業	100
番号 21 奥会津魅力発信PR強化事業	101
番号 22 会津線ふるさと復興促進事業	102
番号 23 南会津観光回復・物産PR強化事業	103
番号 24 「おいでよ！南会津。」プロモーション強化事業	104
番号 25 南会津観光未来戦略・活力向上事業	105
番号 26 鉄道を利用した南会津地域の安全・安心情報と魅力発信事業	106
番号 27 福島県緊急雇用創出事業「相双の復旧・復興情報発信事業」業務委託	107
番号 28 医科大学における研究成果等情報発信事業	108
番号 29 選挙啓発委託業務（テレビスポットCM企画、制作及び放送）	110
番号 30 「5県ループ交流事業」業務委託	111
番号 31 ろっけんパーク出展事業業務委託	112
番号 32 ラジオ放送を活用した「復興に向けて歩む地域コミュニティ」からの情報発信事業業務委託	113
番号 41 消費者と生産者等の理解・交流促進事業委託	114
番号 42 都バス広報媒体活用による消費者啓発業務委託	115
番号 43 環境放射能測定マップWebサイト改修業務	116
番号 44 福島県災害対策本部モニタリング測定結果等作成業務	118
番号 45 「食品と放射能に関する説明会」事業業務委託	120
番号 46 広報誌等送付業務委託	121

番号 47	地域情報紙制作・発送業務委託	122
番号 48	福島県避難者意向調査（応急仮設住宅入居実態調査）業務委託	124
番号 49	東日本大震災中央子ども支援センター業務委託	125
番号 50	震災を踏まえた子育て環境に関する調査研究業務	127
番号 51	母子家庭等就業・自立支援センター事業	128
番号 52	ひとり親就業サポート強化事業	129
番号 53	平成 25 年度母子の健康支援事業	130
番号 54	ひとり親家庭自立支援対策強化業務	131
番号 55	看護職就業支援情報メールサービス事業	132
番号 56	学生向け介護職員初任者研修業務委託	133
番号 57	地域生活定着支援事業業務委託	135
番号 58	生活困窮者自立促進モデル事業	137
番号 59	福祉・介護人材緊急雇用支援事業	139
番号 60	福祉・介護人材育成就業支援事業	141
番号 61	うつくしま、ふくしま。健康福祉祭開催事業	142
番号 62	高齢者の健康・生きがいづくり事業	143
番号 63	高齢者相談総合センター運営事業	145
番号 64	奥会津アンテナショップ「歳時記市場」情報発信事業	146
番号 65	会津新スタイル発信プロジェクト	147
番号 66	会津の『農業・観光』復興支援事業	148
番号 67	「がんばろう ふくしま！」地域資源活用・PR 事業	149
番号 68	県南地方地域産業6次化創出・ふるさと体験交流促進事業	151
番号 69	ふくしま米消費拡大推進事業	152
番号 70	新生！ふくしまの恵み発信事業	153
番号 71	「ふくしま 新発売。」復興プロジェクト	155
番号 72	「がんばろう ふくしま！応援店」等拡大事業	157
番号 73	FMラジオ放送を活用した地域産業6次化推進事業	158
番号 74	道の駅情報システム整備業務委託（道整）	159
番号 75	福島県復興公営住宅入居支援業務に関する委託契約	161
番号 76	復興公営住宅先行展示施設委託業務	162
番号 77	ふくしま大交流フェア催行業務委託	163
番号 78	「日本一の酒処ふくしま」県産日本酒販路拡大・PR 事業	164
番号 79	「首都圏情報発信拠点」事前PR 事業業務	166
番号 80	広域的風評被害払拭販売促進事業	167
番号 81	FUKUSHIMAブランド海外イメージ回復事業	168
番号 82	FUKUSHIMAブランド海外イメージ回復事業（県産日本酒PR）	170
番号 83	県産品消費者理解情報発信事業（雑誌活用）	172
番号 84	県産品消費者理解促進事業	174
番号 86	ふくしま大交流フェア催行業務委託（消費者と被災地の生産者等の交流イベント）	175
番号 87	第 29 回東日本女子駅伝における観光PR 事業委託	176
番号 88	重点市場における市場調査事業	177
番号 89	中国観光プロモーション事業	178
番号 90	福島県台湾観光プロモーション事業 I	180
番号 91	韓国風評払拭緊急対策事業	182

番号 92 福島県観光素材発信事業	184
番号 93 福島県教育旅行再生事業	185
番号 94 日本一の観光地づくり推進事業（フラワーリズム増進事業）	187
番号 95 日本一の観光地づくり推進事業（おもてなし案内人ガイドブック作成）	188
番号 96 プレDC直前首都圏観光キャラバン事業	189
番号 97 スキーエリア誘客プロモーション対策業務	190
番号 98 大河ドラマ「八重の桜」キャンペーン事業（周遊誘客宝探し事業）	191
番号 99 「旅フェア日本 2013」出展業務	193
番号 100 県内周遊観光魅力づくり推進事業「温泉等をいかした周遊観光魅力づくり事業」	194
番号 101 日本一の観光地づくり推進事業「おもてなし研修会開催事業」	196
番号 102 日本一の観光地づくり推進事業「観光まちづくりワークショップ開催事業」	197
番号 103 日本一の観光地づくり推進事業「観光まちづくりワークショップ開催事業」	199
番号 104 日本一の観光地づくり推進事業「福島県観光地実態調査」	200
番号 105 子ども「ふるさと福島」魅力発掘プロジェクト事業	201
番号 106 大河ドラマ「八重の桜」キャンペーン事業（山手線ラッピングトレイン）	202
番号 107 大河ドラマ「八重の桜」キャンペーン事業（首都圏PRキャラバン・旅行A GT連携事業）	203
番号 108 福島空港就航先（北海道）トータルプロデュース事業	205
番号 109 福島空港送客促進対策事業（県内TV広報）業務委託	206
番号 110 福島空港交流促進・情報発信強化業務委託	207
番号 111 大型食品展示会等活用事業	208
番号 112 ネットショップ「キビタン市場」情報発信事業業務	209
番号 113 地場産業リーディングプロジェクト創出事業（水産加工品）	210
番号 114 地場産業ものづくりのチカラ強化事業	211
番号 115 企業誘致活動・広報強化事業「雑誌広告等製作・掲載」業務委託	212

※番号 33～40、85 については欠番

3 総論各論の指摘及び意見件数	213
-----------------	-----

## 第1部 監査概要

### 1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

### 2 選定した特定の事件

#### (1) 監査のテーマ

情報発信事業に関する財務事務執行及び管理運営について

#### (2) テーマの選定理由

情報発信に関する東日本大震災後の風評対策事業及び従来から実施してきた事業が県の方針に従って適正に執行され、かつ、十分な成果を挙げているかを検証することにより、今後の健全で適正な行財政運営に資することを目的とする。

#### (3) 監査の範囲

- ・県が実施している全ての行政サービスに関する情報発信業務を知事部局機関のみならず、知事部局以外の機関も含め、監査対象範囲とする。したがって、全ての知事所管部局、企業局、病院局、議会及び各種委員会が実施する情報発信業務を対象とした。
- ・主に東日本大震災後の風評被害対策を中心とした非常時における情報発信のあり方を監査するが、通常時いわゆる平時における情報発信のあり方についても監査した。
- ・主に財務事務の執行と管理運営について監査した。

### 3 外部監査の対象期間

平成25年度。なお、必要に応じ平成24年度以前及び平成26年度も監査の対象とした。

### 4 外部監査の実施期間

平成26年4月から平成27年3月まで

### 5 外部監査の実施体制

包括外部監査人	公認会計士	橋本	勉
同補助者	公認会計士	佐藤	成
同補助者	公認会計士	富樫	健一
同補助者	公認会計士	満山	幸成
同補助者	公認会計士	鈴木	康将
同補助者	公認会計士	齋藤	健
同補助者	公認会計士	小山	暢

## 6 外部監査の方法

### (1) 監査の要点

#### ア 情報発信に関する計画の検証

- ・各部局の実施事業に関する計画が方針に沿って適正に策定されているか
- ・各部局の事業目的や活動内容が明確となっているか

#### イ 各種事業における情報発信の検証

- ・各種事業の実施担当部局内での具体的な実施体制が明確にされているか
- ・各種事業の実施状況の内部管理が適切になされているか

#### ウ 情報発信の有効性の評価の検証

- ・実施した事業の効果について、内部評価が適切になされているか

#### エ 情報発信に関する財務事務の検証

- ・業務に関する財務事務の執行が所定の規則等に準拠し適正に行われているか

### (2) 主な監査手続

#### ア 関係法令、条例、規則等を入手し、法規準拠性を確かめる。

#### イ 担当する部局課等の担当者へ質問手続書に基づきヒアリングを実施する。

#### ウ 関係書類等の閲覧、分析及び照合を行う。

#### エ 他の東日本大震災県等の情報発信業務内容につき必要に応じて、比較調査、分析等を実施する。

### (3) 監査意見の区分

#### ア 指摘

現在の法令等に照らして違反又は不当と監査人が判断した事項

#### イ 意見

「指摘事項」には該当しないが、監査人が、改善を要すると判断した事項又は検討を要すると判断した事項

## 7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、包括外部監査人は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2部 監査対象

監査対象である情報発信業務に関する組織機構、事務分掌、予算、決算等の概要について以下記載する。

### 1 組織機構

- (1) 知事直轄
- (2) 総務部
- (3) 企画調整部
- (4) 生活環境部
- (5) 健康福祉部
- (6) 商工労働部
- (7) 農林水産部
- (8) 土木部
- (9) 出納局
- (10) 企業局
- (11) 病院局
- (12) 議会事務局
- (13) 教育庁
- (14) 警察本部
- (15) 選挙管理委員会事務局
- (16) 監査委員会事務局
- (17) 人事委員会事務局
- (18) 労働委員会事務局
- (19) 内水面漁場管理委員会

## 2 事務分掌

### (1) 知事直轄

#### ア 広報課

- ・知事直轄内の事務の総合企画及び調整に関すること。
- ・知事直轄内における人事、予算及び経理に関すること。
- ・県政の広報に関すること。
- ・庁内記者クラブに関すること。
- ・庁内広報に関すること。
- ・県政の公聴に関すること。
- ・県政相談に関すること。
- ・県民の交通事故相談に関すること。

(注) 教育委員会以外の事務分掌については、福島県行政組織規則（平成 15 年 3 月 24 日規則第 24 号）第三章本庁機関第二節分掌事務により記載した。

## 3 財務データ

### (1) 予算関係（総務費広報広聴費に関する集計数値）

#### ・予算年度推移

平成 22 年度（以下、東日本大震災時を「基準年度」と略称する。）358 百万円は震災の影響が特になく、通常の情報発信業務に伴うものとして計上されている。この基準年度と比較し、翌年度復旧・復興事業の開始に伴い、情報発信業務においても予算が増大し、平成 23 年度は 187 百万円増加（52.3%増）した。さらに、平成 24 年度においては、戦略的情報発信事業の本格的稼働に向けた情報発信事業に伴い 342 百万円（95.5%増）著しく増加している状況にある。平成 25 年度においても、平成 24 年度と同様、戦略的情報発信事業の本格的稼働により復旧・復興のより一層の拡大を目指し、441 百万円（122.9%増）著しく増加している状況にある。

#### ・予算内訳明細（時系列比較により著しい増加項目についてのみ記載）

役務費は、平成 23 年度と平成 24 年度は横ばい、平成 25 年度においては、60 百万円（21.8%増）増加している。

委託費は、基準年度と比較し、平成 23 年度・平成 24 年度・平成 25 年度については、それぞれ 193 百万円（709.5%増）、351 百万円（1,284.7%増）、368 百万円（1,349.3%増）著しく増加している。

(2) 決算関係（総務費広報広聴費に関する集計数値）

・決算年度推移

基準年度 337 百万円は予算と同様に震災の影響が特になく、通常の情報発信業務に伴うものとして計上されている。震災直後の平成 23 年度は復旧・復興事業の開始に伴い、91 百万円増加（27.1%増）した。さらに平成 24 年度は、戦略的情報発信事業の本格的稼働により 204 百万円（60.5%増加）増加し、さらに平成 25 年度は、戦略的情報発信事業の本格的稼働により 453 百万円（134.2%増）大幅に増加している。

・決算内訳明細（時系列比較により著しい増加項目についてのみ記載）

役務費は、基準年度と比較し、平成 23 年度及び平成 24 年度は横ばい、平成 25 年度においては、70 百万円（26.2%増）増加している。

委託費は、基準年度と比較し、平成 23 年度 88 百万円（460.6%増）大幅に増加し、さらに平成 24 年度 201 百万円（1,046.5%増）・平成 25 年度 371 百万円（1,930.7%増）著しく増加している。

(3) 予算決算比較（総務費広報広聴費に関する集計数値）

・予算・決算比較

基準年度においては、予算・決算ほぼ同額支出が見られる。平成 23 年度及び平成 24 年度においては、予算と比較して決算が大幅に減少している。その理由は、東日本大震災直後であり、当初予定していた事業が震災により中止あるいは翌年度に延期されたためである。予算と決算の差額を、繰越明許費として翌年度に繰り越している。

平成 23 年度は、予算 546 百万円に対し、決算 429 百万円であり、差額は 117 百万円である。なお、予算と決算の差額を、繰越明許費 112 百万円として翌年度に繰り越し、かつ、不用額 4 百万円を当年度計上した。

平成 24 年度は、予算 701 百万円に対し、決算 542 百万円であり、差額は 159 百万円である。なお、予算と決算の差額を、繰越明許費が 156 百万円として翌年度に繰り越し、かつ、不用額 2 百万円を当年度計上した。

※知事直轄広報広聴費以外の各部局の情報発信については款項目節に区分されていないために省略し、上記予算・決算関係、予算決算比較については知事直轄広報広聴費についてのみ記載している。

財務データ

歳出予算（総務費広報広聴費）

（単位：千円）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総務費				
総務管理費				
広報広聴費	358,773	546,411	701,406	799,835
報酬	18,271	16,639	16,762	17,786
共済費	2,555	2,439	2,474	2,364
報償費	807	963	618	807
旅費	2,933	1,456	2,760	4,566
需用費	25,663	22,012	35,031	35,894
役務費	279,151	280,158	263,786	340,106
委託費	27,322	221,185	378,334	395,974
使用料及び賃貸料	1,579	1,161	1,373	2,032
備品購入費	0	363	0	0
負担金及び補助及び交付金	492	35	268	306

※上記財務データ記載の金額は全て千円未満端数切捨てによる。

歳出予算基準年度比較割合（平成22年度を基準年度とする。）

（単位：％）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総務費				
総務管理費				
広報広聴費	100.0	152.3	195.5	222.9
報酬	100.0	91.1	91.7	97.3
共済費	100.0	95.5	96.8	92.5
報償費	100.0	119.3	76.6	100.0
旅費	100.0	49.6	94.1	155.7
需用費	100.0	85.8	136.5	139.9
役務費	100.0	100.4	94.5	121.8
委託費	100.0	809.5	1,384.7	1,449.3
使用料及び賃貸料	100.0	73.5	87.0	128.7
備品購入費	100.0	-	-	-
負担金及び補助及び交付金	100.0	7.1	54.5	62.2

財務データ

歳出決算（総務費広報広聴費）

（単位：千円）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総務費				
総務管理費				
広報広聴費	337,862	429,403	542,376	791,105
報酬	18,256	16,634	16,745	17,777
共済費	2,551	2,436	2,469	2,361
報償費	722	802	615	789
旅費	2,260	1,090	2,341	4,002
需用費	24,509	20,894	34,564	34,739
役務費	268,443	278,543	263,614	338,722
委託費	19,233	107,812	220,510	390,571
使用料及び賃貸料	1,403	833	1,267	1,848
備品購入費	0	331	0	0
負担金及び補助及び交付金	481	24	248	293

※上記財務データ記載の金額は全て千円未満端数切捨てによる。

よって広報広聴費と内書の金額合計とは一致しない。

歳出決算基準年度比較割合（平成22年度を基準年度とする。）

（単位：%）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総務費				
総務管理費				
広報広聴費	100.0	127.1	160.5	234.2
報酬	100.0	91.1	91.7	97.4
共済費	100.0	95.5	96.8	92.6
報償費	100.0	111.1	85.2	109.3
旅費	100.0	48.2	103.6	177.1
需用費	100.0	85.3	141.0	141.7
役務費	100.0	103.8	98.2	126.2
委託費	100.0	560.6	1,146.5	2,030.7
使用料及び賃貸料	100.0	59.4	90.3	131.7
備品購入費	100.0	-	-	-
負担金及び補助及び交付金	100.0	5.0	51.6	60.9

#### 4 広報広聴業務の実施状況（年度別）

新聞広報事業		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
地方紙					
福島民報(県政特集)	掲載回数/年	6	6	6	6
福島民報(県からのお知らせ)	掲載回数/年	24	24	22	22
福島民報(臨時広報)	段数/年	44	44	45	45
福島民友(県政特集)	掲載回数/年	6	6	6	6
福島民友(県からのお知らせ)	掲載回数/年	24	24	22	22
福島民友(臨時広報)	段数/年	44	44	45	45
中央紙等					
読売新聞(県からのお知らせ)	掲載回数/年	3	3	3	3
朝日新聞(県からのお知らせ)	掲載回数/年	3	3	3	3
毎日新聞(県からのお知らせ)	掲載回数/年	3	3	3	3
産経新聞(県からのお知らせ)	掲載回数/年	3	3	3	3
河北新報(県からのお知らせ)	掲載回数/年	3	3	3	3
うつくしまゆめだより発行事業		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
「うつくしまゆめだより」等	発行回数/年	4	4	6	6
	一回あたり部数	675,000	700,000	700,000	700,000
	意見・感想件数	3,413	-	7,983	5,675
「点字広報ふくしま」	発行回数/年	4	4	6	6
	一回あたり部数	-	-	-	-
	意見・感想件数	-	-	-	-
広聴活動事業		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
県民提案制度	提案件数	24	5	44	26
	事業実施	3	-	3	4
うつくしま県民意見公募	公募件数	25	15	82	19
	意見件数	406	1,974	281	271
	反映件数	122	101	64	40
移動知事室	開催回数	7	-	2	3
県政相談事業	相談件数	1,912	2,759	1,807	1,434
交通事故相談事業	相談件数	564	543	632	603
交通事故巡回相談	相談件数	36	27	26	19
県政案内事業	受付者数	77,769	89,185	78,355	76,958
県庁見学案内	見学者数	2,293	371	1,049	977

※上記表は、予算執行説明資料より作成している。なお、平成22年度末～平成23年度については、災害対応に組み替えているが、予算ベースで作成している（広聴活動事業を除く。）。

## 5 県民広聴室事業（年度別）

### (1) 県政世論調査

（出典：平成 25 年度県政世論調査報告書（知事直轄県民広聴室）より）

◎過去に実施した調査項目一覧

年度	調査項目	質問数	調査項目	標本数	回収率 (%)
平成 2 2 年度	8	30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県農林水産物の消費拡大について</li> <li>・地域社会の安全・安心について</li> <li>・生活習慣病予防対策について</li> <li>・水について</li> <li>・生物多様性について</li> <li>・廃棄物対策について</li> <li>・福島県総合計画について</li> <li>・安全で安心な県づくりについて</li> </ul>	1,300	60.8
平成 2 3 年度	7	24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震災時及び現在における情報収集について</li> <li>・男女共同参画の視点からの災害対応について</li> <li>・心の健康について</li> <li>・震災後の商業環境について</li> <li>・芸術文化・スポーツ活動について</li> <li>・震災後の県内の安全・安心(治安)について</li> <li>・安全で安心な県づくりについて</li> </ul>	1,300	63.4
平成 2 4 年度	9	33	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境について</li> <li>・水に関する意識について</li> <li>・子育て支援策について</li> <li>・青少年の健全育成について</li> <li>・ユニバーサルデザインについて</li> <li>・ジェネリック医薬品(後発医薬品)について</li> <li>・地域社会の安全・安心(治安)について</li> <li>・安全で安心な県づくりについて</li> <li>・県総合計画について</li> </ul>	1,300	60.7
平成 2 5 年度	8	24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興に関する情報発信について</li> <li>・心の健康について</li> <li>・救急医療について</li> <li>・農林水産業について</li> <li>・生物多様性について</li> <li>・地域社会の安全・安心(治安)について</li> <li>・安全で安心な県づくりについて</li> <li>・県総合計画について</li> </ul>	1,300	61.8

(2) 県政相談

(出典：平成 25 年度県政相談の概要（知事直轄県民広聴室）より)

相談受理件数 (単位：件)

区分 年度	22	23	24	25
県政相談	1,912	2,759	1,807	1,434
交通事故相談	564	543	632	603
計	2,476	3,302	2,439	2,037

相談コーナー別受理件数（県政相談） (単位：件)

年度 区分	本庁	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	計
22	1,269	96	114	215	27	43	148	1,912
23	2,189	87	49	167	13	64	190	2,759
24	1,398	23	42	172	30	37	105	1,807
25	975	124	40	136	38	38	83	1,434

相談方法別（県政相談） (単位：件)

年度 区分	在庁相談					巡回相談		計
	面接	電話	文書	その他	計	巡回	合同	
22	326	1,515	64	1	1,906	0	6	1,912
23	240	2,121	342	0	2,703	0	56	2,759
24	175	1,341	283	0	1,799	0	8	1,807
25	200	955	266	0	1,421	0	13	1,434

相談種類別 (単位：件)

年度 区分	行政相談							民事相談	計
	相談	照会	要望	苦情	意見	提案	計	計	
22	340	860	56	109	46	2	1,413	499	1,912
23	304	1,130	349	180	322	41	2,326	433	2,759
24	196	826	133	165	189	17	1,526	281	1,807
25	149	650	103	175	94	10	1,181	253	1,434

### (3) 県民提案制度

(出典：県民提案の状況（平成25年度受理分）（知事直轄県民広聴室）より)

提案件数 (単位：件)

区分	年度	22	23	24	25
提案		24	5	44	26
意見・要望等		289	822	299	260
合計		313	827	343	286

平成25年度提案件数 分野別内訳 (単位：件)

提案等内容	件数
教育に関する事	2
地域振興に関する事	4
生活環境に関する事	6
保健福祉に関する事	1
土木に関する事	1
商工労働に関する事	4
農林水産に関する事	2
上記以外	6
合計	26

平成25年度提案方法 (単位：件)

媒体別	電子メール	手紙・はがき	ファックス	その他	計
件数	24	2	0	0	26

平成25年度県民提案の検討・対応状況 (単位：件)

処理区分	事業実施	調査・研究	現行施策推進	困難	その他	計
件数	4	4	15	3	0	26

## 6 基本方針

### (1) 情報発信戦略会議設置要綱

#### 情報発信戦略会議設置要綱

##### (趣 旨)

第1条 各部局が連携を図り一体感を持って、本県が持つ魅力とふくしまの「今」の正確な情報を国内外に効果的に発信し、復興に向けた前向きなふくしまのイメージを創り上げていくための戦略を検討する情報発信戦略会議を設置する。

##### (組 織)

第2条 情報発信戦略会議は別表第1に掲げる者をもって組織する。

2 情報発信戦略会議に議長及び副議長を置く。

3 議長は知事、副議長は副知事とする。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（平成二十年福島県規則第十三号）に規定する順序に従い、その職務を代理する。

##### (協 議)

第3条 情報発信戦略会議は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 重点的、集中的に情報を発信していくための全庁的な情報発信方針に関すること

(2) 効果的に情報発信活動を展開していくための部局間の連携に関すること

(3) その他県の情報発信に関する重要事項

##### (会 議)

第4条 情報発信戦略会議は、必要に応じて議長が招集する。

2 議長は、必要に応じ、構成員以外の者を情報発信戦略会議に出席させ、又は出席を要請することができる。

##### (幹事会)

第5条 情報発信戦略会議に情報発信戦略幹事会議を置く。

2 情報発信戦略幹事会議は、別表第2に掲げる者をもって組織する。

3 情報発信戦略幹事会議は、情報発信戦略会議に付議する事案の協議調整のほか、県の情報発信に関する必要な事項について調整を行う。

4 情報発信戦略幹事会議は、必要に応じ知事直轄広報課長が招集する。

##### (庶 務)

第6条 情報発信戦略会議の庶務は、知事直轄広報課において処理する。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、情報発信戦略会議の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

知事 副知事 病院事業管理者 警察本部長 教育長 直轄理事 総務部長  
企画調整部長 生活環境部長 保健福祉部長 商工労働部長 農林水産部長  
土木部長 会計管理者兼出納局長 企業局長 病院局長 観光交流局長  
文化スポーツ局長 避難地域復興局長 県北地方振興局長 東京事務所長

別表第2 (第5条関係)

広報課長 県民広聴室長 総務部主幹 企画調整課主幹 生活環境部企画主幹  
保健福祉部企画主幹 商工労働部企画主幹 農林水産部企画主幹 土木部企画主幹  
企業局主幹 病院局主幹 教育庁企画主幹 人事委員会事務局総務審査課主幹  
文化スポーツ局文化振興課総括主幹 観光交流局観光交流課総括主幹  
避難地域復興局避難地域復興課総括主幹 警察本部警務部総務課広報官  
県北地方振興局企画商工部主幹 (総務担当) 東京事務所企画交流課主幹 (観光交流担当)

※なお、この要綱の最新版は、平成26年4月1日に施行され、別表第1 (第2条関係) の構成員を拡充し施行している。

(2) 福島県広報広聴企画会議設置要綱

福島県広報広聴企画会議設置要綱

平成 15 年 4 月 16 日付 15 知第 1017 号  
平成 16 年 4 月 1 日 一 部 改 正  
平成 17 年 7 月 6 日 一 部 改 正  
平成 18 年 4 月 3 日 一 部 改 正  
平成 19 年 4 月 4 日 一 部 改 正  
平成 20 年 4 月 1 日 一 部 改 正  
平成 22 年 4 月 1 日 一 部 改 正  
平成 24 年 4 月 1 日 一 部 改 正

(目 的)

第 1 福島県の行政に関する広報広聴事業を円滑かつ効果的に行うため、広報広聴企画会議を設置する。

(内 容)

第 2 広報広聴企画会議（以下「会議」という。）は次に掲げる事項を協議する。

- (1) 広報広聴の基本方針に関すること。
- (2) 広報テーマに関すること。
- (3) 広報効果の集約及び検証に関すること。
- (4) 各種懇談会及び県政世論調査等のテーマに関すること。
- (5) その他広報広聴に関すること。

(組 織)

第 3 会議は、別表 1 に掲げる者をもって構成する。  
2 会議に議長を置くこととし、広報課長をもって充てる。

(会議の開催)

第 4 会議は、議長が招集し、これを主宰する。  
2 会議は原則として毎月開催する。ただし、議長が必要と認めるときは、随時開催することができる。  
3 会議には、議長が必要に応じて構成員以外の者を参加させることができる。

(広報広聴担当者)

第 5 別表 1 に掲げる各部局等に広報広聴担当者（以下「担当者」という。）を 1 人おく。  
2 担当者は、会議の構成員を補佐し、広報広聴の連絡調整にあたるものとする。  
3 担当者は、会議の構成員が所属する総室等の所属長が指名する。

(広報広聴連絡員)

第 6 別表 1 に掲げる各部局等の各課（室）に広報広聴連絡員（以下「連絡員」という。）を 1 人おく。  
2 連絡員は、課（室）内の広報広聴の連絡調整にあたるものとする。  
3 連絡員は、課(室) 長が指名する。

(会議の庶務)

第 7 会議の庶務は、広報課で処理する。

(雑 則)

第8 この要綱に定めるもののほか会議の運営に関して必要な事項は、議長が定める。

(附 則) この要綱は、平成 15 年 4 月 16 日から施行する。

(附 則) この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則) この要綱は、平成 17 年 7 月 6 日から施行する。

(附 則) この要綱は、平成 18 年 4 月 3 日から施行する。

(附 則) この要綱は、平成 19 年 4 月 4 日から施行する。

(附 則) この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則) この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則) この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

#### 別表 1 構成員

知事直轄	知事公室	広報課長 県民広聴室長
総務部	財務総室	総務部主幹
企画調整部	企画調整総室	企画調整課主幹
	文化スポーツ局	文化振興課総括主幹
	避難地域復興局	避難地域復興課総括主幹
生活環境部	生活環境総室	生活環境部企画主幹
保健福祉部	保健福祉総室	保健福祉部企画主幹
商工労働部	商工労働総室	商工労働部企画主幹
	観光交流局	観光交流課総括主幹
農林水産部	農林水産総室	農林水産部企画主幹
土木部	企画技術総室	土木部企画主幹
教育庁		教育庁企画主幹
企業局		企業局主幹
病院局		病院局主幹
人事委員会事務局		総務審査課主幹
警察本部	総務課	広報官

(3) 平成 25 年度ふくしまからはじめよう。情報発信戦略

県は、平成 25 年 5 月 27 日に開催した、情報発信戦略会議にて、県の情報発信戦略である「平成 25 年度ふくしまからはじめよう。情報発信戦略」を方針として掲げている。下記に、その内容を示す。

平成25年5月27日 情報発信戦略会議



平成25年度ふくしまからはじめよう。情報発信戦略



## 1 目的

「ふくしまから はじめよう。」のスローガンのもと、復興のみならず、新しい社会の在り方を“ふくしま”から示す気概を持ち、各部局の連携による一体感、躍動感とともに、ふくしまの情報を効果的に発信し、前向きなふくしまのイメージを創り上げていく。



2

## 2 現状と課題

### (1) 根強い風評と風化の懸念

- (ア) 福島ニュースとして取り上げられるのは原発問題が多い。
- (イ) 「福島」をキーワードとした新聞記事の減少。
- (ウ) 震災直後の極端な福島拒絶は薄まっているが、福島県産品等をあえて選択する理由や福島と関わろうとするモチベーションが低いいため、県外とふくしまの関係が「福島＝選択除外」の状態から前進できないでいる。

### (2) 「県の顔が見えない」

- ・ 県の取り組みが十分に伝わっていない。

### (3) 部局間連携・情報共有不足

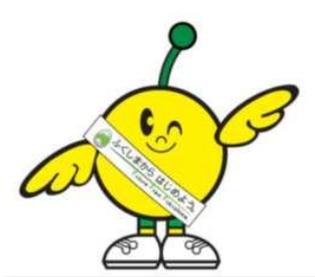
### (4) 職員の情報発信力不足



3

### 3 基本方策

- (1) 統一感と連携の強化
- (2) 県の顔が見え、姿勢が伝わる情報発信
- (3) 情報発信の機会の拡大



4

### 4 具体的な手法

#### ○ 「伝える」から「伝わる」情報発信の実現

- ・ 対象者を明確化し、情報の受け手の立場に立った情報発信を行い、理解を深める。

#### 【実行の方法】

対象者に合わせた媒体、テーマ、表現などを工夫し、受け手に親近感のある内容とする（共感）

写真やイラスト、グラフなどを積極的に活用する（見える化）

施策の全体像、他の事業との関連、進捗状況を明らかにする（体系化）



5

【実行の方法】

対象者に合わせた媒体、テーマ、表現などを工夫し、受け手に親近感のある内容とする（共感）

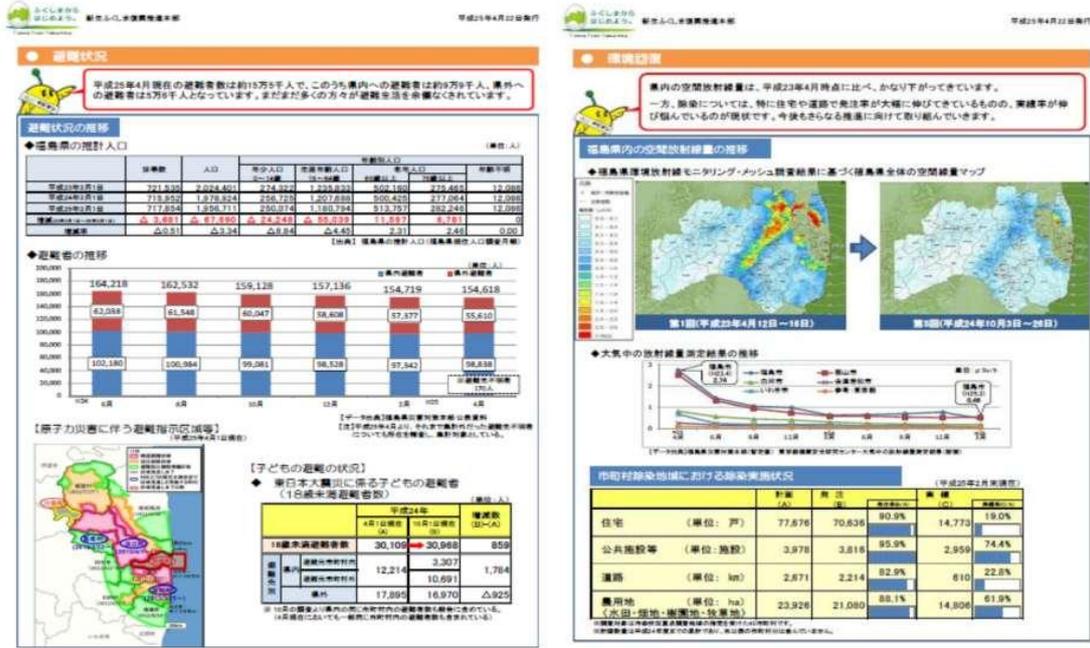


「キビタンGO! ~ふくしまから はじめよう。~」

写真やイラスト、グラフなどを積極的に活用する（見える化）

復旧・復興インフォメーション【土木部】

施策の全体像、他の事業との関連、進捗状況を明らかにする（体系化）



ふくしま復興のあゆみ【新生ふくしま復興推進本部】

○ フェイスブックのさらなる活用

- ・職員自身が発信する機会の拡大。



○平成24年6月18日に福島県公式フェイスブック「ふくしまから はじめよう。」を開設。「いいね！」した人の数 22,945人(平成25年5月24日現在)。

※「いいね！」→ファンの数

○この数は、都道府県公式フェイスブックの中では、ナンバーワン。

○1回の投稿を平均約18,000人が見ており、月33万人を超える人々(のべ数)に情報を発信するメディアになっている。(平成25年4月の平均数)

○昨年9月からは英語による発信も行っており、海外からも約1,500人が「いいね！」している。

○フェイスブックページ内において、ファンの方が自ら県内の写真を投稿したり、県産品を紹介したりしてページを盛り上げている。



10

### 【実行の方法】

チーム「ふくしまから はじめよう。」の拡充。

各部局、出先機関の職員による発信。



チーム「ふくしまから はじめよう。」



11

○ 「ふくしまから はじめよう。」 「ふくしまから はじめよう。  
キビタン」「八重たん」の積極的な活用

- ・ 「ふくしまから はじめよう。」を一層浸透させ、「ふくしまから新しい流れを創る」との思いを共有し、県民一丸となった復興への機運を高める。
- ・ 県復興シンボルキャラクター「ふくしまから はじめよう。キビタン」と、新島八重マスコットキャラクター「八重たん」を活用し、親しみやすい情報発信を行う。



「ふくしまから はじめよう。キビタン」



「八重たん」

12

【実行の方法】

パンフレット、あいさつ、封筒、クリアファイル、会議資料、メール、署名などの発信の機会における、「ふくしまから はじめよう。」 「ふくしまから はじめよう。キビタン」 「八重たん」の活用。

「チームキビタン」 「八重隊」のイベント等での積極的な活用。



「チームキビタン」



13

## ○ 広報広聴企画会議・広報協議などを通じた情報共有、 効果的な情報発信の徹底

- ・ 情報発信に関する事業の集約、関連する情報の発信内容や発信方法の調整等、部局間連携を深める。

### 【実行の方法】

効果的な事例（「ふくしまから はじめよう。」 「キビタン」の活用、効果的なプレスリリースなど）の共有

重点イベント等での各部局間連携



14

## ○ 効果の測定

- ・ 効果をしっかりと検証することにより、PDCAサイクルを確立する。

### 【実行の方法】

イベントの来場者や県産品の売上額など出来る限り定量的な指標を定め、直接の聞き取りやアンケートなどで、効果の把握及び分析



15

## 情報発信戦略アドバイザー

### 山崎 祥之（やまざき よしゆき）氏

(有)partizan/パルチザン 代表取締役

#### 最近の主な活動

- 野村證券・福島大学と連携し「福島の未来に関する意見募集」県民アンケートの企画・実施
- 「東北からメダリストを」をスローガンに、カールルイスら伝説の金メダリスト3名を招集し「東北スポーツサミット」を実施
- 7月に福島県で初となるいわき市でのオールスターゲームの活性化企画協力

16

## 5 情報戦略アドバイザーの活用による取組の推進

- 「ふくしまから はじめよう。」のスローガンに込められた、ふくしまから新しい流れを創る「起点づくり」、「人づくり」のプロジェクトを構築し、それを広げるによりふくしまの前向きなイメージを創りあげる。
- 県外の方と福島との“縁やゆかり”を生み出していくための関係づくりを、県外からのムーブメント(うねり)として醸成し、“縁やゆかり”を深め継続的に協働できるネットワークを構築して情報発信につなげていく。

17

### 【実行の方法】

「ふくしまから何かをはじめる仕組み作り」、「県外の人々がふくしまと関わるための仕掛け作り」についてアドバイスを受ける。また具体的なプロジェクトの構築や、必要なネットワークにおいても協力体制を組む。

広報担当者向け研修の開催などにより、職員が“注目されるふくしま”を担える広報マインドのボトムアップを図って情報発信を行う。



広報担当者研修  
“注目されるふくしま”



(4) 福島県総合計画における情報発信業務の位置付け

総合計画は、県政全体の基本的方針を示す最上位の計画であり、復興計画（第2次）（(5)で後述）と将来像を共有しながら、本県の一日も早い復興のために必要な取組を機動的かつ確実に進めるための計画である。

東日本大震災・原子力災害の風化防止対策の一つとして、ふくしまの魅力と今を様々な機会を活用し情報を発信し続けるとしている（第3章 政策分野別の主要施策 安全と安心(6)大規模災害対策・危機管理体制④より）。

(5) 福島県復興計画（第2次）における情報発信業務の位置付け

復興計画は、東日本大震災を含む一連の災害からの復興に向けての取組を総合的に示すための計画である。

県内外、さらには国外でふくしまに対して心を寄せる方々の協力を得ることができるよう、テレビ、インターネット等、あらゆる媒体を複合的に活用して、本県の現在の姿、復興に向けた取組の状況等の的確な情報を国内外に発信する。また、被災者への情報発信においては、原子力災害等の長期化に伴う被災者のニーズの変化や多様化に対応し、よりきめ細かな情報発信を行うとしている（IV復興の実現に向けて 1 情報の発信）。

## 7 東日本大震災に関連する本県の現況概要

### (1) 被害状況

		平成27年3月2日(月) 8時00分現在 福島県災害対策本部	
1 警報等発表状況			
平成23年3月11日	14:46	震度6強：白河市、須賀川市、国見町、天栄村、富岡町、大熊町、浪江町、鏡石町、楡葉町、双葉町、新地町 震度6弱：福島市、二本松市、本宮市、郡山市、桑折町、川俣町、西郷村、矢吹町、中島村、玉川村、小野町、棚倉町、伊達市、広野町、浅川町、田村市、いわき市、川内村、飯館村、相馬市、南相馬市、猪苗代町 震度5強：大玉村、泉崎村、矢祭町、平田村、石川町、三春町、葛尾村、古殿町、会津若松市、会津坂下町、喜多方市、湯川村、会津美里町、磐梯町 その他県内で震度5弱～を観測	
	14:49	津波警報(大津波)発表	
	17:40	震度5強：富岡町 その他県内で震度5弱～を観測	
3月12日	20:20	津波警報(津波)へ切り替え	
3月13日	7:30	津波注意報へ切り替え	
	17:58	津波注意報解除	
3月23日	7:12	震度5強：いわき市 その他県内で震度4～を観測	
3月23日	7:34	震度5強：いわき市 その他県内で震度4～を観測	
3月23日	18:55	震度5強：いわき市 その他県内で震度4～を観測	
4月7日	23:32	震度5強：桑折町、国見町、田村市、伊達市、相馬市、新地町、飯館村、南相馬市 その他県内で震度5弱～を観測	
4月11日	17:16	震度6弱：中島村、古殿町、いわき市 震度5強：白河市、鏡石町、天栄村、棚倉町、平田村、浅川町 その他県内で震度5弱～を観測	
	17:18	津波注意報発表	
	18:05	津波注意報解除	
4月12日	14:07	震度6弱：いわき市 震度5強：浅川町、古殿町 その他県内で震度5弱～を観測	
7月31日	3:53	震度5強：楡葉町、川内村 その他県内で震度5弱～を観測	
9月29日	19:05	震度5強：いわき市	
平成25年9月20日	2:25	震度5強：いわき市 震度5弱：広野町、楡葉町 その他県内で震度4～を観測	
2 県・市町村の体制(災害対策本部等設置状況)			
(1) 県	3月11日	災害対策本部設置、警察本部災害警備本部設置	
(2) 市町村		災害対策本部設置：44市町村	
3 避難の状況			
県内への避難者数(1月30日現在)		73,077人	
県外への避難者数(1月15日現在)		45,735人	
避難先不明者		50人	
合計		118,862人	

#### 4 被害の状況

##### (1) 人的被害 ※詳細別紙 (P.4)

・死者	3,695	人	(南相馬市 1,105 人、相馬市 484 人、いわき市 460 人、浪江町 524 人、富岡町 315 人ほか)
・行方不明者	3	人	(広野町 1 人ほか)
・重傷者	20	人	(相馬市 4 人、いわき市 3 人ほか)
・軽傷者	163	人	(南相馬市 57 人、国見町 20 人ほか)

##### (2) 住家・非住家被害 ※詳細別紙 (P.5)

###### 住家

・全壊	21,691	棟
・半壊	76,290	棟
・一部破損	165,029	棟
・床上浸水	1,118	棟
・床下浸水	338	棟

###### 非住家

・公共建物	1,269	棟
・その他	29,704	棟

#### 5 消防職員の出動延人数

・消防職員	5,706	人
・消防団員	43,776	人

#### 6 その他

##### (1) 鉄道

・常磐線 竜田～原ノ町間、相馬～浜吉田間 運転見合わせ

##### (2) 一般道路 ※詳細別紙 (P.8,9)

・主要国道	国道6号 全線通行可(帰還困難区域内は、自動二輪、原動機付自転車、軽車両及び歩行者は通行不可)
・一般国道	平成24年6月8日付けで全線通行可
・県道	大芦鹿島線など16箇所で開催止め
・農林道	

##### (3) 高速道路

平成26年2月22日付けで全線通行可

##### (4) その他

・停電	浜通りの一部(帰還困難区域)で12,637戸
・NTT回線	避難指示区域で11,300回線不通 ※特設公衆電話(無料)については平成24年3月27日に撤去
・水道	津波被害地域、帰還困難区域など20,728戸で断水

※被害状況速報については、随時福島県ホームページにて更新

(2) 災害復旧工事進捗状況

県の公共土木施設の東日本大震災に関する災害復旧工事は、平成27年2月28日取りまとめ現在、被災した箇所については、90%の箇所で事業に着手し、68%の箇所で完成に至っている。

平成27年2月28日現在

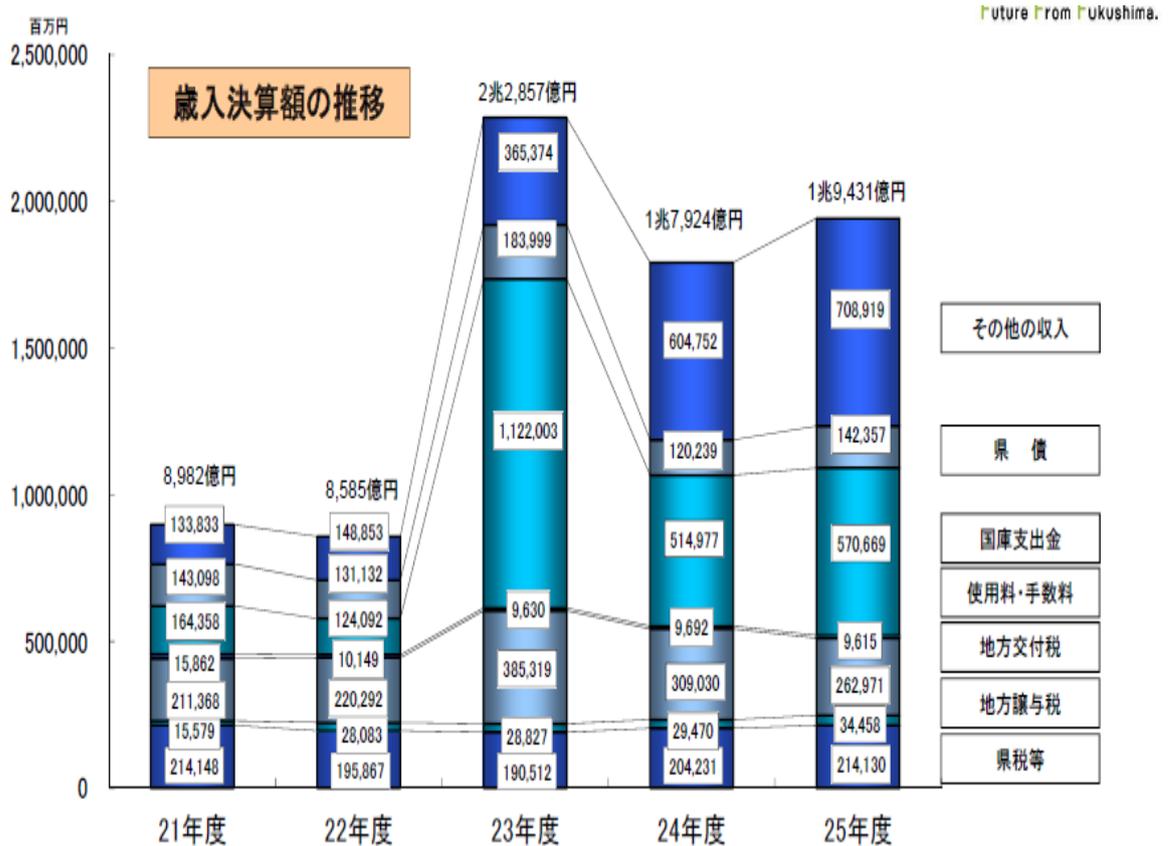
東日本大震災	査定決定数	着工件数	完了件数	着工率(%)	完了率(%)
工種別	2,107	1,903	1,435	90%	68%
河川	252	236	192	94%	76%
砂防	21	21	20	100%	95%
海岸	156	129	26	83%	17%
道路	726	700	632	96%	87%
橋梁	45	38	27	84%	60%
港湾	332	302	253	91%	76%
漁港	478	380	188	79%	39%
下水	3	3	3	100%	100%
公園	5	5	5	100%	100%
公営住宅	89	89	89	100%	100%
方部別	2,107	1,903	1,435	90%	68%
会津	26	26	26	100%	100%
中通り	534	534	527	100%	99%
浜通り	1,547	1,343	882	87%	57%
東日本大震災	査定決定数	着工件数	完了件数	着工率(%)	完了率(%)
工種別(会津)	26	26	26	100%	100%
河川	5	5	5	100%	100%
道路	16	16	16	100%	100%
港湾	1	1	1	100%	100%
公営住宅	4	4	4	100%	100%
東日本大震災	査定決定数	着工件数	完了件数	着工率(%)	完了率(%)
工種別(中通り)	534	534	527	100%	99%
河川	71	71	71	100%	100%
砂防	12	12	12	100%	100%
道路	394	394	387	100%	98%
橋梁	13	13	13	100%	100%
	41	41	41	100%	100%
東日本大震災	査定決定数	着工件数	完了件数	着工率(%)	完了率(%)
工種別(浜通り)	1,547	1,343	882	87%	57%
河川	176	160	116	91%	66%
砂防	9	9	8	100%	89%
海岸	156	129	26	83%	17%
道路	316	290	229	92%	72%
橋梁	32	25	14	78%	44%
港湾	331	301	252	91%	76%
漁港	478	380	188	79%	39%
公園	5	5	5	100%	100%
公営住宅	44	44	44	100%	100%

(3) 一般会計歳入歳出年度推移

ア 歳入決算額年度推移（普通会計）

下記グラフに示してあるとおり、東日本大震災後の平成23年度より、歳入決算額が増加している。監査対象年度である、平成25年度においては、歳入決算額は1兆9,431億円であり、前年度である平成24年度対比で、1,507億円（8.4%）増加している。

（福島県ホームページより引用（平成26年度IR説明会資料 P11））



(単位: 百万円)

年度	県税等	地方譲与税	地方交付税	使用料・手数料	国庫支出金	県債	その他の収入	合計		
								自主財源	依存財源	
21年度	214,148	15,579	211,368	15,862	164,358	143,098	133,833	898,246	360,597	537,649
22年度	195,867	28,083	220,292	10,149	124,092	131,132	148,853	858,468	304,304	554,164
23年度	190,512	28,827	385,319	9,630	1,122,003	183,999	385,374	2,285,664	562,702	1,722,962
24年度	204,231	29,470	309,030	9,692	514,977	120,239	604,752	1,792,391	817,346	975,045
25年度	214,130	34,458	262,971	9,615	570,669	142,357	708,919	1,943,119	931,388	1,011,731

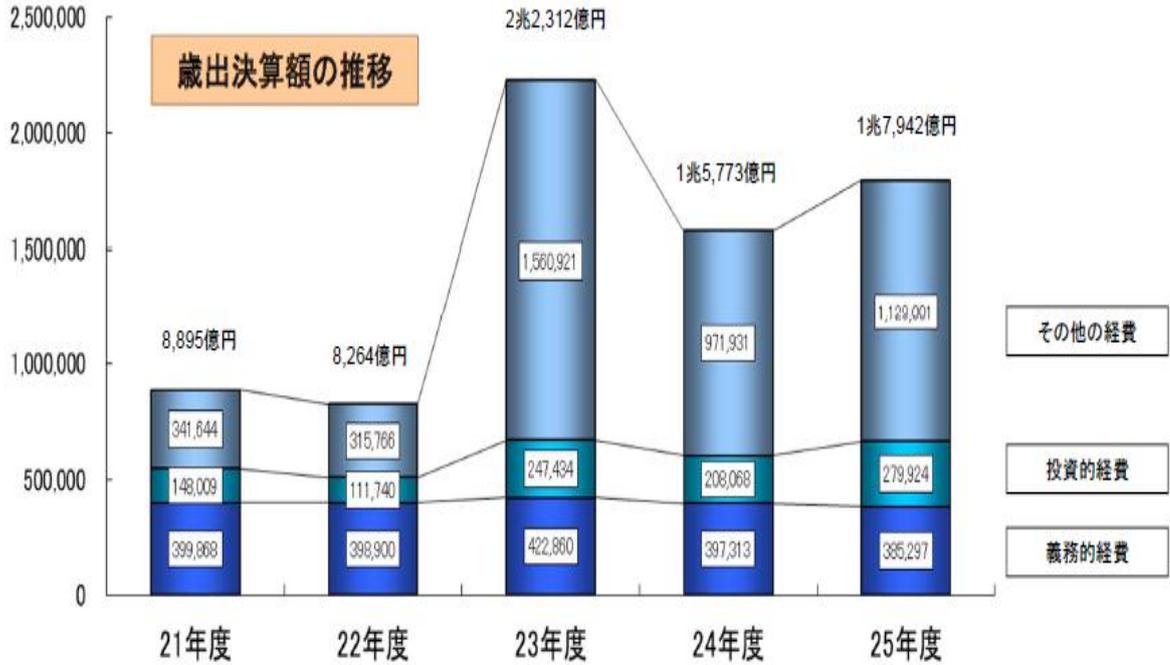
● 25年度の歳入決算額は1兆9,431億円となり、対前年度1,507億円（8.4%）の増

イ 歳出決算額年度推移（普通会計）

（福島県ホームページより引用（平成26年度IR説明会資料 P12））

百万円

Future From Fukushima.



(単位: 百万円)

	義務的経費		投資的経費		その他の経費		合計		
	人件費	公債費	建設事業	補助費	投資等				
21年度	399,868	261,655	123,085	148,009	147,174	341,644	154,553	80,855	889,521
22年度	398,900	253,894	125,411	111,740	111,207	315,766	157,072	83,897	826,406
23年度	422,860	272,103	122,269	247,434	206,238	1,560,921	275,246	190,141	2,231,215
24年度	397,313	260,665	120,157	208,068	149,780	971,931	376,074	134,072	1,577,312
25年度	385,297	252,622	116,834	279,924	209,093	1,129,001	485,065	145,970	1,794,222

● 25年度の歳出決算額は1兆7,942億円となり、対前年度2,169億円(13.8%)の増

ウ 東日本大震災に伴うこれまでの措置

東日本大震災後、震災・原子力災害対応分として、平成24年度では9,328億円、平成25年度では9,927億円予算計上している。

(福島県ホームページより引用 (平成26年度IR説明会資料 P3))

◆震災発生以降、避難者支援、被災施設の復旧、除染、県民の健康管理など、喫緊の課題に対応。

平成22年度及び23年度

平成22年度5号補正予算(平成23年3月22日専決)、  
平成23年度当初予算、1号補正予算(平成23年4月15日専決)～12号補正予算(平成24年3月30日専決)  
総額 1兆4,951億200万円【うち震災・原子力災害対応分 1兆4,855億円】

平成24年度

平成24年度当初予算、1号補正予算(平成24年5月18日専決)～12号補正予算(平成25年3月29日専決)  
総額 1兆8,068億2,300万円【うち震災・原子力災害対応分 9,328億円】

平成25年度

平成25年度当初予算、1号補正予算(平成25年4月23日専決)～8号補正予算(平成26年3月31日専決)  
総額 1兆7,737億200万円【うち震災・原子力災害対応分 9,927億円】

○ 避難者の支援

・復興公営住宅の整備 等

○ 公共施設等の復旧

・土木、農林水産関連、学校施設等の復旧事業

○ 県民の健康管理

・学校や住宅等の除染  
・全県民を対象とした健康管理調査の実施  
・子どもの医療費無料化 等

○ 農林水産物の検査体制強化、農業者支援

・コメの全袋検査、検査機器の拡充  
・県産農産物の首都圏等での販売促進 等

○ 商工業の支援

・「ふくしま産業復興企業立地補助金」の創設  
・緊急雇用創出基金を活用した人材の確保 等

(4) 東日本大震災後の職員数の状況

ア 職員数の状況と主な増減理由

(平成26年10月31日金曜日福島県報号外第53号別冊福島県人事行政の運営等の状況(人事課)より引用)

(各年度4月1日現在)

機関名	職員数				対前年度増減数 (前年同月比較)	主な増減理由
	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度		
知事部局	5,325 (209)	5,240 (241)	5,381 (271)	5,529 (287)	148 (16)	震災対応等のための増員
企業局	40 (2)	42 (2)	41 (0)	40 (0)	△ 1 (0)	
病院局	704 (22)	674 (23)	616 (11)	355 (10)	△ 261 (△ 1)	県立会津総合病院の廃止、新規採用職員の減
議会事務局	36 (0)	36 (1)	36 (1)	36 (1)	0 (0)	
教育委員会	17,505 (25)	16,963 (36)	16,773 (37)	16,615 (50)	△ 158 (13)	児童・生徒数の減少に伴う減
警察本部	3,577 (30)	4,059 (34)	3,981 (38)	3,997 (34)	16 (△ 4)	震災対応等のための増員
選挙管理委員会事務局	5 (0)	5 (0)	5 (0)	5 (0)	0 (0)	
監査委員事務局	23 (0)	23 (1)	24 (1)	24 (1)	0 (0)	
人事委員会事務局	12 (0)	12 (0)	12 (0)	12 (0)	0 (0)	
労働委員会事務局	11 (0)	11 (0)	11 (0)	11 (0)	0 (0)	
海区漁業調整委員会事務局	5 (0)	6 (0)	6 (0)	6 (0)	0 (0)	
合計	27,243 (288)	27,071 (338)	26,886 (359)	26,630 (383)	△ 256 (24)	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、( )内は再任用短時間勤務職員※で外書です。

※ 再任用短時間勤務職員

地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の5の規定に基づき、定年退職者で、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のものを占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの。)に採用された職員

## イ 復旧・復興に向けた人員の確保

知事部局では、東日本大震災及び原子力災害からの復旧及び復興事業を着実に推進するため、暫定的に職員の定数を増員し、任期付職員の採用や地方自治法に基づく都道府県等からの職員派遣の要請などにより、必要な人員の確保を図っています。

### ア 条例定数の状況

	平成18年4月1日	平成23年4月1日	平成24年10月改正
条例定数	5,862	5,512	5,812

(注) 改正後の条例定数は、復旧及び復興の状況を勘案し、施行後5年以内に検討することとしています。

### イ 任期付職員数(各年4月1日現在)

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
任期付職員数	-	106	194	269

(注) 1 任期付職員数は、上記(1)の職員数の内数で、特定任期付職員を含む。  
2 市町村派遣職員は除く。

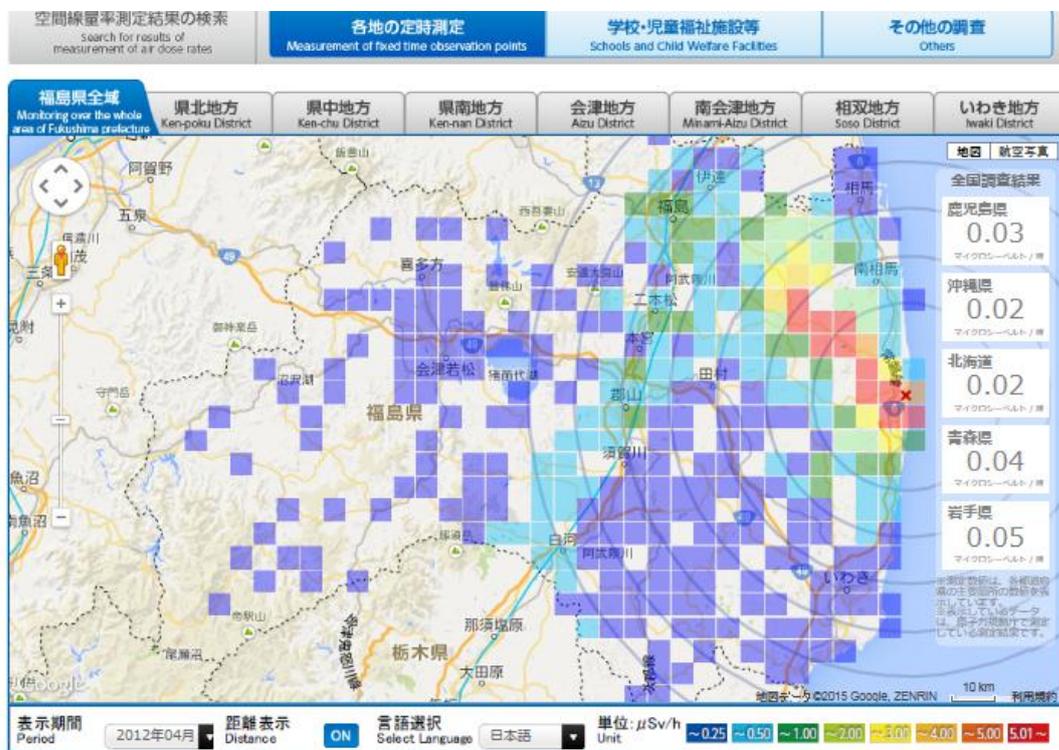
### ウ 都道府県等からの派遣職員数

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
派遣職員数	150	221	202	198

(注) 1 H23年度からH25年度は、年間の派遣決定数を計上。  
2 H26年度は、4月1日現在の派遣決定数を計上。

(5) 福島県放射能測定マップ

ア 平成 24 年 4 月測定



イ 平成 27 年 1 月 21 日測定



※本県ホームページで随時更新中であり、平成26年8月に現在のメッシュ表示に変更されている。それ以前のものについても県ホームページに掲載されているため参照すること。

## 第3部 監査結果

### 1 総論

#### (1) 部局間の連携に関する事項【指摘】

後述の各論における監査の結果、各部局の連携により事業が効果的に行われていると認められるケースはほとんどなかった。このことは、いわゆる縦割行政の弊害である予算財源の障壁等によって、事業単位では予算執行ができず、事業の執行はあくまで予算執行部局課に特定され、他部局課との事業連携が可能な事業についても、単独で事業を展開することとなるためである。

本来であれば、統一的な方針の下、共通認識を有する事業については情報発信が他部局課を含め全庁的に効率よく行うことがより効果的であることは言うまでもない。しかし、前述の「平成25年度ふくしまからはじめよう。情報発信戦略」の3基本方針(1)の統一感と連携の強化、さらに「第2部 監査対象 6基本方針(1)」で記載されているとおり、情報発信戦略会議（以下「戦略会議」と称する。）第3条（協議）の(2)に掲げる効果的に情報発信活動を展開していくための部局間連携の趣旨が十分に反映されていない。

このことは、「平成25年度ふくしまからはじめよう。情報発信戦略」の反省において、情報発信が部局課別に個別的に発信されているため、平成25年度基本方針が部局間において連携が不足していたという反省につながり、平成26年度以降改善すべき事項であると県が認識するに至っているところでもある。

なお、本県が東日本大震災後に置かれている立場は極めて厳しい状況にあり、震災後の復旧・復興状況の県内外、国外への情報発信の必要性が強く叫ばれていることは言うには及ばない。震災後の本県へのヒト・モノ・カネ・情報等莫大な支援が県外のみならず海外から実施されたことに対する社会的責務として、復旧・復興に向けた本県の現状を国内外に向けて戦略的に情報発信することは県の最優先課題ではないのか。特に、東京電力原発事故を抱える本県においては、世界有史に残る大事故であり風化させることなく、安全、安心、健康、除染状況等を含め、復旧・復興の状況を常時公表する社会的責務があると言える。中央集権化における地方自治体である福島県の限界はあるにしても、被災県福島が主体的、能動的及び積極的に国に働き掛けることは当然であるが、他都道府県、関連市町村、民間又は県民等と連携を強化することにより、一日も早い復旧・復興に向けた取組を戦略的に情報発信することは極めて重要である。

各部局間における、ヒト、予算、技術的ノウハウ及び情報の共有等を効果的に行うために組織運営上の合理化をより一層図るため、まさに縦割行政の限界を打ち破り横割行政の推進を目指すものではなかったのか。震災後速やかに平成23年4月1日に施行した戦略会議の趣旨である、各部局が連携を図り一体感を持って、正確な情報を国内外に効果的に発信し、復興に向けた戦略を効果的に実施すべきであり、例えば、外

部からの招へいや、専門職として内部での人材育成等を検討すべきであり、指摘する。

(2) 事後評価に関する事項【指摘】

情報発信に関する事業につき、効果的に実施するために、PDCAすなわち、計画・実施・評価・改善の循環を効率良く推し進める必要がある。

しかし、各論に記述のとおり、ほとんどの事業で事後評価の基準となる数値目標が事業計画設定時に設定されていないケースや、設定されていても適正でないために、事業の成果を測定するための事後評価が適切になされていないケース、若しくは事後評価が困難となっているケースもあり、さらには、事後評価が文書化されていないケースも散見された。

特に深刻なケースとして、緊急雇用創出事業に位置付けて情報発信事業を実施している場合、事業の目標として、雇用者数の確保のみ掲げている事業が多く見受けられたが、当該事業は雇用を創出することはさることながら、福島県の情報発信を行うことにその本来の目的があるはずである。緊急雇用創出事業の採択要件である新規雇用者数と各事業の雇用者数以外の事業目標の設定については明確に区分し、対応する必要がある。

事業目標を雇用者数しか定めていない事業については、雇用者数以外の本来の目的に合致した具体的な事業目標や数値目標を設定し、効果的な事業の実施及び情報発信ができるよう、即刻是正されたい。

これらのことは、地方自治法第2条第14項の最少費用最大効果の見地から適切ではない。PDCAを連続的かつ一括的に循環させ、効果的に事業を実施すべく、翌年度以降に継続する必要があることから、総括による文書化が必要である。財政の規律化をより推進するためにも早急に是正すべきであり、指摘する。

(地方自治法（昭和22年法律第67号）)

第二条 14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

(3) 情報発信戦略会議の運用上の課題【指摘】

前述「第2部 監査対象 6基本方針(1)」で掲載の戦略会議設置要綱は、平成23年4月1日情報発信戦略を効果的に発信し、復興に向けた前向きなふくしまのイメージを創りあげていくための戦略を検討する、情報発信戦略会議設置要綱が整備されたものである。

戦略会議は、必要に応じて議長が招集することとされており、平成24年度開催回数1回、平成25年度開催回数2回の実績があり、会議時間はそれぞれ30分から1時間程度未満と比較的短時間である。また、その協議内容を示す議事録の作成は要綱において定められておらず、作成もしていない。

戦略会議は法令等に基づいて開催が義務付けられているわけではない。しかし、その組織の構成員は知事、副知事、部局長等、本県を代表する者から組織されており、情報発信方針に関する重要事項等について協議された事項については全庁的に遵守すべきルールであることから、その議事録等に会議内容を残す必要性がある。したがって、運用上問題があり、指摘する。

なお、その協議内容は下表に示すとおりである。

(情報発信戦略会議設置要綱)

(協 議)

第3条 情報発信戦略会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 重点的、集中的に情報を発信していくための全庁的な情報発信方針に関すること
- (2) 効果的に情報発信活動を展開していくための部局間の連携に関すること
- (3) その他県の情報発信に関する重要事項

(4) 広報広聴企画会議の運用上の課題【指摘】

前述「第2部 監査対象 6基本方針(2)」で掲載の広報広聴企画会議（以下「企画会議」と称する。）設置要綱は、平成15年4月16日に行政に関する広報広聴事業を円滑かつ効果的に行うため、設置されたものである。

企画会議の開催は原則毎月実施することとなっており、その構成員は、別表1に掲げてあるとおり、広報課長、県民広報広聴室長、各課主幹等によって組織される。

しかし、各回の出席者をみると、代理出席が過半数を超える場合がほとんどであり、会議時間も、30分から1時間程度と比較的短時間であり、十分な会議の目的内容の協議が行われたか否か疑問であり、協議機関としての機能を果たすことなく、事務連絡・報告の機関にすぎないのではないかとこの疑念があると言わざるを得ない。

特に、東日本大震災後の県政に対する県民意識は常に変化しており、県民の求める情報発信の在り方も多様化していると言える。各課、各部局が県民の声を拾いあげ、当該情報を全庁的に情報共有し、多様化した県民の声に対応した正確かつ迅速に効果的な情報発信を行うべく、協議機関として十分な機能を果たす必要があると言える。

県政を進めていく大前提は、県民の意向を十分に反映した県政が実施されることであり、そのため正確かつ迅速に効果的な情報発信をすることにある。しかしながら、各論から見て、主に行政独自の判断で情報発信が行われており、果たして県民の意向が反映されたものか疑わしいものもあり、必ずしも適切とは言えないため、県民の意向を十分に反映する制度が必要である。

したがって、全庁的に各部局課に具体的な基本方針が構成員によって協議及び伝達できるための組織の見直し並びに十分な協議に足る会議時間の確保及び協議の実質審

議のための管理体制の強化がこの企画会議に求められており、指摘する。

(福島県広報広聴企画会議設置要綱)

(内 容)

第2 広報広聴企画会議（以下「会議」という。）は次に掲げる事項を協議する。

- (1) 広報広聴の基本方針に関する事。
- (2) 広報テーマに関する事。
- (3) 広報効果の集約及び検証に関する事。
- (4) 各種懇談会及び県政世論調査等のテーマに関する事。
- (5) その他広報広聴に関する事。

(5) 委託事業の金額決定に関する事務取扱（精算払、概算払）【意見】

委託事業の金額決定において、精算払、概算払において請求書のみにより実施する場合のほか、精算払、概算払において添付提出を要求している収支報告書の仕様書を作成し実施する場合があるが、当該収支報告書の仕様書の様式については、まちまちであり、緊急雇用事業における所定の様式のように統一されているものが少なかった。そのため、委託料に関する消費税が適切に転嫁されているか否かにつき、各論において抽出したその全てにつき検証ができなかった。

下記総務省通知の主旨を受け、各事業の実施に係る要綱等において、統一的な様式を定めるべきである。

したがって、収支報告書の様式については、消費税の転嫁が適切に行われていたか否かの検証が可能な様式とすべきであり、意見とする。

具体例を示すと、下表のような様式である。

※参考例

(福島県緊急雇用創出事業 指定収支決算書)

別記第4号様式(仕様書4(4)関係)

課税事業者用

「

業務」収支決算書(記入例含む)

単位:円

1. 収入の部

科目	収入額	備考
委託料		福島県からの委託料
収入額計(A)		

2. 支出の部

科目	支出額	備考(内訳)
人件費		
新規雇用の賃金 注1		
新規雇用の社会保険料等		人分
小計①		
既存従業員の賃金 注2		人分
既存従業員の社会保険料等		
小計②		
人件費計③(①+②)		
物件費(消費税抜き)		
パソコンリース料		〇万円×〇台×〇月分
旅費		活動旅費〇月分
事務所借上料		〇万円×〇月分.:
消耗品費		コピー用紙代、
通信費		携帯電話〇月×〇人分、切手代
管理経費		諸費用等
物件費計④		
合計⑤(③+④)		
消費税⑥(⑤×5%)		
支出額計(B)(⑤+⑥)		

精算額(収入の部合計－支出の部合計)

1. 収入の部合計(A)	2. 支出の部合計(B)	収支差

注1 福島県:通勤手当は消費税相当額を含めて支給していることから消費税相当額を除いて計上すること。

注2 福島県:通勤手当は消費税相当額を含めて支給していることから消費税相当額を除いて計上すること。

平成 27 年 3 月 31 日の報告書日現在においては、地方消費税を含む消費税率は 8% であり、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案」可決によって、第 2 段階目の引上げ時期は不確定であると言えども、今後消費税率が段階的に引き上げられることが予想される。

消費税率の増加により、委託事業の消費税に与える影響が大きいと言え、その取扱いの重要性が増加するものと考えられる。

今後、前述のように、委託事業にかかる消費税負担の与える影響がますます増加していくという状況にあり、委託事業における消費税の取扱いを厳格に規定する必要性があると言える。

さらに、受託事業者が一般課税又は簡易課税のどちらを適用しているかによっても、委託事業者が納付すべき消費税の金額が異なることになる。適切な消費税の転嫁が必要との下記通知の主旨に鑑み課税事業者（予定）の有無に加え、一般課税か簡易課税かを明示することをも含め、上記報告書の様式とすることが望ましいと考えられる。

(参考: 総務省自治税務局都道府県税課長 消費税率（国・地方）の引上げについて)

総税都第 7 4 号

平成 2 5 年 1 0 月 1 日

各道府県税務主管部長 殿

東京都総務・主税局長 殿

総務省自治税務局都道府県税課長

#### 消費税率（国・地方）の引上げについて

昨年 8 月、地方における社会保障の充実及び安定化のための安定財源の確保と財政健全化の同時達成を図るため、消費税率（国・地方）の引上げ等を内容とする「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 69 号。以下「地方税法等改正法」という。）が成立、公布されたところですが、本日、同法の規定に基づいて種々の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案した結果、予定通り平成 26 年 4 月 1 日から消費税率（国・地方）を引き上げることについて閣議において確認がなされました。

今後、今回の社会保障・税一体改革について国民の一層の理解と協力を得るとともに、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成 25 年法律第 41 号。以下「転嫁対策特別措置法」という。）等に基づき、消費税の円滑かつ適正な転嫁等を確保することが重要であり、その意義や必要性について国民に分かりやすく、丁寧に説明を行う必要があります。政府においては、今後、社会保

障・税一体改革の趣旨や転嫁対策特別措置法の内容等を説明したリーフレット等を作成するなど、広報等施策を積極的に実施してまいります。

つきましては、貴団体におかれても、今回の社会保障・税一体改革の趣旨、地方税法等改正法の内容、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の確保等について広報を十分に行うとともに、下記事項に留意の上、国と連携を図りつつ、地方消費税率の引上げ等に伴う広報等施策の実施につき、適切に対応されるよう、お願いいたします。

また、貴都道府県内市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

(6) 情報発信戦略における原則随意契約となっている課題【意見】

各論の監査の結果、情報戦略事業に係る契約は、そのほとんどが、随意契約となっている。単独随意契約も散見している。地方自治体における契約は、情報発信事業は随意契約が原則となっていると誤解しかねない。確かに、複数者の参加による企画コンペを経た上での随意契約をしている場合や、新聞・テレビ等の媒体を活用する目的・性質上から単独随意契約とすることに合理性が認められる契約も見受けられた。しかし、随意契約として必ずしも、随意契約の要件を満たさないものについては、一般競争入札によらず原則随意契約となっているため競争原理が効果的に発揮されず、経済性に問題があると言わざるを得ない。

特に東日本大震災後予算が倍増している中でややもすると業者との随意契約を安易に選択してしまう環境にあるのかもしれない。しかし、税金を投入して事業を実施する以上、県民の福祉の向上のため、随意契約によることに合理性を有さない事業については、一般競争入札により、効率性、効果性及び経済性を考慮した方法を原則として実施すべきであり、意見とする。

(7) 情報発信戦略における随意契約選定における手続について【指摘】

各論の監査の結果、緊急雇用創出事業において、平成 23 年度（事業初年度）においては、複数の業者から、入札参加や見積りの提出により、合理的に業者を選定しているにも関わらず、平成 24 年度及び平成 25 年度において、事業の継続性、ノウハウの蓄積及び費用対効果の点等の理由から、同一の業者をそのまま、前年度あるいは前々年度の同一の業者を選定している事業が散見された。

その一因としては、情報発信戦略業務の性質上、事業を効果的に行うためには、ノウハウの引継ぎや、継続的な事業実施が求められることにある。しかし、受託者に実施報告書等を求めない事業については、事業者が年度で交代となった際には、そのノウハウの引継ぎが困難となっていることが考えられる。

ノウハウ蓄積の特殊性、地域性等の合理的な理由がない限り、地方自治法における

長期契約以外は、所定の手続を毎年継続して実施すべきであり、指摘とする。

## 2 各論

### (1) 抽出条件

福島県は東日本大震災からの復旧復興及び東京電力原発事故による風評被害からの払拭のため、さらに、東日本大震災以前より通常業務としての情報発信事業を多岐にわたり各種実施している。監査人と県担当職員とが協議の上、下表の例示列举等を参考に情報発信事業のうち、金額基準 500 万円以上のものを抽出の対象とした。

広報イベントの企画・実施、ホームページ作成・運用、新聞・テレビ・ラジオ等へのCM・広告掲載、ポスター・チラシ・ガイドブック・各種グッズ等作成・配布、市場動向等各種調査、PRを目的とした会議開催等
---

なお、情報発信事業は外部委託事業と県単独事業とに区分し、監査対象とした。

ア 外部委託事業は、委託契約リスト(平成 26 年度定期監査資料「共第 28 号様式(委託料)」)により監査対象を抽出した。

イ 県単独事業は 500 万円未満のものが多いことは、ヒアリングにより確認しているが、金額が 500 万円未満のため、各論の報告書には記載していない。なお、県単独事業のサンプル抽出資料についてはメールあるいは口頭にて提出依頼を数度にわたり要求したものの、現時点においては提出されず、したがって、外部委託の情報発信事業と同様の検証はできなかった。

### (2) 実施した手続

上記(1)抽出条件により抽出した情報発信事業について、主に以下の手続を実施した。

ア 関係法令、条例、規則等を入手し、法規準拠性を確かめる。

イ 担当する部局課等の担当者へ質問手続書に基づきヒアリングを実施する。

ウ 関係書類等の閲覧、分析及び照合を行う。

エ 他の東日本大震災県等の情報発信業務内容を必要に応じて、比較調査、分析等を実施する。

#### 【具体的な監査の着眼点】

ア 事業の概要(目的)について確認する。

イ 事業の数値目標(金額・人数等)について確認する。

ウ 事業の他部局との連携について確認する。

エ 事業の財源について確認する。

オ 事業の予算の設定方法について確認する。

カ 事業完了確認方法及び検査の状況について確認する。

キ 事業の進捗管理の方法について確認する。

ク 事業のホームページ、Social Networking Service(以下「SNS」という。)の活用の有無、その他創意工夫について確認する。

ケ 事業の目標値と実績の分析結果について確認する。

- コ 事業の実績額について確認する（予算の翌期繰越の有無も確認）。
- サ 事業結果の実施部局以外の第三者による評価が行われているか確認する。
- シ 事業の契約方法に係る根拠条文について確認する（随意契約の場合、特にその要件充足性について確認）。
- ス 決裁書、伺書及び入札関係書類の不備（印鑑漏れ、日付未記入等）の有無を確認する。
- セ 積算内訳、見積りの設計等に不合理な点がないか確認する。
- ソ 入札・契約の方法について、法的手続の不備がないか、また妥当でない点がないか確認する（特に、単独随意契約の理由、応札状況、業者選定の公平性・適正性及び予定価格と落札価格の乖離に注意する。）。

(3) 指摘及び意見の要約

NO	指摘及び意見の要約	区分	参照 ページ
知事直轄			
1	<p><b>【番号1：ふくしまからはじめよう。情報プラットフォーム運営業務】</b></p> <p>当該事業は、F a c e b o o kの媒体を用いて、福島県部局の情報発信を行っている。そして、発信する情報の取りまとめは広報課が担っており、評価指数の実績、ページ登録者等のF a c e b o o kへ投稿されたコメント内容等は、研修で共有している。しかし、文書化して福島県各部局に共有されていない。</p> <p>当該評価指標の実績を、文書化して各部局へフィードバックすべきである。それにより、上記目的に掲げている「各部局が連携を図り一体感を持って、ふくしまの魅力と今を国内外に発信」を、さらに効果的に行えるような仕組みづくりが求められる。</p> <p>特に事業内容として、全職員がF a c e b o o kに参加し、投稿するための職員研修を行っているが、より一層広報課だけが入手できる情報を各部局に文書で共有し、効果的な情報発信ができるような仕組みづくりが求められる。</p> <p>また、人事ローテーションに備え、事業を客観的に測定し、翌年度の改善へつなげるため、定性的な情報についても、文書化して当該事業担当者のノウハウの共有を図る体制を構築すべきである。</p>	意見	P75
2	<p><b>【番号2：日本経済新聞「ふくしま復興の姿」製作・掲載業務】</b></p> <p>本業務には評価指標が設けられていない。そのため、本業務の目的である「日本経済新聞に福島県を特集した記事や広告を掲載し、ビジネスマンや経営者層に対してふくしまの復興の姿を発信して、企業誘致や取引拡大につなげる。」について達成度合いを測ることが困難な</p>	指摘	P77

	状況にある。業務単体として、評価指標を設けることが困難である場合は、例えば、復興に向けた福島県全体の目標達成のために本業務がどのような役割を果たし、その役割が達成できているのかを事後的に評価し、今後の事業内容の変更や継続の有無を総合的に判断する必要がある。		
3	【番号3：日本経済新聞「ふくしま復興の姿」製作・掲載業務】 「番号2：日本経済新聞「ふくしま復興の姿」製作・掲載業務」の継続業務であり、指摘事項は、番号2に対するものと同様である。	指摘	P 78
4	【番号4：ふくしまから はじめよう。ハンサムウーマン発信事業】 評価指標を設けていないが、本事業を評価するためには評価指標を設ける必要がある。また、個別の評価指標を設けることが困難である場合でも、復興に向けた福島県全体の目標との関連性を明らかにし、本業務を全体の目的から見た視点で評価する必要がある。	指摘	P 79
5	【番号5：ふくしまから はじめよう。情報発信事業】 評価指標を設けていないが、本事業を個別に評価するためには評価指標を設ける必要がある。また、個別の評価指標を設けることが困難である場合でも、復興に向けた福島県全体の目的との関連性を明らかにし、本業務を全体の目的から見た視点で評価する必要がある。	指摘	P 80
6	【番号6：県外向けテレビ放送事業委託業務】 評価指標を設けていないため、本業務の目的である「観光客の増加や農産物の販売増」について、その達成度合いを測ることができない。そのため、本業務の目的の達成度合いを評価する指標を設ける必要がある。	指摘	P 81
7	【番号6：県外向けテレビ放送事業委託業務】 当該事業は契約の当事者である福島テレビ（フジテレビを含む。）が、番組制作について株式会社バンエイトに再委託を行っているが、県は、本再委託について書面による承諾を行っていない。 この点、当該事業における契約書及び仕様書において、再委託に関する条項を設けていない。しかし、再委託は一般的に、不適切な再委託により経済的合理性や効率性を損なう等の危険性がある。再委託が行われる際は、当該不利益を被ることがないように、県は、発注者として再委託先の適任性について検証し、書面による承諾が求められる。 当該事業においても、その業務の性質上、契約当初より再委託が見込まれるものと考えられるが、再委託の取扱いについてはあらかじめ契約書等に明記するとともに、再委託先の適任性について検証し、受託業者に対して書面で承諾する必要がある。	指摘	P 81

8	<p><b>【番号7：県外向けテレビ放送事業委託業務】</b></p> <p>「番号6：県外向けテレビ放送事業委託業務」の継続業務であり、指摘事項は、番号6に対するものと同様である。</p>	指摘	P 82
9	<p><b>【番号8：サザエさん情報発信事業委託業務】</b></p> <p>当該事業は契約の当事者である福島テレビ（フジテレビを含む。）が、アニメーション制作について株式会社エイケンに再委託を行っているが、県は、本再委託について書面による承諾を行っていない。</p> <p>この点、当該事業における契約書及び仕様書において、再委託に関する条項を設けていない。しかし、再委託は一般的に、不適切な再委託により経済的合理性や効率性を損なう等の危険性がある。再委託が行われる際は、当該不利益を被ることがないように、県は、発注者として再委託先の適任性について検証し、書面による承諾が求められる。</p> <p>当該事業においても、その業務の性質上、契約当初より再委託が見込まれるものと考えられるが、再委託の取扱いについてはあらかじめ契約書等に明記するとともに、再委託先の適任性について検証し、受託業者に対して書面で承諾する必要がある。</p>	指摘	P 83
10	<p><b>【番号9：「ふくしまから はじめよう。」プロジェクト推進事業委託業務】</b></p> <p>評価指標を設けていないため、本業務の目的である「観光客の増加や農産物の販売増」について、その達成度合いを測ることができない。そのため、本業務の目的の達成度合いを評価する指標を設ける必要がある。</p>	指摘	P 85
11	<p><b>【番号9：「ふくしまから はじめよう。」プロジェクト推進事業委託業務】</b></p> <p>当該事業は契約の当事者である福島テレビが、アニメーション企画・監修について有限会社デンヤ・クリエイティブ・ワークスに再委託を行っているが、県は、本再委託について書面による承諾を行っていない。</p> <p>この点、当該事業における契約書及び仕様書において、再委託に関する条項を設けていない。しかし、再委託は一般的に、不適切な再委託により経済的合理性や効率性を損なう等の危険性がある。</p> <p>再委託が行われる際は、当該不利益を被ることがないように、県は、発注者として再委託先の適任性について検証し、書面による承諾が求められる。</p> <p>当該事業においても、その業務の性質上、契約当初より再委託が見込まれるものと考えられるが、再委託の取扱いについてはあらかじめ</p>	指摘	P 85

	契約書等に明記するとともに、再委託先の適任性について検証し、受託業者に対して書面で承諾する必要がある。		
12	<p><b>【番号 10：「ふくしまから はじめよう。」プロジェクト推進事業委託業務】</b></p> <p>評価指標を設けていないため、本業務の目的である「観光客の増加や農産物の販売増」について、その達成度合いを測ることができない。そのため、本業務の目的の達成度合いを評価する指標を設ける必要がある。</p>	指摘	P 87
13	<p><b>【番号 11：「ふくしまから はじめよう。」プロジェクト推進事業委託業務】</b></p> <p>評価指標を設けていないため、本業務の目的である「観光客の増加や農産物の販売増」について、その達成度合いを測ることができない。そのため、本業務の目的の達成度合いを評価する指標を設ける必要がある。</p>	指摘	P 88
14	<p><b>【番号 12：ふくしまから はじめよう。キビタン絆育成事業業務】</b></p> <p>当該事業のうち、幼稚園や小学校等の訪問については、継続事業となっている。翌年度の予算要求をする際に、当該事業の成果を説明していることから一定の事業評価は行われているものと判断する。しかし、事業評価を行っていることについて、文書が残されていない。事業の改善点を把握すること、良好な評価を更に推進すること、担当者の異動にも対応できるようにしておくこと等から事業評価結果を文書化しておくことが必要である。</p> <p>なお、全国のご当地キャラが集うイベントについては、平成 26 年度から実行委員会が組成されているが、実行委員会では事業評価を行っているとの説明を受けた。</p>	意見	P 89
15	<p><b>【番号 13：「ふくしまから はじめよう。」動画発信事業業務】</b></p> <p>選定方法は、指名業者からの提案を審査し選定を行う企画コンペ方式であり、審査員が、定められた審査項目について、点数による書面審査を実施し、総合得点を参考に最終審査を行い、最も優れた提案者と次点者を特定することになっている。</p> <p>当該事業については、指名業者 4 者のうち 3 者が辞退したことから、審査方法を点数による書面審査から提案の内容が適切かどうかを審査する方法に変更している。したがって、審査結果を通知する際に行う発議において、審査方法の変更についても伺いを行っておくべきである。</p>	意見	P 91
16	<b>【番号 14：ふるさとの絆電子回覧板事業】</b>	指摘	P 92

	<p>受託者の当初見積のうち、業務委託費は 1,200,000 円であった。これに対し、実際の支出額は 6,722,876 円であり増額した。しかし、県は、当該事業委託費の増加要因を分析していない。加えて、受託者の業務委託費に係る報告では、その支出内容が明らかでなく、検証が困難である。</p> <p>受託者から当該事業委託費の内訳につき詳細な報告を求め、支出額の妥当性を確認する必要がある。</p>		
17	<p><b>【番号 14：ふるさとの絆電子回覧板事業】</b></p> <p>県は、避難者に配布したデジタルフレーム、タブレット端末につき、その利用実績について各市町村から報告を受けている。しかし、当該端末等につき、月に一度でも使用すれば、当月は使用実績ありとしてカウントする等、その利用実態を適切に表しているか甚だ疑問である。</p> <p>適正な指標を設定の上、P D C A サイクルに従い、当該事業の評価、改善を行うべきである。</p>	意見	P 92
18	<p><b>【番号 15：ふくしまから はじめよう。キビタン元気発信事業】</b></p> <p>当該事業は、緊急雇用創出基金事業であることから業務終了時に収支決算書の提出を求めているが、収入と支出が同額となっており収支差額が発生していない。しかし、委託業務従事者 5 人のうち 1 人が途中で契約解除となり、追加雇用者が 2 月からの採用のため 5 か月間空白となったことから、人件費相当額が 1,882,487 円減額となっている。その一方で、物件費相当額が同額の 1,882,487 円が増額となったことから、収支差額が発生しなかったものである。</p> <p>人件費については、短期間雇用者についても通年雇用者と同額の賞与が支給されていること、当初見積書に想定されていない事務所借上料等が計上されていることから、収支差額が発生しないように支出額を調整した可能性がある等、その収支額の適正性について合理的に考えるならば、疑問を持たざるを得ない事案である。</p> <p>担当部局においては、支出内容の詳細な確認は行っておらず、委託契約金額の範囲内であり、事業の目的のために支出されたことを受託者より入手した収支決算書記載項目のみをもって判断していることに問題が残る。</p> <p>財源である緊急雇用創出基金事業については、他の自治体において不正事案が発生していることから、支出額につき合理的に疑いが持たれると判断される事案については、支出内容について、委託者として詳細に分析し、必要に応じて受託者より関係証<sup>ひょう</sup>憑を徴取する等、</p>	指摘	P 93

	その支出内容及び支出額の妥当性を検査するといった措置が必要である。		
19	<p><b>【番号 15：ふくしまから はじめよう。キビタン元気発信事業業務】</b></p> <p>県内における雇用創出のため、県内に事務所がある関連事業者のうち、緊急雇用創出基金事業によるプロモーション活動の事業実績や広報関連のノウハウを十分有している 5 者を企画コンペの参加選定業者としている。</p> <p>ア 4 者については、企画コンペの不参加を表明しているが、不参加となった理由については、調査を行っていない。点数による評価を行っているものの、実際には企画内容の適否判断となっているが、企画コンペを行えるように不参加理由を調査しておくことが必要である。</p> <p>イ 県として設計書を作成するために、単独随意契約の相手先から見積書を徴取しているが、見積書に記載されている項目が、収支決算書と整合していない。最終的に収支決算書の金額を分析するためには、収支決算書を想定した見積書の徴取が望まれる。なお、収支決算書は、当初から別紙様式となっている。</p>	意見	P 94
総務部			
20	<p><b>【番号 19：県南地方観光推進事業「“桜”プロジェクト」業務委託】</b></p> <p>当該事業は、新規雇用者数等の評価指標を設けているが、当該評価指標に基づく分析結果を文書化していない。人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、評価指標に基づく分析結果は、文書化すべきである。</p>	意見	P 99
21	<p><b>【番号 20：会津観光再興キャンペーン事業】</b></p> <p>当該事業は、新規雇用者数等の評価指標を設けているが、当該評価指標に基づく分析結果を文書化していない。人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、評価指標に基づく分析結果は、文書化すべきである。</p>	意見	P 100
22	<p><b>【番号 21：奥会津魅力発信 P R 強化事業】</b></p> <p>当該事業は、ホームページアクセス数等の評価指標を設けているが、当該評価指標に基づく分析結果を文書化していない。人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、評価指標に基づく分析結果は、文書化すべきである。</p>	意見	P 101
23	<p><b>【番号 24：「おいでよ！南会津。」プロモーション強化事業】</b></p> <p>当該事業は、新規雇用者数等の評価指標を設けているが、当該評価</p>	意見	P 104

	指標に基づく分析結果を文書化していない。人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、評価指標に基づく分析結果は、文書化すべきである。		
24	<p><b>【番号 25：南会津観光未来戦略・活力向上事業】</b></p> <p>当該事業は、受託者より実績報告を受けているものの、県としての分析を行っていない。当該受託者から受ける実績報告を基に、県として評価・分析し、翌年度以降の予算計画の改善につなげる必要がある。また、人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、当該分析結果は、文書化すべきである。</p>	意見	P 105
25	<p><b>【番号 28：医科大学における研究成果等情報発信事業】</b></p> <p>当該事業に係る委託内容は、震災に関する学術調査結果や資料等の英訳・英文校正等である。したがって、当該事業によって翻訳された学術調査結果等は、著作権法第 28 条に規定する「二次的著作物」としての性質を有するものと考えられる。そして、本件における二次的著作物に係る著作権については、当該事業の契約書及び仕様書の規定から、甲（福島県）に帰属するものと解される。</p> <p>当該事業の委託仕様書「9 財産権の取扱い」で明記されている財産権の取扱いは、通常の商品等の取扱いについて想定した条項であり、二次的著作物に関する取扱いになじまない条項である。</p> <p>本件における二次的著作物に関しては、その性質上、通常の商品等と切り離して、その権利の帰属について契約書又は仕様書において明記すべきである。</p>	指摘	P 108
26	<p><b>【番号 28：医科大学における研究成果等情報発信事業】</b></p> <p>当該事業は事後評価を行っていない。福島県が行う一連の業務に関する効果を検証するには、PDCAサイクルを確立することが必要であるが、実質的に実施に留まっている。</p> <p>なお、当該事業は、「復興計画第二次」の県民の心身の健康を守るプロジェクトと関連して実施されている。</p> <p>評価指標である、雇用者数の達成に終始することなく、年度ごとに、上記プロジェクトの目的に沿った総括的な事後評価を実施し、翌年度以降の事業計画及び予算編成に反映させるべきである。</p> <p>福島県が行う一連の業務に関する効果を検証するには、PDCAサイクルを確立することが必要であるが、実質的に実施に留まっている。</p>	意見	P 109
企画調整部			

27	<p><b>【番号 30 : 「5 県ループ交流事業」業務委託】</b></p> <p>発議書における支出負担行為調書番号に誤記がある。適切な番号を記載すべきである。</p>	意見	P 111
28	<p><b>【番号 30 : 「5 県ループ交流事業」業務委託】</b></p> <p>当該事業の目的は、緊急雇用対策として雇用機会の創出を行うこと並びに 5 県内はもとより、首都圏や東北圏等からの誘客を図り、東日本大震災の風評被害の払拭、福島県の観光復興及び振興に寄与することとある。しかし、仕様書において、前者の目的を達成するために最大限の努力をするよう求めるとの記載があるが、後者の目的の記載がなされていない。当該目的を委託契約書に記載することにより、受託者に目的を明示する必要がある。</p>	意見	P 111
29	<p><b>【番号 32 : ラジオ放送を活用した「復興に向けて歩む地域コミュニティ」からの情報発信事業業務委託】</b></p> <p>当該事業は雇用者数を評価指標にしているが、当該評価指標に基づく分析結果を文書化していない。人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、評価指標に基づく分析結果は、文書化すべきである。</p>	意見	P 113
30	<p><b>【番号 32 : ラジオ放送を活用した「復興に向けて歩む地域コミュニティ」からの情報発信事業業務委託】</b></p> <p>当該事業に係る成果品（委託契約書第 10 条第 1 項）として、業務委託仕様書 5 (3)において「乙による自己評価等」と定めている。しかし、乙、すなわち受託者より、県は当該成果品を受領していない。当該受託者からの自己評価を入手し、当該評価結果を基に、翌年度以降の事業計画や予算計画の改善、また翌年度以降の企画コンペの業者選定指標に新たな評価基準を設ける等、その改善につなげるべきである。</p>	意見	P 113
生活環境部			
31	<p><b>【番号 42 : 都バス広報媒体活用による消費者啓発業務委託】</b></p> <p>発議書に添付される伺いの契約額に誤記がある。適切な契約額を記載する必要がある。なお、当該契約額の記載箇所にはチェックマークが付され、検証したと思われる証跡が確認できる。当該検証が形式的になされていないか再度確認し、本件と同様の事象が今後発生しないように努める必要がある。</p>	意見	P 115
32	<p><b>【番号 43 : 環境放射能測定マップ Web サイト改修業務】</b></p> <p>当該 Web サイトのシステムは汎用のものではなく、納入業者である受託者が福島県のために独自に開発・構築したシステムであり、見</p>	意見	P 117

	<p>積りについては受託者以外の者による実施が困難又は不適當であることを理由に単独随意契約となっている。特殊な要因であるものの、参考見積りについても受託者1者からのみの徴取となっている。Webサイトは公開されていることから、システム開発を行っている他の業者に対しても仕様内容を公開することにより見積りすることができる可能性は否定できない面はある。今後、他の業者に対しても参考見積りを徴取する機会を設定する必要がある。</p>		
33	<p><b>【番号 43：環境放射能測定マップWebサイト改修業務】</b></p> <p>当該事業は、福島県放射能測定マップをより分かりやすく、迅速に県民へ情報提供するためのシステム改修が目的であるため、数値化した評価指標を設けることは厳しいと思われる。しかし、一定期間に定期的にメンテナンスを行う、あるいはレスポンスタイムを計測するようにする等の対応を設けることにより、一定の評価指標を設けることは可能と思われるため、今後は業務委託を行う際の評価指標を設定し、運用していくべきである。</p>	意見	P 117
34	<p><b>【番号 44：福島県災害対策本部モニタリング測定結果等作成業務】</b></p> <p>委託業務においては、仕様書に記載の提出書類が記載されている。業務完了時に完了報告書等を徴取するとともに、その他発注者が必要とするものが規定されている。他の委託業務では、収支決算書（収支内訳書及び決算報告書）を徴取しているが、当該事業においては、徴取していない。収支決算書の提出は、明示されていないことから必須書類であるとは認定できないものの、委託料収入の支出内訳を明確にするためには必要である。</p> <p>なお、担当者によると当該事業は翌事業年度においても継続しており、収支決算書の提出を求める予定である。</p>	意見	P 119
35	<p><b>【番号 47：地域情報紙制作・発送業務委託】</b></p> <p>当該事業は、復興基金を主な財源に充てているため、その用途が避難者支援に限定される結果、当該事業において発行する情報紙の配布対象は原則、避難世帯としている。</p> <p>しかし、当該紙面は、原子力の損害賠償、生活支援、就職・経営、住宅等に関する行政の生活再建支援等情報を周知する上で、避難世帯だけでなく、避難者と離れて生活することを余儀なくされている家族を持つ世帯にとっても有用と思われる情報が掲載されている。</p> <p>財源によって配布先に制限があるとするならば、県ホームページに分かりやすく掲載する等、検討する余地がある。</p> <p>当該事業の目的に照らしても、本来の配布対象として定めている避</p>	意見	P 122

	<p>難世帯への配布に留まらず、避難者と離れて生活することを余儀なくされている家族にも情報を周知できるよう検討することは、地方自治法第2条第14項記載の最少費用最大効果の観点からも求められるものと考えられる。</p> <p>なお、平成27年1月より、県が新たに開設した復興情報ポータルサイト「ふくしま復興ステーション」において、県は、避難者のみならずその家族も含め、復興情報が多くの県民の目に触れるような体制を整えている。</p>		
保健福祉部			
36	<p><b>【番号49：東日本大震災中央子ども支援センター業務委託】</b></p> <p>当該事業の実施に当たっては、その業務全般について、当初より再委託を予定している。委託契約書第13条（再委託）において、業務を委託する場合は、委託者の承認を得るものとして記載している。当初より再委託を予定している場合は、当該再委託とする条項を契約書に織り込む必要がある。</p> <p>さらに、県が契約先を適任として承認した書面が存在していない。受託者が再委託している相手先に対して、適正な発注方法が取られているかどうか、また再委託の適任性等の検証結果は事後的な検証に備え文書化して証跡として残す必要がある。</p>	指摘	P 125
37	<p><b>【番号49：東日本大震災中央子ども支援センター業務委託】</b></p> <p>当該事業は当初より、委託料が概算払となることが予定されている事情がある。それにもかかわらず、契約書においては概算払につき、契約書の第11条（概算払）において、概算払を例外的位置付けとしている。当初より概算払が予定されている場合は、当該概算払とする条項を盛り込む必要がある。</p> <p>また、契約内容に適合すると認められたときは、委託料の支払とする（第10条第1項）と定めている。しかし、概算払の都度、契約内容に適合するか否かについての県が検証した結果の証跡が見当たらなかった。</p> <p>当該条項を設定した趣旨に基づき、年4回の概算払とした本契約においてはその都度、実績報告又はそれに準じるものを求め、その内容が契約内容に適合するか否か確認し、証跡として残す必要がある。</p>	指摘	P 125
38	<p><b>【番号49：東日本大震災中央子ども支援センター業務委託】</b></p> <p>当該事業は、具体的な数値目標を掲げておらず、県は、受託者より実績報告を受けているものの、県としての分析を行っていない。当該事業が具体的な数値目標を掲げることがない事業であるとし</p>	意見	P 126

	<p>ても受託者から受ける実績報告を基に、県として評価・分析し、翌年度以降の予算計画の改善につなげる必要がある。</p> <p>また、人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、当該分析結果は、文書化すべきである。</p>		
39	<p><b>【番号 50：震災を踏まえた子育て環境に関する調査研究業務】</b></p> <p>当該事業は、具体的な数値目標を掲げておらず、県は受託者より報告書や提言を受けているものの、県としての分析を行っていない。当該事業が具体的な数値目標を掲げることがなじまない事業であるとしても、受託者から受ける報告書等を基に、県として評価・分析する必要がある。</p> <p>また、当該事業が単年度で完結する調査業務という特性を捉えても、一連の業務委託が効果的かつ効率的になされていたかを事後的に評価・分析することは、翌年度以降の他の事業の設計に当たって有用である。</p> <p>そして、人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、当該評価・分析結果は、文書化すべきである。</p>	意見	P 127
40	<p><b>【番号 51：母子家庭等就業・自立支援センター事業】</b></p> <p>発議書の決裁日が記入されていない。</p> <p>福島県文書等管理規則第 16 条に基づき、適正に決裁日日付の記入をすべきである。</p>	指摘	P 128
41	<p><b>【番号 51：母子家庭等就業・自立支援センター事業】</b></p> <p>評価指標は前年度実績としており具体的な数値による評価指標を定めていないため、事業の事後評価がなされておらず、事後評価に基づく翌年度以降の改善がなされていない。</p> <p>就職者数、求人情報等提供件数等により、具体的な数値目標を定める必要がある。その上で当該具体的な目標数値に基づいて、受託者より月次で報告を受ける職業紹介実績報告等により事業を定期的に分析・評価することにより、翌年度以降の事業計画や予算編成において改善点を反映すべきである。</p>	意見	P 128
42	<p><b>【番号 52：ひとり親就業サポート強化事業】</b></p> <p>当該事業は、その事業内容の一部につき、再委託が行われている。しかし、委託契約に基づく再委託先承認に係る検証の証跡が残されていない。</p> <p>県は、発注者の責任として、再委託先の事業遂行の妥当性及び反社</p>	指摘	P 129

	会的勢力でないことを確認する必要がある。その上で、確認の結果を書面により作成・保存し、その証跡を残すべきである。		
43	<p><b>【番号 52：ひとり親就業サポート強化事業】</b></p> <p>当該事業は、評価指標にセンター求人情報数、就職者数及びプログラム策定件数を定めているが、当該評価指標に基づく事後評価を実施しておらず、事後評価に基づく翌年度以降の計画に反映がなされていない。当該評価指標に基づいて、定期的に受託者より受ける実施結果報告等を活用することにより、事業を分析・評価を実施し、翌年度以降の事業計画や予算編成において改善点を反映させるべきである。</p>	意見	P 129
44	<p><b>【番号 53：平成 25 年度母子の健康支援事業】</b></p> <p>当該事業は、特段評価指標を設けていない。当該事業は、その内容から具体的な数値目標を掲げることがなじまない事業であると言える。しかし、少なくとも受託者より受ける実績報告書等を基に、電話相談の件数、母乳検査申込件数等を前期実績と比較し、事業の結果に対して適正に評価・分析することにより、翌年度以降の予算計画に織り込むことにより効果的な業務運営を図る体制を整えるべきである。</p> <p>また、当該評価結果を文書として残すことにより、人事ローテーションに備えた担当者間のノウハウの引継ぎを図るべきである。</p>	意見	P 130
45	<p><b>【番号 54：ひとり親家庭自立支援対策強化業務】</b></p> <p>当該事業は、求人情報数及び就職者数を評価指標としているが、年間目標に対して、受託者より、当該実績を入手しているものの、事業結果の評価・分析が行われた証跡が確認できなかった。</p> <p>当該評価指標に基づいて受託者から届けられる求人開拓実績や就職者一覧を基に、当該事業の分析・評価を実施し、翌年度以降の事業計画や予算編成において改善点を反映させるべきである。</p> <p>また、当該評価結果を文書として残すことにより、人事ローテーションに備えた担当者間のノウハウの引継ぎを図るべきである。</p>	意見	P 131
46	<p><b>【番号 55：看護職就業支援情報メールサービス事業】</b></p> <p>当該事業は、評価指標として運営サイトのアクセス数等を設けている。しかし、当該指標に基づく分析結果を文書化していない。受託者より分析可能な情報を入手しているため、県としての総括を作成する必要がある。</p> <p>そして、人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、評価指標に基づく分析結果は、文書化すべきである。</p>	意見	P 132
47	<p><b>【番号 56：学生向け介護職員初任者研修業務委託】</b></p>	意見	P 133

	<p>当該事業について、受託者からの実施報告内訳書による地区別修了者を計画人数と比較すると以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区別</th> <th>計画人数</th> <th>修了人数</th> <th>差異</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県北</td> <td>15名</td> <td>16名</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>県中</td> <td>20名</td> <td>26名</td> <td>6名</td> </tr> <tr> <td>会津</td> <td>15名</td> <td>2名</td> <td>△13名</td> </tr> <tr> <td>相双</td> <td>5名</td> <td>1名</td> <td>△4名</td> </tr> <tr> <td>いわき</td> <td>15名</td> <td>13名</td> <td>△2名</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>70名</td> <td>58名</td> <td>△12名</td> </tr> </tbody> </table> <p>当初の計画人数を下回ることが明らかとなったことから、委託変更契約を締結している。担当者からは、目標が未達となった原因として、教員の理解不足、イメージ等を挙げている。また、就職活動状況報告書でのフォローを実施しているとの回答を得た。</p> <p>回答では、実績に基づいた評価結果を行っているとの印象を受けたものの、文書化された証跡を確認することはできなかった。</p> <p>当該評価結果を文書として残すことにより、当該事業の翌年度以降の事業計画や予算編成において改善点を反映させるべきである。さらに、人事ローテーションに備えた担当者間のノウハウの引継ぎを図るべきである。</p>	地区別	計画人数	修了人数	差異	県北	15名	16名	1名	県中	20名	26名	6名	会津	15名	2名	△13名	相双	5名	1名	△4名	いわき	15名	13名	△2名	計	70名	58名	△12名		
地区別	計画人数	修了人数	差異																												
県北	15名	16名	1名																												
県中	20名	26名	6名																												
会津	15名	2名	△13名																												
相双	5名	1名	△4名																												
いわき	15名	13名	△2名																												
計	70名	58名	△12名																												
48	<p><b>【番号 57：地域生活定着支援事業業務委託】</b></p> <p>当該事業は、当初セーフティネット支援対策として位置付けられていたが、平成 25 年度中に緊急雇用対策事業としてその位置付けが変更になり、当該雇用対策事業の基金により財源を措置している経緯がある。</p> <p>しかし、県は、当該事業による雇用者の氏名・雇用状況等の情報について把握していない。県は、発注者の責任として、雇用された者の氏名、雇用者数及び雇用期間が確認できる書類等の提出を受託者に求めその実態を把握する必要がある。</p> <p>また、当該事業が緊急雇用対策事業として位置付けられているか否かに関わらず、事業費の内訳の過半が人件費であることから、雇用者の就業状況等、その実態について把握し、措置を講じる必要がある。この観点からも、雇用者数等が確認できる書類等の提出を受託者に求める等、実態を把握する必要がある。</p> <p>また、仕様書において、職員の配置として社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する者又はこれらと同等に業務を行うことが可能</p>	指摘	P 135																												

	<p>であると認められる者を1名以上配置することとしている。</p> <p>しかし、県は、当該資格の有無等、職員の配置としてその要件充足がなされているか確認を行っていない。前述の雇用者数等の他、資格の有無等が確認できる書類の提出を受託者に求め、その実態を把握すべきである。</p>		
49	<p><b>【番号 58：生活困窮者自立促進モデル事業】</b></p> <p>当該事業は、具体的な数値目標を設定することがなじまない事業と言え、県は、特段事後評価を行っていない。しかし、当該事業をモデル事業と位置付けている以上、平成 27 年度開始の本事業がより効果的かつ効率的に実施できるよう、受託者からの結果報告書等を基に当該事業を評価・分析し、文書化すべきである。</p> <p>また、人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備える観点からも、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、当該評価・分析結果は、文書化すべきである。</p>	意見	P 137
50	<p><b>【番号 59：福祉・介護人材緊急雇用支援事業】</b></p> <p>検査調書の単価及び金額の訂正につき、訂正印が押されていない不備がある。単価、金額等を訂正する場合は、当該訂正箇所には訂正印を押し印することにより訂正の事実を明瞭に示すべきである。</p>	意見	P 139
51	<p><b>【番号 59：福祉・介護人材緊急雇用支援事業】</b></p> <p>委託事業者のPRにより、実績が変更後見積りを大幅に上回っているが、短期雇用者が多い。具体的には、118名雇用した内、64名（約54%）が継続雇用である。</p> <p>雇用者数が当初仕様書、変更後仕様書と下落し、実績が激増しているにもかかわらず、県は、その原因につき十分な検証をせず、事後評価を文書でもって作成していない。</p> <p>目標数と実績に大きく乖離があった場合は、事後評価としてその増減の原因分析をする必要がある。そして、原因分析の結果を文書化することにより、ノウハウの引継ぎを図るとともに、翌年度以降の予算や事業計画に反映させる必要がある。</p>	意見	P 139
52	<p><b>【番号 60：福祉・介護人材育成就業支援事業】</b></p> <p>当該事業は、新規雇用失業者数を評価指標として掲げている。しかし、当該評価指標に基づく分析結果を文書化していない。人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、評価指標に基づく分析結果は、文書化すべきである。</p>	意見	P 141
53	<p><b>【番号 61：うつくしま、ふくしま。健康福祉祭開催事業】</b></p>	意見	P 142

	<p>当該事業は、具体的な数値目標を定めておらず、事後的な評価を行っていない。</p> <p>平成 25 年度事業においては、第 21 回の大会開催であり、その大会の継続状況や大会参加人数から、当該事業の有用性を伺い知ることができる。</p> <p>しかし、当該事業の高齢者の健康と生きがいづくりを推進し、高齢者の社会活動の振興を図るという目的達成に向け、大会参加者の満足度を高める等、効果的な事業運営は求められるものである。したがって、例えば、競技ごとの定員数とその応募者数について委託事業者に報告を求め、翌年度以降の競技の入替、競技定員の見直しの検討等、事業を総括的に評価し、翌年度以降の改善につなげるべきである。</p>		
54	<p><b>【番号 62：高齢者の健康・生きがいづくり事業】</b></p> <p>当該事業の支出には、受託者役員の人件費と大会参加者の旅費が含まれている。そして、当該事業は、大会参加者の旅費につき、当役員分は全額負担とし、選手分については平成 25 年度全国健康福祉祭派遣旅費支給基準に基づき積算している。しかし、受託者より受ける収支報告書は、当役員分と選手分の旅費が合算された形式で報告されているため、当該積算価格と実績の乖離について検証ができない。</p> <p>したがって、実績値の透明性を確保し、積算価格と実績額を比較して検証できるようにするため、旅費については当役員分と選手分に分けて報告するよう、受託者に求める必要がある。</p>	意見	P 143
55	<p><b>【番号 62：高齢者の健康・生きがいづくり事業】</b></p> <p>受託者は、平成 25 年度事業において、課税事業者としての届出がある。しかし、受託者より収受している収支計算書（委託契約第 11 条に基づく県指定様式第 5 号）では、支出の合計金額が消費税込の金額として表示しているに留まり、受託者が負担した消費税の金額が明らかになっていない。</p> <p>受託者に対し、支出額のうち、消費税の金額が事後的に検証できるよう、委託契約第 11 条に基づく県指定様式第 5 号を改める必要がある。また、消費税の取扱いについて契約書等により明記し、適切な転嫁を図る必要がある。</p> <p>なお、当該事業においては、契約書等においても、消費税の取扱いは明記していなかったが、受託者が負担すべき消費税収支差額を適切に税務署に納付しており、収支報告書の収入・支出の誤りは発見されなかった。</p>	意見	P 143
56	<p><b>【番号 63：高齢者相談総合センター運営事業】</b></p>	意見	P 145

	<p>当該事業は、具体的な数値目標を掲げておらず、県は、受託者より実績報告を受けているものの、県としての分析を行っていない。当該事業が具体的な数値目標を掲げることがなじまない事業であるとしても、受託者から受ける実績報告を基に、県として評価・分析し、翌年度以降の予算計画の改善につなげる必要がある。</p> <p>また、人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、当該分析結果は、文書化すべきである。</p>		
<b>農林水産部</b>			
57	<p><b>【番号 65：会津新スタイル発信プロジェクト】</b></p> <p>当該事業は、評価指標を設けておらず、事後評価を実施していない。農林水産部として全体的・総合的には評価しているものの、事業別には事業評価をしていない。事業ごとに、評価指標を設定し、その分析結果を文書化すべきである。</p>	意見	P 147
58	<p><b>【番号 66：会津の『農業・観光』復興支援事業】</b></p> <p>当該事業は、評価指標を設けておらず、事後評価を実施していない。農林水産部として全体的・総合的には評価しているものの、事業別には事業評価をしていない。事業ごとに、評価指標を設定し、その分析結果を文書化すべきである。</p>	意見	P 148
59	<p><b>【番号 67：「がんばろう ふくしま！」地域資源活用・PR事業】</b></p> <p>当該事業は、農林水産物の生産と加工の安全性のPRであり、平成23年度より継続してその事業が行われている。しかし、当該契約の委託期間は平成25年6月4日から平成26年3月28日までとなっており、年度当初の4月から5月まで事業が一度休止する期間が生じている。</p> <p>これにより、主要な農林水産物の種まき時期である4月から5月までPR活動を行うことが事実上困難となっている。また、当該期間はホームページの更新ができず、継続的なPR活動が阻害されている。また、当該事業は緊急雇用創出事業に位置付けられており、雇用者のノウハウ蓄積が高い事業効果に結び付けられているとして単年度更新を前提としながらも実質長期雇用となっている。雇用者は、雇用が継続されるか否か、毎年度4月から5月まで不安定な地位に置かれることとなる。</p> <p>事業の効果性の観点から、また、雇用者の雇用の場の確保、生活の安定を図るといふ、緊急雇用創出事業の趣旨により合致した事業が行えるよう、事業内容やその特殊性に応じた継続事業を可能とする柔軟</p>	意見	P 149

	な制度設計を検討すべきである。		
60	<p><b>【番号 70：新生！ふくしまの恵み発信事業】</b></p> <p>当該事業は、原子力災害に伴う県産農林水産物等の風評払拭に向けた戦略的、効果的な情報発信のあり方を検討するため、学識経験者、県内メディア各社、関係団体、県等で構成する「新生！ふくしまの恵み発信協議会」を設置している。協議会では、県産農林水産物の魅力及び安全性に関する効果的なPR手法の企画・提案、本県産農林水産物等の風評に関する情報・消費者意識等の各種データの収集・分析、PR効果の検証等を検討事項として年6回程度開催され、「福島県産農林水産物の風評払拭に向けたPR手法 報告書」により風評払拭に向けた戦略的、効果的な情報発信についての取りまとめを行っている。担当課からは、当該報告書によって一定の事後評価は行っているとの説明であるが、報告書は2月に発行されており、主に翌年度の予算策定に活用はしているものの、事業に関する年度総括は行っていないとのことである。委託事業の内容からは、数値的な評価指標は設けることは困難な側面はあるものの、契約期間を通じた結果の総括的な評価は行う必要がある。</p>	意見	P 153
61	<p><b>【番号 71：「ふくしま 新発売。」復興プロジェクト】</b></p> <p>当該事業の契約方法は、「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の譲渡、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）」に該当するため随意契約とし、さらに、「契約の内容又は性質上、2人以上の者から見積書を徴し、又は第269条第1項に規定するファイルに記録させることが困難又は不相当であるとき（財務規則施行通達第269条第1項第3号）」に該当するため単独随意契約としている。単独随意契約とする場合は、支出負担行為書上にその具体的な理由を記載することとなっている。</p> <p>本県の支出負担行為書は、具体的な理由を記載する欄がないことから、添付資料である「(伺い)」にその理由が記載されている。具体的な理由の記載において、「ふくしま 新発売。」のロゴ及びその他Webデザインについても開発業者である受託者に帰属しているとの記載があるが、これは本来本県に帰属すべきであり、適切ではない。理由を記載している根拠の一文ではあるものの、当該記載を容認することによって、権利関係に不測の事態を及ぼす可能性が内在する。なお、契約書においても著作権の譲渡等に関する条項も記載されていない</p>	指摘	P 155

	<p>ことから、契約書も不備であると言わざるを得ない。</p> <p>このような事態は、平成 23 年度から開始された事業で平成 25 年度まで継続しており、平成 26 年度の事業に係る契約書から改善されているが、過年度において不備を放置していたことに他ならない。</p>		
62	<p><b>【番号 71 : 「ふくしま 新発売。」復興プロジェクト】</b></p> <p>業務完了に当たり、実績報告書の他に「平成 25 年度 報告書」を受託者から受領しているが、当該報告書に基づいた事後評価をした文書が作成されていない。</p> <p>人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、評価指標に基づく分析結果は、文書化すべきである。</p> <p>なお、平成 26 年度の契約については、第 4 回の定点調査結果である「福島県風評被害対策事業 効果測定調査 第 4 回調査結果 報告書」の鑑に調査結果の評価をメモ書きしている。調査結果には、担当から次長まで回覧した証跡が残されていることから、改善は進められている。</p>	意見	P 156
63	<p><b>【番号 72 : 「がんばろう ふくしま！応援店」等拡大事業】</b></p> <p>当該事業は、平成 23 年度から行っている事業であり、福島県総合計画「ふくしま新生プラン」において、消費者に対して安全な県産農林水産物に関する啓発活動を実施する販売店及び飲食店の登録数である「がんばろう ふくしま！」応援店の登録数を増加させることを目指しており、平成 25 年度の目標値として 2,400 店以上を掲げている。受託者の実績業務報告書では、応援店が 2,239 店と前年度比 181 店の増加ではあるが、目標値は達成していない。「ふくしま新生プラン」に目標値が設定されていることから、応援店の増加店舗数の評価が必要である。</p> <p>当該事業の目的が、県産農林水産物の消費拡大及び県産農林水産物を販売・使用して、県産農林水産物の安全性を PR している「がんばろう ふくしま！応援店」の売上げの向上等を目指すことであることから、応援店からの県産農林水産物の売上げ拡大のための意見を求めることも必要であり、当該事業について総括的に評価を行うことにより、翌年度以降の効果的な計画策定に役立てるべきである。</p>	意見	P 157
64	<p><b>【番号 73 : FM ラジオ放送を活用した地域産業 6 次化推進事業】</b></p> <p>当該事業の目的は、地域産業 6 次化の商品を PR すること、及び地域産業 6 次化の取組の一層の促進を図ることであり、当該事業は福島県緊急雇用事業に位置付けられている。これらの目的については、事</p>	意見	P 158

	<p>業費に対する人件費の割合とは直接的な関係がないため、事業費に対する人件費の割合を評価指標とすることに留まらず、これらの目的を評価するため、イベントのリスナー参加者数等、事業目的に沿った評価指標を設定し、当該事業の評価をする必要がある。</p> <p>当該評価指標を基に県として事業を評価・分析し、翌年度以降の予算計画の改善につなげるべきである。</p>		
土木部			
指摘及び意見につき、該当なし。			
商工労働部			
65	<p><b>【番号 77：ふくしま大交流フェア催行業務委託】</b></p> <p>当該事業は、イベントの来場者数を評価指標と掲げている。しかし、県は、受託者より実績報告を受けているものの、県としての分析を行っていない。受託者から受ける実績報告を基に、県として評価・分析し、翌年度以降の予算計画の改善につなげる必要がある。</p> <p>また、人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、当該分析結果は、文書化すべきである。</p>	意見	P 163
66	<p><b>【番号 78：「日本一の酒処ふくしま」県産日本酒販路拡大・PR事業】</b></p> <p>当該事業の実施に当たっては、商談会における飲食店への周知及び取りまとめ並びに小売店への周知及び取りまとめについて再委託を予定している。業務委託契約書第3条（権利義務の譲渡等）において、委託者の承認を得ない再委託を禁止している。</p> <p>今回の契約においては、県の承諾を記した書面が存在していない。ただし、見積書から再委託費及び再委託先が記載されており、契約当初から再委託が想定され合意形成がなされたと考えられる。</p> <p>再委託を原則禁止した趣旨を考慮し、受託者が再委託している相手先に対して、適正な発注方法が取られているかどうか、再委託先の指揮監督が行われているかどうか等について、検証内容を書面で残すことにより明らかにすべきである。</p>	意見	P 164
67	<p><b>【番号 78：「日本一の酒処ふくしま」県産日本酒販路拡大・PR事業】</b></p> <p>別記、個人情報取扱特記事項第12条第2項において、「受託者が承諾に基づく個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により受託者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。」と規定されている。今回の業務委託契約では、飲食店・小売店への周知及び取りまとめを再委託している。再委託の内容からは個人情報を取扱う可能性が高いことから、再委託先</p>	意見	P 165

	に遵守させるに当たって、書面を作成・保存し、検証結果の証跡を残すべきである。		
68	<p>【番号 78：「日本一の酒処ふくしま」県産日本酒販路拡大・PR 事業】</p> <p>業務完了後に提出された実施報告書に添付の収支報告書は、収入と支出が同額となっているが、担当課で作成した積算内訳や受託者から入手した見積書の各費目で計上されている金額と相違していることから、支出額の実態が収支報告書に反映されていない可能性がある。評価指標としている数値は、おおむね達成されているようではあるが、収支報告書による事後評価を行うためにも、実態を反映した委託費を把握する必要がある。</p>	意見	P 165
69	<p>【番号 81：FUKUSHIMAブランド海外イメージ回復事業】</p> <p>業務完了後に提出された委託料概算払精算書に添付の収支報告書は、収入と支出が同額となっているが、受託者から入手した見積書の各費目で計上されている金額と相違している部分があることから、収入の範囲内でのみ支出を記載することにより報告され、支出額の実態が収支報告書に反映されていない可能性がある。有利に価格交渉を進めるためにも実態を反映した委託費を把握する必要がある。</p>	意見	P 168
70	<p>【番号 81：FUKUSHIMAブランド海外イメージ回復事業】</p> <p>業務委託契約書において、受託者は委託者である県に対して仕様書に記載した成果品である実績報告書を提出しなければならない。しかし、担当課では実績報告書により、評価指標の達成状況・分析が行われていない。</p> <p>担当課からのヒアリングでは、平成 26 年度においても同様の業務を行っており、平成 25 年度は 28 者が出店し、復興イメージ回復の点ではアピールできたが、個々の商品販売としては、出店数が多すぎて明確なイメージを作れなかったとの反省もあり、海外販路支援を中心として、4 事業者へ絞り込んだとの回答を得ているが、前年度の事後評価結果を十分に分析した結果とは言い難い。</p> <p>翌年度の事業計画や予算編成において改善点を反映させるためにも、県でのノウハウの蓄積も含め、事後評価・分析を十分に行う必要がある。</p>	意見	P 168
71	<p>【番号 82：FUKUSHIMAブランド海外イメージ回復事業（県産日本酒PR）】</p> <p>当該契約は、企画プロポーザル方式を実施する予定であり、当初旅行会社 4 者に案内をしたものの、1 者のみから企画書の提出があり、結果的に単独随意契約となっている。担当部局による審査を行った上</p>	意見	P 170

	<p>で決定はしているものの、複数の企画書を比較することにより、事業目的に最も合致した企画を選定できた可能性がある。今後、応募を辞退した旅行会社についても、その理由を確認し、企画プロポーザル方式に実効性を見出す必要がある。</p>		
72	<p>【番号 82：FUKUSHIMAブランド海外イメージ回復事業（県産日本酒PR）】</p> <p>業務完了後に提出された実績報告書に添付の収支内訳書は、収入と支出が同額となっており、受託者から入手した当初の見積書の各費目で計上されている金額とも全くの同額となっている。収入の範囲内でのみ支出を記載することにより報告され、支出額の実態が収支報告書に反映されていない可能性がある。</p> <p>今後、有利に価格交渉を進めるためにも実態を反映した委託費を把握する必要がある。なお、海外の精算分については、換算レート等も影響するが、担当課からのヒアリングでは、レート差については、受託者側で負担したとの説明を受けた。</p>	意見	P 170
73	<p>【番号 82：FUKUSHIMAブランド海外イメージ回復事業（県産日本酒PR）】</p> <p>当該事業の仕様書において、業務完了後に、完了届その他県が業務の確認に必要と認める書類を速やかに提出することとなっている。受託者は必要と認める書類として、実績報告書と収支内訳書を提出している。実績報告書については、全体の行程に沿った説明が詳細に記載されている。しかし、担当課では実績報告書により、評価指標の達成状況・分析が行われていない。</p> <p>当該事業は、平成 25 年度で終了しているが、当該事業に関連する事業では、翌年度及び翌々年度以降の事業計画や予算編成において改善点を反映させるためにも、事後評価・分析を行う必要がある。</p>	意見	P 171
74	<p>【番号 83： 県産品消費者理解情報発信事業（雑誌活用）】</p> <p>評価指標は、雑誌の掲載ページ及びその発行総数、プレゼント応募数、プレリリース先等、数値的なものではあるが、事業の事後評価に活用できるものではない。</p> <p>委託内容として根拠の掲載の他に効果的な媒体等による情報発信とあるが、そのアクセス数の数値は把握していない。</p> <p>電子媒体の方が、実績値を取りやすいので、数値を把握し事後評価に生かすべきである。</p>	意見	P 172
75	<p>【番号 83： 県産品消費者理解情報発信事業（雑誌活用）】</p> <p>成果品として雑誌を入手しているが、当初から雑誌社と協議し掲載</p>	意見	P 173

	<p>された記事や、その内容の一部を県のホームページに掲載することが可能であれば、よりその効果を高められるものと期待できる。記事をそのまま載せられなくとも、一部でもホームページで紹介できれば、PR効果を高められるものと期待できるため、今後検討すべきである。</p>		
76	<p><b>【番号 84：県産品消費者理解促進事業】</b></p> <p>当該事業は、ふくしま応援シェフを活用した交流会を開催しているところ、参加者より会費を徴収し委託業者がこれを収受している。そして、委託業務契約書の中で、委託者が委託業務により発生した収入があると認めた時は、県にその返還を命じている。しかし、県は、会費徴収により委託業者に発生した収入につき、特に委託業者に報告を求めている。また、受託者より受理している収支決算書においても、委託業者が収受したその会費の額について明らかとなっていない。</p> <p>したがって、透明性の観点から、委託事業遂行により発生した収入を適正に県に返還できるよう、受託業者より収入額に係る報告を文書で求める必要がある。</p>	意見	P 174
77	<p><b>【番号 86：ふくしま大交流フェア催行業務委託（消費者と被災地の生産者等の交流イベント）】</b></p> <p>当該事業は、イベントの来場者数を評価指標と掲げている。しかし、県は、受託者より実績報告を受けているものの、県としての分析を行っていない。受託者から受ける実績報告を基に、県として評価・分析し、翌年度以降の予算計画の改善につなげる必要がある。</p> <p>また、人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、当該分析結果は、文書化すべきである。</p>	意見	P 175
78	<p><b>【番号 88：重点市場における市場調査事業】</b></p> <p>受託者から詳細な結果概要【まとめ】を入手しているが、当該結果を受けて次期の方向性を検討している証憑<sup>ひょう</sup>が確認できなかった。今回の委託業務の結果を受けて、該当する3市場（韓国、中国及び台湾）に対してどのようにアクションしているかも確認できない状況となっている。なお、市場調査委託業務は、翌年度において他の市場で行っているが、今回の委託業務との関連性も確認できなかった。継続事業であるため、年度ごとの事後評価を適切に行う必要がある。</p>	意見	P 177
79	<p><b>【番号 89：中国観光プロモーション事業】</b></p> <p>当該事業については、詳細な実施報告書を入手し、実施報告書の中で本事業の総括が行われ、課題・提案が行われているが、県としての評価を行っていない。中国人観光客の宿泊数を震災前まで回復するこ</p>	意見	P 179

	とが目的であり、中長期的な取組が必要であることから、担当課としても当該事業について評価を行い、翌年度以降の効果的な計画策定に役立てるべきである。		
80	<p><b>【番号 90：福島県台湾観光プロモーション事業 I】</b></p> <p>官公庁宿泊統計資料による台湾からの福島県内延べ宿泊者数は平成 22 年 13,290 人であったが、平成 23 年は 3,860 人に減少し、その後、徐々に回復傾向にあり、平成 25 年 8 月の汚染水問題後も増加している。当該事業の実績報告書によると、台湾のコンビニエンスストアを活用した店内モニターへの放送、インターネット、F a c e b o o k、メールマガジン及び雑誌を活用し、約 3,600 名の福島旅行応募者があった。</p> <p>しかし、台湾からの旅行者は震災前の水準の半分以下の状況であり、今後も旅行客の増加に向けた取組が必要である。当該事業の総括した文書を作成し、今後のプロモーション活動に役立てるべきである。</p>	意見	P 180
81	<p><b>【番号 91：韓国風評払拭緊急対策事業】</b></p> <p>韓国国内にて、福島原発の汚染水問題が繰り返し報道され、福島県に対する不安が高まっていることを認識している。官公庁宿泊統計資料による韓国からの福島県内延べ宿泊者数は平成 22 年 43,520 人であったが、平成 23 年は 3,860 人に減少し、その後、徐々に回復傾向がみられたが、平成 25 年 8 月の汚染水問題後は減少に転じている。</p> <p>当該事業は、本県への旅行商品造成と韓国人観光客の誘致につなげることを目的としており、韓国旅行会社及びメディアを招へいし、新聞、雑誌、ブログ等への掲載は行われたものの、今般造成した旅行商品は実際には催行されなかったことから、効果は限定的であると考えられる。</p> <p>アンケート結果からは、福島県に対する放射能汚染の不安がみられる。今後も福島県の現状を正しく認識してもらうための活動は継続的に行っていく必要がある。</p>	意見	P 182
82	<p><b>【番号 91：韓国風評払拭緊急対策事業】</b></p> <p>当該事業委託契約は契約日が平成 26 年 1 月 31 日で事業期間は約 2 か月と短期であったことから、スキーに関しては新聞雑誌の掲載時期がシーズン終盤（3 月）であること、ゴルフに関しては一部クローズしているゴルフ場を訪問せざるを得ないといったことから、当該事業の効果について十分な評価が必要である。</p> <p>また、当該事業について参加者のアンケートを含めた実績報告書を</p>	意見	P 182

	<p>入手しているものの、実際に掲載された新聞、雑誌及びブログの内容の確認並びに旅行企画の実績を総括した文書は作成されていないことから、PDCAサイクルのチェック機能が十分に発揮されているとは言い難い状況にある。</p> <p>評価指標は震災前の宿泊者数まで回復することであり、中長期的な取組が必要であることから、当該事業について総括を行い、翌年度以降の効果的な計画策定に役立てるべきである。</p>		
83	<p><b>【番号 92：福島県観光素材発信事業】</b></p> <p>委託料等の額の確定調書において、「成果報告書等の内容を審査した結果、事実と適合することが確認されたので、上記のとおり委託料等の額を確定してよろしいか伺います。」という伺いに当たっての検討した事実が記載されている。</p> <p>当該委託業務の具体的な内容として、中通り、浜通り及び会津地方それぞれの魅力を、外国人観光客が興味を持つテーマ、題材を用いて盛り込み、「福島の滞在が楽しい」ということが伝わるよう、4又は5名程度の登場人物が生き生きと福島のPR及び説明を行うこと、重要な情報については、ナレーション等により、視聴者が理解しやすいよう工夫すること、映像の制作については、現地ロケ（県内ロケ）を行うこと等が規定されている。実際にDVDを視聴した結果として、上記の映像内容が網羅されているか否かについて、審査した結果として文書化しておくことが必要である。</p>	意見	P 184
84	<p><b>【番号 93：福島県教育旅行再生事業】</b></p> <p>委託契約書第 11 条（委託料の支払）第 4 項において、委託料の一部を概算払することができることとなっており、受託者は、委託料概算払請求書により一部概算払を受けている。当該事業は 11 月から年度末までの委託期間であるが、着手時期が遅かったこともあり、当初想定した業務を完了することができなかった。業務が完了しなかったことについては、担当部局も了解していることではあり、変更契約を締結することなく、精算時に委託料を減額することとなった。概算払を行った場合には、委託概算払精算書に添えて収支決算書を提出することとなっているが、提出を受けた収支決算書は、変更後の収入額により作成されている。本来は、収支決算書の収入額は当初の契約金額で記載すべきであり、収支差額を明確にする必要がある。</p>	意見	P 185
85	<p><b>【番号 95：日本一の観光地づくり推進事業（おもてなし案内人ガイドブック作成）】</b></p> <p>委託契約書第 3 条（権利義務の譲渡等）において、「受託者は、書</p>	指摘	P 188

	面による委託者の承認を得ないで、この契約によって生ずる権利及び義務をいかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、承継し、委託し、又は請け負わせてはならない。」と規定されている。当初提案の企画書の中においても、事業のうち、パンフレットの印刷等、制作の技術的な部分は連携事業者として別の印刷会社が実施するものと記載されているが、連携事業者が特定していない以上は、この再委託先の適任性等を県が把握する必要がある、再委託としての手続を踏まえて書面での承認手続を実施すべきである。		
86	<p><b>【番号 96：プレDC直前首都圏観光キャラバン事業】</b></p> <p>当該事業の受託者である株式会社ジェイアール東日本企画仙台支店は、別の委託契約の締結を行っている。他の委託業である「温泉等をいかした周遊観光魅力づくり事業」については、専門業者への再委託を行うとして、再委託の協議を行い、再委託承諾書を取り交わしている。再委託の内容はパンフレット・ツール及びPRツールの制作・印刷・発送、Webサイトの制作並びに事務局の運營業務であり、当該事業についても同様の業務が含まれている可能性がある。</p> <p>当該事業については、再委託の協議を行っていないようであるが、業務完了に当たっては、再委託の事実がないかを再度確認した上で、支払を行うべきである。</p>	意見	P 189
87	<p><b>【番号 97：スキーエリア誘客プロモーション対策業務】</b></p> <p>当該事業に係る契約は、精算払となっている。そして、受託者より収受する請求書のみでは収支内容が明らかとなっていない。したがって、当該請求書のみでは精算払額が適正な支出であるか検証を行うことが困難である。</p> <p>透明性の観点から受託者より収支内容の詳細が明らかである収支報告書を徴取し、見積額と実績額を比較し、事後的な検証を行うべきである。</p>	意見	P 190
88	<p><b>【番号 98：大河ドラマ「八重の桜」キャンペーン事業（周遊誘客宝探し事業）】</b></p> <p>当該事業は、延べ参加人数を評価指標と掲げている。しかし、県は、受託者より実績報告を受けているものの、県としての分析を行っていない。受託者から受ける実績報告を基に、県として評価・分析し、翌年度以降の予算計画の改善につなげる必要がある。</p> <p>また、人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、当該分析結果は、文書化すべきである。</p>	意見	P 192

89	<p><b>【番号 99 : 「旅フェア日本 2013」 出展業務】</b></p> <p>県としては、当該事業に係る設計書金額を算定することが困難であることから、委託契約予定者からの見積金額を参考に設計書を作成していると思われる。設計書、予定価格、見積書、収支決算書及び請求書のいずれの金額も同額となっている。業務完了後の請求書においては、出展業務一式として明細が不明となっている。今後同様の委託業務が発生した場合に備えて、請求内訳を明示すべきである。</p>	意見	P 193
90	<p><b>【番号 100 : 県内周遊観光魅力づくり推進事業「温泉等をいかした周遊観光魅力づくり事業】</b></p> <p>当該事業については、概算払は行っていないものの業務完了届に併せて収支決算書が提出されている。しかし、収入額の記載が漏れており、収支決算書としては不完全である。</p> <p>したがって、受託事業者より適正な収支決算書徴取の上、検査を行う必要がある。</p>	意見	P 194
91	<p><b>【番号 100 : 県内周遊観光魅力づくり推進事業「温泉等をいかした周遊観光魅力づくり事業】</b></p> <p>当該事業における設計書は、見積書、収支決算書及び請求書のいずれも総計が一致していることから、委託契約予定者からの資料に基づいて作成されたものと推定することができる。見積書、収支決算書及び請求書の内訳は全て同額となっているが、設計書上の項目とは相違している。</p> <p>事業の終了に当たっては、各項目の金額の相違について、分析することも含めて事後評価を行うことが必要である。</p>	意見	P 195
92	<p><b>【番号 101 : 日本一の観光地づくり推進事業「おもてなし研修会開催事業】</b></p> <p>当該事業は、延べ参加人数を評価指標と掲げている。しかし、県は、受託者より実績報告を受けているものの、県としての分析を行っていない。受託者から受ける実績報告を基に、県として評価・分析し、翌年度及び翌々年度以降の予算計画の改善につなげる必要がある。</p> <p>また、人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、当該分析結果を文書化すべきである。</p>	意見	P 196
93	<p><b>【番号 101 : 日本一の観光地づくり推進事業「おもてなし研修会開催事業】</b></p> <p>当該事業に係る契約は、精算払となっている。しかし、受託者より収受する請求書のみでは収支内容が明らかとなっていない。当該書類</p>	意見	P 196

	<p>のみでは精算払額が適正な支出であるか検証を行うことが困難である。</p> <p>透明性の観点から受託者より収支内容の詳細が明らかである収支報告書を求め、見積額と実績額を比較し、事後的な検証を行うべきである。</p>		
94	<p>【番号 102：日本一の観光地づくり推進事業「観光まちづくりワークショップ開催事業」】</p> <p>当該事業は、ワークショップ参加人数を評価指標と掲げている。しかし、県は、受託者より実績報告を受けているものの、県としての分析を行っていない。受託者から受ける実績報告を基に、県として評価・分析し、翌年度以降の予算計画の改善につなげる必要がある。</p> <p>また、人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、当該分析結果は、文書化すべきである。</p>	意見	P 197
95	<p>【番号 102：日本一の観光地づくり推進事業「観光まちづくりワークショップ開催事業」】</p> <p>県は、受託者から見積書を徴取しており、当該見積金額に基づき契約を締結している。しかし、当該見積書において、ファシリテーターにかかる経費単価が、社会通念に照らして高価であり、その積算根拠が不明瞭な項目が見受けられる。</p> <p>透明性の観点から、適正な根拠に基づいた見積金額を基に契約を締結すべく、県は、当該経費の単価設定根拠について検証した書面を文書にして残す必要がある。</p>	意見	P 197
96	<p>【番号 102：日本一の観光地づくり推進事業「観光まちづくりワークショップ開催事業」】</p> <p>当該事業に係る契約は、精算払となっている。しかし、受託者より収受する請求書のみでは収支内容が明らかとなっていない。当該書類のみでは精算払額が適正な支出であるか検証を行うことが困難である。</p> <p>透明性の観点から、受託者より収支内容の詳細が明らかである収支報告書を求め、見積額と実績額を比較し、事後的な検証を行うべきである。</p>	意見	P 198
97	<p>【番号 103：日本一の観光地づくり推進事業「観光まちづくりワークショップ開催事業」】</p> <p>当該事業は、ワークショップ参加人数を評価指標と掲げている。しかし、県は、受託者より実績報告を受けているものの、県としての分</p>	意見	P 199

	<p>析を行っていない。受託者から受ける実績報告を基に、県として評価・分析し、翌年度以降の予算計画の改善につなげる必要がある。</p> <p>また、人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、当該分析結果は、文書化すべきである。</p>		
98	<p>【番号 103：日本一の観光地づくり推進事業「観光まちづくりワークショップ開催事業」】</p> <p>当該事業に係る契約は、精算払となっている。しかし、受託者より収受する請求書のみでは収支内容が明らかとなっていない。当該書類のみでは精算払額が適正な支出であるか検証を行うことが困難である。</p> <p>透明性の観点から受託者より収支内容の詳細が明らかである収支報告書を求め、見積額と実績額を比較し、事後的な検証を行うべきである。</p>	意見	P 199
99	<p>【番号 105：子ども「ふるさと福島」魅力発掘プロジェクト事業】</p> <p>当該事業は、その成果が数値的に把握できる内容が含まれており、また事業が平成 26 年度に継続している。しかし、県は、審査した結果や事業評価の結果を文書化していない。事業評価結果等を文書化することにより、ノウハウの蓄積を図り、翌年度及び翌々年度以降の事業に反映していく必要がある。</p>	意見	P 201
100	<p>【番号 106：大河ドラマ「八重の桜」キャンペーン事業（山手線ラッピングトレイン）】</p> <p>当該事業は、ふくしまデスティネーションキャンペーン（以下「DC」という。）の一環であるとの位置付けではない。しかし、当該企画によるPRはDCへの波及効果が期待されているところである。ふくしまプレDCについては、福島県観光キャンペーン事例集に事後評価を記載しているが、山手線ラッピングについては記載をしていない。</p> <p>PRについては、評価指標を設けることが困難ではあるが、何らかの事後評価を行うことにより、DCに向けた効果的な事業展開を図るべきである。</p>	意見	P 202
101	<p>【番号 107：大河ドラマ「八重の桜」キャンペーン事業（首都圏PRキャラバン・旅行AGT連携事業）】</p> <p>旅行エージェント招へい事業については、受託者が旅行業の資格を持っていないため、別途旅行会社を対象として企画プロポーザルを行っている。これは、委託事業のうち旅行AGT招へい事業を第三</p>	指摘	P 203

	<p>者に再委託しているものと同一視できる。</p> <p>しかし、委託契約書第3条第2項では、受託者は委託者の承認を得て委託業務の一部を第三者に再委託することができるとなっているが、承認を得た書類は確認できていない。</p> <p>旅行A G T招へい事業の事業実施にあたり、旅行業法に基づく資格が必要な業務が適正に実施できるか否か、県において把握する必要がある。再委託先の適任性等について、県は書面により承認手続が必要である。</p>		
102	<p><b>【番号 107：大河ドラマ「八重の桜」キャンペーン事業（首都圏P Rキャラバン・旅行A G T連携事業）】</b></p> <p>当該事業は、福島県財務規則第269条第2項及び同施行通達第269条関係2の（8）に基づき見積書の徴取は省略されている。これは事業目的達成のための具体的な手法を受託者に委ねるものである。予定価格は事業の必要額を積算したものであり、業務完了後は事業費について精算することになっている。積算書については、過去の実績に基づいて算定されているとの説明を受けたが、収支決算書によれば、当初の収入額と支出額が同額となっている。積算書と収支決算書の支出項目は対応しておらず、業務遂行に当たり実際に要した支出額であるかどうか分析することは困難な状況となっており、実際の支出額が超過しているか否か判断することはできない。</p> <p>したがって、県は、受託業者より見積書を徴取し、分析することが必要である。</p>	意見	P 203
103	<p><b>【番号 109：福島空港送客促進対策事業（県内T V広報）業務委託】</b></p> <p>当該事業は、空港利用者増を評価指標としており、他の事業とともにその利用者数の向上を目的としている。しかし、当該事業の業務内容は県内におけるT V広報であり、空港利用者の増加とT V広報との間に直接的な因果関係が認められず、当該事業の評価を客観的に測定することは困難である。</p> <p>空港利用者増の評価指標に合わせて、視聴率調査、視聴者によるアンケート調査等を実施し、当該番組の認知度向上等、県民の意向に沿った広報を行えるよう、測定可能な適切な評価指標を取り入れるべきである。</p>	意見	P 206
104	<p><b>【番号 112：ネットショップ「キビタン市場」情報発信事業業務】</b></p> <p>当該事業は、ページクリック数及びコンバージョン（購入実績数）の評価指標につき不達成であったこと、また、外的要因により、当該事業参入出店事業者の経済的優位性が逸失したこと等により、翌年度</p>	意見	P 209

	<p>以降において継続事業とならなかった経緯がある。</p> <p>県担当者は、目標不達成となった要因を分析し、翌年度以降の他事業において、改善につなげていることをヒアリングによって確認した。しかし、その文書化がなされていない。</p> <p>廃止となった当該事業のノウハウや分析結果を文書化することにより、担当者が変更になった場合にもその継承を図り、今後の行財政に生かすべきである。</p>		
105	<p><b>【番号 113：地場産業リーディングプロジェクト創出事業（水産加工品）】</b></p> <p>数値目標では 10 品目程度とあるのに対し、結果は 3 社 12 品目となり、目標は一応達成している。反省点として 3 社 12 品目で水産加工に絞ったため、効果が限定的であったとのことである。</p> <p>そして、受託者より事後報告を受けているが、翌年度及び翌々年度以降の予算に反映されるような効果での検討結果を、県は作成していない。</p> <p>翌年度以降の計画を改善すべく、県としての事後評価・分析を実施し、文書化する必要がある。</p>	意見	P 210
106	<p><b>【番号 114：地場産業ものづくりのチカラ強化事業】</b></p> <p>当該事業は、3 か年計画の事業であり、その初年度の契約である。その目的は、地場産業の基盤技術開発であり、ネットワークの整備とロードマップの作成が契約内容となっている。</p> <p>受託者は初年度で契約を終了し、平成 26 年度及び平成 27 年度は、福島県ニット工業組合でロードマップの修正と技術開発を実施する計画となっている。</p> <p>なお、平成 25 年度におけるロードマップ、技術開発の実施状況に関する報告や数値目標の分析の事後評価は文書化し、適切に翌年度以降の事業に引き継ぐようにすべきである。</p>	意見	P 211
107	<p><b>【番号 115：企業誘致活動・広報強化事業「雑誌広告等製作・掲載」業務委託】</b></p> <p>評価指標は新聞・雑誌の掲載形態、チラシ枚数等の具体的な数値指標ではあるものの、事業の事後評価に活用できる指標ではない。</p> <p>当該事業の目標としては、東日本大震災からの復旧・復興への取組や立地環境の PR、平成 26 年 2 月 7 日開催の「福島県企業立地セミナー」の告知である。したがって、他の部局において、問合せ件数、企業立地成約件数、セミナー参加人数等を把握しているデータを入手し、適切な評価基準を設定すべきである。</p>	意見	P 212

#### (4) 監査結果

##### 1 委託事業名

番号1：ふくしまからはじめよう。情報プラットフォーム運営業務

##### 2 部局

知事直轄

##### 3 事業実施主体

株式会社東北博報堂福島支社

##### 4 委託料

10,739,925 円

##### 5 目的

「ふくしまからはじめよう。」のスローガンの下、県内外の人々が参加・交流する情報発信のプラットフォームとして、Facebookを中心に各部局が連携を図り一体感を持って、ふくしまの魅力と今を国内外に発信し、復興に向けた前向きなふくしまのイメージを創り上げ、震災の風化防止と風評の払拭につなげる。

##### 6 事業内容

- (1) 県公式Facebookページ「ふくしまからはじめよう。」の企画・運営
- (2) 国内パブリシティ
- (3) 海外パブリシティ
- (4) 効果測定・レポート

##### 7 評価指標

県公式Facebookページ「ふくしまからはじめよう。」の「いいね！」数、各投稿の「いいね！」数及びリーチ数

##### 8 結論

###### (1) 指摘

該当なし。

###### (2) 意見1

当該事業は、Facebookの媒体を用いて、福島県部局の情報発信を行っている。そして、発信する情報の取りまとめは広報課が担っており、評価指数の実績、ページ登録者等のFacebookへ投稿されたコメント内容等は、研修で共有している。しかし、文書化して福島県各部局に共有されていない。

当該評価指標の実績を、文書化して各部局へフィードバックすべきである。それにより、上記目的に掲げている「各部局が連携を図り一体感を持って、ふくしまの魅力と今を国内外に発信」を、さらに効果的に行えるような仕組みづくりが求められる。

特に事業内容として、全職員がFacebookに参加し、投稿するための職員研修を行っているが、より一層広報課だけが入手できる情報を各部局に文書で共有し、効果的な情報発信ができるような仕組みづくりが求められる。

また、人事ローテーションに備え、事業を客観的に測定し、翌年度の改善へつなげるため、定性的な情報についても、文書化して当該事業担当者のノウハウの共有を図る体制を構築すべきである。

- 1 委託事業名  
番号2：日本経済新聞「ふくしま復興の姿」製作・掲載業務
- 2 部局  
知事直轄
- 3 事業実施主体  
株式会社アイ・エム・ディ
- 4 委託料  
47,250,000 円
- 5 目的  
日本経済新聞に福島県を特集した記事や広告を掲載し、ビジネスマンや経営者層に対してふくしまの復興の姿を発信して、企業誘致や取引拡大につなげる。
- 6 事業内容  
福島県の復興状況に関する全 10 段の特集記事を掲載する（「ふくしま復興の姿」平成 25 年 4 月～12 月（9 回））。
- 7 評価指標  
評価指標を設けていない。  
ただし、福島県の取組について複合的な効果測定を実施している（なお、平成 25 年度の効果測定の実施は行われていない。）。
- 8 結論
  - (1) 指摘  
本業務には評価指標が設けられていない。そのため、本業務の目的である「日本経済新聞に福島県を特集した記事や広告を掲載し、ビジネスマンや経営者層に対してふくしまの復興の姿を発信して、企業誘致や取引拡大につなげる。」について達成度合いを測ることが困難な状況にある。業務単体として、評価指標を設けることが困難である場合は、例えば、復興に向けた福島県全体の目標達成のために本業務がどのような役割を果たし、その役割が達成できているのかを事後的に評価し、今後の事業内容の変更や継続の有無を総合的に判断する必要がある。
  - (2) 意見  
該当なし。

- 1 委託事業名  
番号3：日本経済新聞「ふくしま復興の姿」製作・掲載業務
- 2 部局  
知事直轄
- 3 事業実施主体  
株式会社アイ・エム・ディ
- 4 委託料  
15,750,000 円
- 5 目的  
日本経済新聞に福島県を特集した記事や広告を掲載し、ビジネスマンや経営者層に対してふくしまの復興の姿を発信して、企業誘致や取引拡大につなげる。
- 6 事業内容  
福島県の復興状況に関する全8段の特集記事を掲載する（「ふくしま復興の姿」平成26年1月～3月（3回））。
- 7 評価指標  
評価指標を設けていない。  
ただし、福島県の取組について複合的な効果測定を実施している（なお、平成25年度の効果測定の実施は行われていない。）。
- 8 結論
  - (1) 指摘  
「番号2：日本経済新聞「ふくしま復興の姿」製作・掲載業務」の継続業務であり、指摘事項は、番号2に対するものと同様である。
  - (2) 意見  
該当なし。

1 委託事業名

番号4：ふくしまから はじめよう。ハンサムウーマン発信事業

2 部局

知事直轄

3 事業実施主体

株式会社電通東日本福島営業所

4 委託料

45,999,450 円

5 目的

「ふくしまから はじめよう。」のスローガンの下、大河ドラマ「八重の桜」にちなんで、八重のように強く美しく生きるふくしまの女性の活動と、それぞれが語る自身の活動への思いやふくしまの魅力を、福島県の復興と重ね合わせて様々なメディアで県内外に発信することで、前向きなイメージを創り上げる。

6 事業内容

「ふくしまから はじめよう。ハンサムウーマン」の選定、取材、記事・動画製作及び発信業務

7 評価指標

評価指標（目標）を設けていないが、Facebookの「いいね!」、「コメント」及び「シェア」を集計並びに内容を吟味し、次回以降の記事の内容に反映している。

8 結論

(1) 指摘

評価指標を設けていないが、本事業を評価するためには評価指標を設ける必要がある。また、個別の評価指標を設けることが困難である場合でも、復興に向けた福島県全体の目標との関連性を明らかにし、本業務を全体の目的から見た視点で評価する必要がある。

(2) 意見

該当なし。

- 1 委託事業名  
番号5：ふくしまから はじめよう。情報発信事業
- 2 部局  
知事直轄
- 3 事業実施主体  
株式会社民報アド
- 4 委託料  
7,383,600 円
- 5 目的  
「ふくしまから はじめよう。」のローガンの下、福島で未来に向けて前向きに頑張る「人」に焦点を当てた企画広告・動画を作成・発信することにより、県外（日本経済新聞）へは福島の未来像と新しい流れ、県内（福島民報・福島民友及び県内民放テレビ局）には誇りと希望とともに、復興へ向けた取組を伝え、県内外の風評払拭と風化防止へ寄与する。
- 6 事業内容  
「ふくしまから はじめよう。情報発信事業」の選定、取材、記事・動画製作及び発信業務
- 7 評価指標  
評価指標を設けていない。
- 8 結論
  - (1) 指摘  
評価指標を設けていないが、本事業を個別に評価するためには評価指標を設ける必要がある。また、個別の評価指標を設けることが困難である場合でも、復興に向けた福島県全体の目的との関連性を明らかにし、本業務を全体の目的から見た視点で評価する必要がある。
  - (2) 意見  
該当なし。

- 1 委託事業名  
番号6：県外向けテレビ放送事業委託業務
- 2 部局  
知事直轄
- 3 事業実施主体  
福島テレビ株式会社
- 4 委託料  
48,812,400 円
- 5 目的  
本県の観光地、食等、ふくしまの「魅力」と「今」を県外に発信し、復興に向けた前向きなふくしまのイメージを創り上げ、本県の応援者をさらに増やし、観光客の増加や農産物の販売増につなげる。
- 6 事業内容  
関東ローカルテレビ番組制作（上半期）
- 7 評価指標  
評価指標を設けていない。
- 8 結論
  - (1) 指摘1  
評価指標を設けていないため、本業務の目的である「観光客の増加や農産物の販売増」について、その達成度合いを測ることができない。そのため、本業務の目的の達成度合いを評価する指標を設ける必要がある。  
指摘2  
当該事業は契約の当事者である福島テレビ（フジテレビを含む。）が、番組制作について株式会社バンエイトに再委託を行っているが、県は、本再委託について書面による承諾を行っていない。  
この点、当該事業における契約書及び仕様書において、再委託に関する条項を設けていない。しかし、再委託は一般的に、不適切な再委託により経済的合理性や効率性を損なう等の危険性がある。再委託が行われる際は、当該不利益を被ることがないよう、県は、発注者として再委託先の適任性について検証し、書面による承諾が求められる。  
当該事業においても、その業務の性質上、契約当初より再委託が見込まれるものと考えられるが、再委託の取扱いについてはあらかじめ契約書等に明記するとともに、再委託先の適任性について検証し、受託業者に対して書面で承諾する必要がある。
  - (2) 意見  
該当なし。

- 1 委託事業名  
番号7：県外向けテレビ放送事業委託業務
- 2 部局  
知事直轄
- 3 事業実施主体  
福島テレビ株式会社
- 4 委託料  
51,080,400 円
- 5 目的  
本県の観光地の食等に加え、福島県において展開されている新たな取組等、ふくしまの「魅力」と「今」を、県外に発信し、復興に向けた前向きなふくしまのイメージを創り上げ、本県の応援者をさらに増やし、観光客の増加や農産物の販売増につなげる。
- 6 事業内容  
関東ローカルテレビ番組制作（下半期）
- 7 評価指標  
評価指標を設けていない。
- 8 結論
  - (1) 指摘  
「番号6：県外向けテレビ放送事業委託業務」の継続業務であり、指摘事項は、番号6に対するものと同様である。
  - (2) 意見  
該当なし。

- 1 委託事業名  
番号 8 : サザエさん情報発信事業委託業務
- 2 部局  
知事直轄
- 3 事業実施主体  
福島テレビ株式会社
- 4 委託料  
6,300,000 円
- 5 目的  
サザエさんのオープニングで、本県の観光地、食等、ふくしまの「魅力」と「今」を発信する。  
ふくしまの「魅力」と「今」を全国に向けて発信することで、本県の応援者をさらに増やし、観光客の増加や農産物の販売増につなげる。
- 6 事業内容  
「サザエさん」春・夏オープニング
- 7 評価指標  
評価指標を設けていない。  
※福島テレビ（キー局であるフジテレビを含む。）の好意による持込み企画であり、一般的に 6,300,000 円で国民的人気アニメであるサザエさんのオープニングに宣伝を出すことは、ほぼ不可能であると容易に勘案することができるため、本業務については評価指標を設けないことについて指摘事項としないこととした。
- 8 結論
  - (1) 指摘  
当該事業は契約の当事者である福島テレビ（フジテレビを含む。）が、アニメーション制作について株式会社エイケンに再委託を行っているが、県は、本再委託について書面による承諾を行っていない。  
この点、当該事業における契約書及び仕様書において、再委託に関する条項を設けていない。しかし、再委託は一般的に、不適切な再委託により経済的合理性や効率性を損なう等の危険性がある。再委託が行われる際は、当該不利益を被ることがないように、県は、発注者として再委託先の適任性について検証し、書面による承諾が求められる。  
当該事業においても、その業務の性質上、契約当初より再委託が見込まれるものと考えられるが、再委託の取扱いについてはあらかじめ契約書等に明記するとともに、再委託先の適任性について検証し、受託業者に対して書面で承諾する必要がある。

- (2) 意見  
該当なし。

- 1 委託事業名  
番号9：「ふくしまから はじめよう。」プロジェクト推進事業委託業務
- 2 部局  
知事直轄
- 3 事業実施主体  
福島テレビ株式会社
- 4 委託料  
14,385,000 円
- 5 目的  
「ふくしまから はじめよう。」のスローガンに込められた理念を「ふくしまから はじめよう。キビタン」及び「ふくしまから はじめよう。チームキビタン」を活用した企画により発信することにより、復興に向けたふくしまの前向きなイメージを創り上げ、風評払拭や風化防止、観光客の増加や農産物の増につなげる。
- 6 事業内容  
アニメーションの製作放映及び県外テレビ番組製作
- 7 評価指標  
評価指標を設けていない。
- 8 結論
  - (1) 指摘1  
評価指標を設けていないため、本業務の目的である「観光客の増加や農産物の販売増」について、その達成度合いを測ることができない。そのため、本業務の目的の達成度合いを評価する指標を設ける必要がある。  
指摘2  
当該事業は契約の当事者である福島テレビが、アニメーション企画・監修について有限会社デンヤ・クリエイティブ・ワークスに再委託を行っているが、県は、本再委託について書面による承諾を行っていない。  
この点、当該事業における契約書及び仕様書において、再委託に関する条項を設けていない。しかし、再委託は一般的に、不適切な再委託により経済的合理性や効率性を損なう等の危険性がある。再委託が行われる際は、当該不利益を被ることがないよう、県は、発注者として再委託先の適任性について検証し、書面による承諾が求められる。  
当該事業においても、その業務の性質上、契約当初より再委託が見込まれるものと考えられるが、再委託の取扱いについてはあらかじめ契約書等に明記するとともに、再委託先の適任性について検証し、受託業者に対して書面で承諾する必要がある。

- (2) 意見  
該当なし。

- 1 委託事業名  
番号 10 : 「ふくしまから はじめよう。」プロジェクト推進事業委託業務
- 2 部局  
知事直轄
- 3 事業実施主体  
株式会社福島中央テレビ
- 4 委託料  
7,350,000 円
- 5 目的  
「ふくしまから はじめよう。」のスローガンに込められた理念を「ふくしまから はじめよう。キビタン」及び「ふくしまから はじめよう。チームキビタン」を活用した企画により発信することにより、復興に向けたふくしまの前向きなイメージを創り上げ、風評払拭や風化防止、観光客の増加や農産物の増につなげる。
- 6 事業内容  
県内テレビ番組製作（生中継）
- 7 評価指標  
評価指標を設けていない。
- 8 結論
  - (1) 指摘  
評価指標を設けていないため、本業務の目的である「観光客の増加や農産物の販売増」について、その達成度合いを測ることができない。そのため、本業務の目的の達成度合いを評価する指標を設ける必要がある。
  - (2) 意見  
該当なし。

- 1 委託事業名  
番号 11 : 「ふくしまから はじめよう。」プロジェクト推進事業委託業務
- 2 部局  
知事直轄
- 3 事業実施主体  
株式会社福島民報社
- 4 委託料  
15,750,000 円
- 5 目的  
「ふくしまから はじめよう。」のスローガンに込められた理念を「ふくしまから はじめよう。キビタン」及び「ふくしまから はじめよう。チームキビタン」を活用した企画により発信することにより、復興に向けたふくしまの前向きなイメージを創り上げ、風評払拭や風化防止、観光客の増加や農産物の増につなげる。
- 6 事業内容  
うつくしま復興大使によるメッセージ発信及びふくしまから はじめよう。夢大賞の実施
- 7 評価指標  
評価指標を設けていない。
- 8 結論
  - (1) 指摘  
評価指標を設けていないため、本業務の目的である「観光客の増加や農産物の販売増」について、その達成度合いを測ることができない。そのため、本業務の目的の達成度合いを評価する指標を設ける必要がある。
  - (2) 意見  
該当なし。

1 委託事業名

番号 12：ふくしまから はじめよう。キビタン絆育成事業業務

2 部局

知事直轄

3 事業実施主体

株式会社電通東日本福島営業所

4 委託料

38,429,764 円

5 目的

東日本大震災の発災から 2 年が経過した現在も約 3 万人の子どもたちが県内外に避難しており、「ふるさとふくしま」と将来を担うふくしまの子どもたちの絆を深める必要がある。

このため、県内の幼稚園や小学校等を訪問することで、本県への誇りや愛着の気持ちを育むとともに、キビタンをはじめ全国のご当地キャラクターが集うイベントを開催し、子どもたちの元気を全国に発信していく。

6 事業内容

(1) ふくしまから はじめよう。キビタンがゆく

ふくしまから はじめよう。キビタンが県内の幼稚園や小学校、仮設住宅等を訪問し、子どもたちをはじめ避難者の方々に笑顔を届け、誇りや愛着を育むような活動を実施する。

(2) ふくしまから はじめよう。ご当地キャラこども夢フェスタについて

本県の復興シンボルキャラクターふくしまから はじめよう。キビタンをはじめとする全国のご当地キャラと子どもたちが触れ合うことで、“癒やし”と“笑顔”を与えるとともに、ふくしまの子どもたちの元気を発信する場とする。

(3) その他

県のホームページ「キビタンの部屋」で活動実績をブログで更新するため、原稿を作成すること。

7 評価指標

(1) 県内の幼稚園や小学校等の訪問件数 200 か所

(2) 夢フェスタ：集客約 8 万人（予定）・ご当地キャラ参加数約 120 体（予定）

8 結論

(1) 指摘

該当なし。

(2) 意見

当該事業のうち、幼稚園や小学校等の訪問については、継続事業となっている。翌年度の予算要求をする際に、当該事業の成果を説明していることから一定の事業評価は行

われているものと判断する。しかし、事業評価を行っていることについて、文書が残されていない。事業の改善点を把握すること、良好な評価を更に推進すること、担当者の異動にも対応できるようにしておくこと等から事業評価結果を文書化しておくことが必要である。

なお、全国のご当地キャラが集うイベントについては、平成 26 年度から実行委員会が組成されているが、実行委員会では事業評価を行っているとの説明を受けた。

1 委託事業名

番号 13 : 「ふくしまから はじめよう。」動画発信事業業務

2 部局

知事直轄

3 事業実施主体

福島テレビ株式会社

4 委託料

25,853,407 円

5 目的

東日本大震災の発災から 2 年が過ぎ、マスコミに取り上げられる震災報道の回数が減少している一方で、本県においては、原子力災害のみ放送され、風評の固定化が進んでいる。

このため、国内外にふくしまの“魅力”と“今”を正確に発信するとともに、「ふくしまから はじめよう。」のスローガンの下、本県の復興に向けた前向きなイメージを創り上げていくことを目的とする。

6 事業内容

インターネットで本県の魅力を発信するため、動画コンテンツを製作する。

7 評価指標

評価指標を設けていない。ただし、緊急雇用促進事業であり雇用人数の確保が求められている。

8 結論

(1) 指摘

該当なし。

(2) 意見

選定方法は、指名業者からの提案を審査し選定を行う企画コンペ方式であり、審査員が、定められた審査項目について、点数による書面審査を実施し、総合得点を参考に最終審査を行い、最も優れた提案者と次点者を特定することになっている。

当該事業については、指名業者 4 者のうち 3 者が辞退したことから、審査方法を点数による書面審査から提案の内容が適切かどうかを審査する方法に変更している。したがって、審査結果を通知する際に行う発議において、審査方法の変更についても伺いを行っておくべきである。

- 1 委託事業名  
番号 14：ふるさとの絆電子回覧板事業
- 2 部局  
知事直轄
- 3 事業実施主体  
公益社団法人助け合いジャパン
- 4 委託料  
65,333,515 円
- 5 目的  
避難区域等が設定された市町村（いわき市、南相馬市、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村）から県内外に避難した方々に、各市町村が配布している通信機能の付いたデジタルフォトフレーム、タブレット端末を利用し、行政情報（県及び市町村）やふるさとの画像等をリアルタイムで情報発信し、避難者とふるさとの絆を維持する。
- 6 事業内容  
原発避難者特例法に基づく指定避難市町村等から県内外に避難した方々に、各市町村が配布している通信機能の付いたデジタルフォトフレーム、タブレット端末を利用し、行政情報やふるさとの画像等をリアルタイムで配信する。
- 7 評価指標  
新規雇用者数（緊急雇用創出事業のため）
- 8 結論
  - (1) 指摘  
受託者の当初見積りのうち、業務委託費は 1,200,000 円であった。これに対し、実際の支出額は 6,722,876 円であり増額した。しかし、県は、当該事業委託費の増加要因を分析していない。加えて、受託者の業務委託費に係る報告では、その支出内容が明らかでなく、検証が困難である。  
受託者から当該事業委託費の内訳につき詳細な報告を求め、支出額の妥当性を確認する必要がある。
  - (2) 意見  
県は、避難者に配布したデジタルフォトフレーム、タブレット端末につき、その利用実績について各市町村から報告を受けている。しかし、当該端末等につき、月に一度でも使用すれば、当月は使用実績ありとしてカウントする等、その利用実態を適切に表しているか甚だ疑問である。  
適正な指標を設定の上、PDCAサイクルに従い、当該事業の評価、改善を行うべきである。

- 1 委託事業名  
番号 15：ふくしまから はじめよう。キビタン元気発信事業業務
- 2 部局  
知事直轄
- 3 事業実施主体  
株式会社ル・プロジェ
- 4 委託料  
31,128,306 円
- 5 目的
  - (1) 東日本大震災から 2 年が経過し、マスコミに取り上げられる震災報道の回数が減少している一方で、本県において、原子力災害のみが報道され、風評の固定化が進んでいる。このため、県内外で「ふくしまから はじめよう。キビタン」によるプロモーション活動を実施し、「ふくしまから はじめよう。」のローガンの下、復興に向かう“ふくしまの今”を伝え、本県の復興に向けた前向きなイメージを創り上げる。
  - (2) 被災者・失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を提供する事業を実施し、生活の安定を図る。
- 6 事業内容
  - (1) 新規雇用者による本県の「魅力」と「今」、さらには「ふくしまの元気」を全国に発信するチームを結成して、県内外イベント等へのプロモーション活動や PR キャラバンを実施すること。
  - (2) イベント会場で活用するイベントキット、ノベルティの製作を行うこと。
  - (3) ステージ等で「ふくしまから はじめよう。キビタン」とそのチームが踊るダンスと音楽を製作すること。また、ダンスと音楽に合うようなユニフォームを製作すること。
  - (4) 県のホームページ「キビタンの部屋」に掲載する原稿を作成すること。
- 7 評価指標  
委託業務従事予定者 5 人
- 8 結論
  - (1) 指摘  
当該事業は、緊急雇用創出基金事業であることから業務終了時に収支決算書の提出を求めているが、収入と支出が同額となっており収支差額が発生していない。しかし、委託業務従事者 5 人のうち 1 人が途中で契約解除となり、追加雇用者が 2 月からの採用のため 5 か月間空白となったことから、人件費相当額が 1,882,487 円減額となっている。その一方で、物件費相当額が同額の 1,882,487 円が増額となったことから、収支差額が発生しなかったものである。  
人件費については、短期間雇用者についても通年雇用者と同額の賞与が支給されていること、当初見積書に想定されていない事務所借上料等が計上されていることから、収

支差額が発生しないように支出額を調整した可能性がある等、その収支額の適正性について合理的に考えるならば、疑問を持たざるを得ない事案である。

担当部局においては、支出内容の詳細な確認は行っておらず、委託契約金額の範囲内であり、事業の目的のために支出されたことを受託者より入手した収支決算書記載項目のみをもって判断していることに問題が残る。

財源である緊急雇用創出基金事業については、他の自治体において不正事案が発生していることから、支出額につき合理的に疑いが持たれると判断される事案については、支出内容について、委託者として詳細に分析し、必要に応じて受託者より関係証憑<sup>ひょう</sup>を徴取する等、その支出内容及び支出額の妥当性を検査するといった措置が必要である。

## (2) 意見

県内における雇用創出のため、県内に事務所がある関連事業者のうち、緊急雇用創出基金事業によるプロモーション活動の事業実績や広報関連のノウハウを十分有している5者を企画コンペの参加選定業者としている。

ア 4者については、企画コンペの不参加を表明しているが、不参加となった理由については、調査を行っていない。点数による評価を行っているものの、実際には企画内容の適否判断となっているが、企画コンペを行えるように不参加理由を調査しておくことが必要である。

イ 県として設計書を作成するために、単独随意契約の相手先から見積書を徴取しているが、見積書に記載されている項目が、収支決算書と整合していない。最終的に収支決算書の金額を分析するためには、収支決算書を想定した見積書の徴取が望まれる。なお、収支決算書は、当初から別紙様式となっている。

- 1 委託事業名  
番号 16：福島県全戸配布広報誌制作業務委託
- 2 部局  
知事直轄
- 3 事業実施主体  
株式会社日進堂印刷所
- 4 委託料  
12,127,500 円
- 5 目的  
福島県全戸に対して配布する広報誌の企画・取材・写真撮影・編集・デザイン等に関する業務により、全庁的な情報発信を行うことを目的とする。
- 6 事業内容  
広報誌の編集・デザインに関する次の業務を行う。
  - ・各ページの企画
  - ・各ページの取材・写真撮影
  - ・各ページ原稿作成
  - ・各ページの編集・デザイン
  - ・イラスト、地図等の作成及びイメージ写真の提供
  - ・印刷データの作成（MO等により納品）
  - ・県ホームページに掲載するデータの作成（PDF形式及び電子書籍形式をCD-R等により納品）
  - ・クイズ景品の提案、購入及び送付
- 7 評価指標  
発行部数（全世帯）
- 8 結論
  - (1) 指摘  
該当なし。
  - (2) 意見  
該当なし。

- 1 委託事業名  
番号 17：福島県コンテンツマネジメントシステム設計移行業務
- 2 部局  
知事直轄
- 3 事業実施主体  
東日本電信電話株式会社福島支店
- 4 委託料  
30,660,000 円
- 5 目的  
次期 Contents Management System（以下「CMS」という。）  
の設計及び現行システムからのコンテンツ移行を行うことを目的とする。
- 6 事業内容  
次期 CMS の設計及び現行システムからのコンテンツ移行を行う。
- 7 評価指標  
評価指標を設けていない。
- 8 結論
  - (1) 指摘  
該当なし。
  - (2) 意見  
該当なし。

- 1 委託事業名  
番号 18：次期CMS構築に係るデータ移行支援業務
- 2 部局  
知事直轄
- 3 事業実施主体  
東日本電信電話株式会社福島支店
- 4 委託料  
17,876,607 円
- 5 目的  
現行ウェブサイトからの一部コンテンツ移行及び修正等を行うこと及び新規雇用機会の創出をその事業目的とする。
- 6 事業内容
  - (1) プロジェクト管理
    - ア 現行ウェブサイトコンテンツの調査及びコンテンツ移行・修正作業に関して、委託者と定期的に協議を行う。
    - イ 作業スケジュールを提出し、委託者と定期的に協議を行い、遅延が発生しないようプロジェクトの進捗の管理を行う。
  - (2) 緊急雇用事業における新規雇用及び研修  
業務の履行に際し、新規に人員の募集を行い、雇用者に対して、ウェブサイトコンテンツの修正方法、福島県次期CMS製品である、ネットクルーCMSのシステム操作方法について指導する。
  - (3) 新規雇用者への作業環境構築  
新規雇用者に対して、机や椅子等の備品、事務消耗品、パソコンやネットワーク等を含めた作業環境を整備する。
  - (4) コンテンツ修正
    - ア 委託者と協議の上、作業の前提となるアクセシビリティ等の要件の決定、修正作業方針及び対象範囲を策定する。
    - イ 作業環境場所において、現状ウェブサイトから次期CMSへ移行されたコンテンツを、福島県から別途提供する移行管理表及び3(5)アで策定した方針に沿って修正をする。
  - (5) ドキュメントの作成・納品  
委託業務完成届及び報告書一式の作成・納品を行う。
- 7 評価指標  
新規雇用者数
- 8 結論

- (1) 指摘  
該当なし。
- (2) 意見  
該当なし。

- 1 委託事業名  
番号 19：県南地方観光推進事業「“桜”プロジェクト」業務委託
- 2 部局  
総務部
- 3 事業実施主体  
財団法人白河観光物産協会
- 4 委託料  
13,250,160 円
- 5 目的  
NHK大河ドラマ「八重の桜」及び「戊辰戦争白河口の戦い」に関連した県南地方の歴史を活用し、一層の観光振興を図ることを目的とする。
- 6 事業内容  
歴史をテーマに県南地方への誘客を拡大するため、ガイド組織の意識・技術向上を図る取組及び首都圏等におけるキャンペーンの実施
- 7 評価指標  
新規雇用者数
- 8 結論
  - (1) 指摘  
該当なし。
  - (2) 意見  
当該事業は、新規雇用者数等の評価指標を設けているが、当該評価指標に基づく分析結果を文書化していない。人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、評価指標に基づく分析結果は、文書化すべきである。

1 委託事業名

番号 20：会津観光再興キャンペーン事業

2 部局

総務部

3 事業実施主体

特定非営利活動法人会津地域連携センター

4 委託料

25,432,841 円

5 目的

東日本大震災に伴い発生した原発事故が会津地域の観光に影響を及ぼした風評被害の影響は、一部に改善の兆しはあるものの、未だ払拭には至っていない。首都圏等からの客足が戻らず、会津観光のシンボルである鶴ヶ城の来場者数は徐々に回復傾向にあるものの、周辺の観光施設、宿泊施設等は依然として厳しい状況が続いている。その一方で、NHKで放映される「八重の桜」は、会津、ひいては福島県の観光復興の起爆剤として期待されている。

その効果を広域的に波及させるためには、「八重の桜」の舞台となる会津若松市から他の地域を回遊させるための仕組みと、観光客の再訪を促すためにも、地域一体となった今まで以上の受入れ体制の強化を図る必要がある。会津地域の関係機関と連携を図りながら、戦略的な情報発信及び効果的な事業を展開する。

6 事業内容

- ・あいつ広域観光情報センター「iらんしょ。(あいらんしょ。)」を設立
- ・会津地域の観光情報発信サポート
- ・「会津・花のある風景」フォトコンテストの実施
- ・首都圏等での観光誘客キャンペーン

7 評価指標

新規雇用者数、観光入込数等

8 結論

(1) 指摘

該当なし。

(2) 意見

当該事業は、新規雇用者数等の評価指標を設けているが、当該評価指標に基づく分析結果を文書化していない。人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、評価指標に基づく分析結果は、文書化すべきである。

1 委託事業名

番号 21：奥会津魅力発信 P R 強化事業

2 部局

総務部

3 事業実施主体

株式会社シンク

4 委託料

26,073,101 円

5 目的

奥会津地域においては、少子高齢化や過疎化が進み、地域振興として、観光産業及び六次化産業の育成が急務である。また、原子力災害による風評被害、新潟・福島豪雨災害による観光客の減少が続くとともに、只見線の会津川口駅―只見駅間は未だ一部不通のままであり、地域経済に甚大な影響を与えている。このため、平成 27 年 D C 及び平成 26 年 プレ D C に向けて、奥会津地域の観光資源や六次化産業の P R 活動を強化するため、官民一体となった取組を推進するものである。

6 事業内容

- ・奥会津大交流フェアの開催
- ・観光資源（教育旅行を含む。）・地域イベント等の取材活動
- ・各種イベントの出展・P R 活動（観光物産等）
- ・観光広報ツール作成
- ・奥会津観光・六次化広報
- ・奥会津写真展の開催
- ・只見沿線駅における観光バス誘導

7 評価指標

ホームページアクセス数及び F a c e b o o k 「いいね！」数

8 結論

(1) 指摘

該当なし。

(2) 意見

当該事業は、ホームページアクセス数等の評価指標を設けているが、当該評価指標に基づく分析結果を文書化していない。人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、評価指標に基づく分析結果は、文書化すべきである。

1 委託事業名

番号 22：会津線ふるさと復興促進事業

2 部局

総務部

3 事業実施主体

会津鉄道株式会社

4 委託料

11,171,494 円

5 目的

会津線は、地域生活に欠かせない交通手段であるとともに、首都圏と会津地方をつなぐ観光にも欠かせない重要な地方路線である。現在、沿線自治体の人口減少等により、通勤・通学での利用者が減少傾向にあることから、新たな企画乗車券を販売する等、観光面に焦点を当てた需要の掘り起こしに努めていたが、原発事故による風評被害により、平成 23 年度の輸送人員は前年度比の約 16%減と大きく落ち込むこととなった。

会津地方の風評被害を払拭するためには、県内からの観光誘客だけではなく、原発事故前にも増して、県外からの観光誘客を図ることが重要であることから、会津線沿線の自然、文化的価値を掘り起こしながら、特に首都圏から観光客を呼び込むプランを立て、それを情報発信し、かつての賑わいを取り戻すことが事業の目的である。

6 事業内容

- ・風評被害払拭復興旅行プランの開発

鉄道とウォーキングやサイクリングを組み合わせた自然、文化施設を巡る旅行プランの開発

- ・風評被害払拭のための情報発信、来県者等へのおもてなし

ホームページ、メルマガ、Facebook 等様々な手段による「安全・安心」、「会津地方の魅力」発信及びイベント開催

7 評価指標

新規雇用者数及び輸送人員

8 結論

(1) 指摘

該当なし。

(2) 意見

該当なし。

- 1 委託事業名  
番号 23：南会津観光回復・物産PR強化事業
- 2 部局  
総務部
- 3 事業実施主体  
株式会社テクニカルスタッフ
- 4 委託料  
9,845,000 円
- 5 目的  
南会津地方は、東日本大震災の直接的な被害はないものの、未だ震災前の観光入込数まで回復していない現状を打開するため、首都圏住民に元気な姿と魅力を改めて力強く訴え掛け、南会津地域への観光意欲を掻き立てるためのイベントを開催し、特産品の購買意欲を高め、継続的な購入に結び付け、地域経済の活性化を図ることを目的とする。
- 6 事業内容
  - ・首都圏等で南会津地方の地域資源をPRするイベントの実施
  - ・南会津地方の特産品セットの直送販売
- 7 評価指標  
新規雇用者数、物産展開催数、カタログ企画売上件数等
- 8 結論
  - (1) 指摘  
該当なし。
  - (2) 意見  
該当なし。

- 1 委託事業名  
番号 24：「おいでよ！南会津。」プロモーション強化事業
- 2 部局  
総務部
- 3 事業実施主体  
株式会社シンク
- 4 委託料  
66,504,900 円
- 5 目的  
南会津地方 4 市町村（南会津町、下郷町、只見町及び檜枝岐村）の情報発信プラットフォームの提供、プロモーション活動を行う。
- 6 事業内容
  - ・新規失業者 8 名の雇用
  - ・南会津地方の密着した取材により、耳寄りな情報やこの人に出会ってみたい、ここに行ってみてみたいと思わせるように動画等により発信する。
  - ・ライブカメラ等の配置により、花や紅葉の見頃をリアルタイムに発信する。
  - ・定住・二地域居住実践者のリレー取材や会津グルメ・レシピ紹介を取材し、地域の人から自らの言葉で南会津の姿を発信する。
  - ・メールマガジンや SNS 活用による情報の拡散と南会津ファンの囲い込みを行う活動を展開する。
  - ・タブレット端末用アプリの提供と内容の充実化を図る。
  - ・旅行代理店等に対し着地側の旅情報の案内人（ルート案内等）として機能する。
  - ・旅行代理店向けの専用サイトを立ち上げ、ニーズに対応した情報の提供を可能とする。また、定期的にメールマガジンを発行する。
  - ・会津鉄道と連携して、鉄道を利用した旅行商品や沿線の魅力発掘を行い、モデルプランとして旅行代理店等と連携した旅行プランの商品化を行う。
- 7 評価指標  
新規雇用者数
- 8 結論
  - (1) 指摘  
該当なし。
  - (2) 意見  
当該事業は、新規雇用者数の評価指標を設けているが、当該評価指標に基づく分析結果を文書化していない。人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、評価指標に基づく分析結果は、文書化すべきである。

- 1 委託事業名  
番号 25：南会津観光未来戦略・活力向上事業
- 2 部局  
総務部
- 3 事業実施主体  
株式会社シンク
- 4 委託料  
37,279,200 円
- 5 目的  
首都圏を中心に県内外からの誘客を図るため、「南会津」の魅力をPRするプロモーションを展開し、認知度の向上や「より深く南会津を知りたい」、「南会津に行ってみよう」という意欲を喚起するとともに、来訪者の利便性や地域内滞在・周遊を向上させようとする優れた取組を支援することにより、地域にとって必要なサービス・ビジネスモデルを生み出し、身近な地域での雇用の場の創出と地域経済の活性化を図ることを目的とする。
- 6 事業内容
  - ・観光商材の収集、開発
  - ・オプションルツアー造成と予約受付ホームページサイトの立ち上げ
- 7 評価指標  
新規雇用者数
- 8 結論
  - (1) 指摘  
該当なし。
  - (2) 意見  
当該事業は、受託者より実績報告を受けているものの、県としての分析を行っていない。当該受託者から受ける実績報告を基に、県として評価・分析し、翌年度以降の予算計画の改善につなげる必要がある。また、人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、当該分析結果は、文書化すべきである。

1 委託事業名

番号 26：鉄道を利用した南会津地域の安全・安心情報と魅力発信事業

2 部局

総務部

3 事業実施主体

野岩鉄道株式会社

4 委託料

10,033,429 円

5 目的

野岩鉄道は、沿線住民の生活交通としての役割を担っているとともに、南会津・会津地域と北関東地域・首都圏とを結ぶ重要な交通手段であり、当地域の観光業にとって、なくてはならない重要な路線である。

しかし、原発事故の風評被害により、野岩鉄道、南会津地域の観光客双方とも従前の水準には回復していない。

このため、野岩鉄道から、関東・首都圏を中心に、南会津地域の安全・安心に関する情報を発信するとともに、豊かな自然環境や歴史的文化財、さらにそれらを活用した各種イベント等更なる魅力を発信することにより、南会津地域の風評被害を払拭し観光客の増加を図るとともに、野岩鉄道の利用客の増加を図り、経営改善に寄与することを目的とする。

6 事業内容

原発事故の風評被害対策のため、関東・首都圏と南会津地域をつなぐ鉄道を利用した PR を行う。

7 評価指標

- ・南会津地方への観光入込客 震災前の 370 万人の回復
- ・野岩鉄道輸送人員 経営改善計画の平成 25 年度計画 489,000 人の達成
- ・新規雇用者数

8 結論

(1) 指摘

該当なし。

(2) 意見

該当なし。

- 1 委託事業名  
番号 27：福島県緊急雇用創出事業「相双の復旧・復興情報発信事業」業務委託
- 2 部局  
総務部
- 3 事業実施主体  
特定非営利活動法人福島県ベンチャー・SOHO・テレワーカー共働機構相双支部
- 4 委託料  
14,813,107 円
- 5 目的  
下記の業務を通じて、県内外から相双地区 12 市町村への観光客誘客、復旧・復興に係る情報を発信することを目的とする。
  - (1) 総合的な地域情報ウェブサイト「相双ビューロー」の運営
  - (2) モニターツアーの実施
  - (3) 地域情報を踏まえた相双地域振興のための企画提案（観光・物産等）
- 6 事業内容
  - ・総合的な地域情報ウェブサイト「相双ビューロー」の運営
  - ・地域情報の取材・収集、地域情報の発信
  - ・モニターツアー（相双地域の観光資源を活用した東北各県からのモニターツアーを企画するとともに、旅行代理店との調整及びツアー催行を行い、ツアー参加者からのアンケート等を基に観光ニーズの把握や観光上の課題分析を行う。）の実施
- 7 評価指標  
新規雇用者数、ホームページのページビュー数等
- 8 結論
  - (1) 指摘  
該当なし。
  - (2) 意見  
該当なし。

1 委託事業名

番号 28：医科大学における研究成果等情報発信事業

2 部局

総務部

3 事業実施主体

公立大学法人福島県立医科大学

4 委託料

7,831,994 円

5 目的

震災に関する学術調査結果や資料等の英訳

6 事業内容

英語論文作成のための英語表記に関する指導及び助言並びに校正業務を行い国際的レベルでの研究を推進し、県内の医療技術水準の向上を図ることを目的とし、大学内における英語論文の校正及び翻訳、英会話指導等を行う。

7 評価指標

雇用人数

8 結論

(1) 指摘

当該事業に係る委託内容は、震災に関する学術調査結果や資料等の英訳・英文校正等である。したがって、当該事業によって翻訳された学術調査結果等は、著作権法第 28 条に規定する「二次的著作物」としての性質を有するものと考えられる。そして、本件における二次的著作物に係る著作権については、当該事業の契約書及び仕様書の規定から、甲（福島県）に帰属するものと解される。

当該事業の委託仕様書「9 財産権の取扱い」で明記されている財産権の取扱いは、通常の商品等の取扱いについて想定した条項であり、二次的著作物に関する取扱いにならない条項である。

本件における二次的著作物に関しては、その性質上、通常の商品等と切り離して、その権利の帰属について契約書又は仕様書において明記すべきである。

(著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）)

(翻訳権、翻案権等)

第二十七条 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)

第二十八条 二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するもの同一の種類を専有

する。

(当該事業の委託契約書)

第12条 乙の委託業務の実施に伴って取得した物品、特許権及び著作権等（以下、「財産」という。）は、甲に帰属するものとする。

(当該事業の委託仕様書（一部抜粋）)

#### 9 財産権の取扱い

乙の委託業務の実施に伴って取得した財産は、原則として甲に帰属するものであるが、次の全ての要件を満たした場合には、甲に申し立てて乙に帰属させることができるものとする。

- (1) 財産に関して出願・申請の手続を行う場合、甲に報告すること。
- (2) 甲が公共の利益のために要請する場合、甲に対し、当該財産を無償で利用する権利を許諾すること。
- (3) 正当な理由なく取得した財産を相当期間活用していない場合、甲の要請に応じて第三者への実施許諾を行うこと。
- (4) 乙が財産に関する事業を実施しなくなった場合、当該財産を事業の目的に従い、希望する地域の関係者に譲渡する等、公益かつ公平な取扱いを行うこと。

#### (2) 意見

当該事業は事後評価を行っていない。福島県が行う一連の業務に関する効果を検証するには、PDCAサイクルを確立することが必要であるが、実質的に実施に留まっている。

なお、当該事業は、「復興計画第二次」の県民の心身の健康を守るプロジェクトと関連して実施されている。

評価指標である、雇用者数の達成に終始することなく、年度ごとに、上記プロジェクトの目的に沿った総括的な事後評価を実施し、翌年度以降の事業計画及び予算編成に反映させるべきである。

福島県が行う一連の業務に関する効果を検証するには、PDCAサイクルを確立することが必要であるが、実質的に実施に留まっている。

- 1 委託事業名  
番号 29：選挙啓発委託業務（テレビスポットCM企画、制作及び放送）
- 2 部局  
総務部
- 3 事業実施主体  
株式会社ライト・エージェンシー
- 4 委託料  
5,932,500 円
- 5 目的  
テレビの放送媒体を総合的に企画の上、効果的に活用し、第 23 回参議院議員通常選挙の選挙期日等の周知と投票総参加を呼び掛けることを目的とする。
- 6 事業内容  
参議院議員通常選挙の啓発テレビスポットCMの企画、制作及び放送業務
- 7 評価指標  
特に設けていない。
- 8 結論
  - (1) 指摘  
該当なし。
  - (2) 意見  
該当なし。

- 1 委託事業名  
番号 30 : 「5 県ループ交流事業」業務委託
- 2 部局  
企画調整部
- 3 事業実施主体  
公益財団法人福島県観光物産交流協会
- 4 委託料  
12,351,792 円
- 5 目的  
5 県（福島、茨城、栃木、群馬及び新潟）の高速道路ループ（北関、常磐、磐越、北陸、関越及び東北の 6 本の高速道路）を活用した共同イベントや観光情報発信、関係機関との連携等により、5 県内はもとより、首都圏や東北圏等からの誘客を図り、東日本大震災の風評被害払拭、福島県の観光復興及び振興に寄与することを目的とする。
- 6 事業内容  
高速道路の 5 県ループキャンペーンに係る統括及び P R を行う。
- 7 評価指標  
雇用者数及びホームページビュー数
- 8 結論
  - (1) 指摘  
該当なし。
  - (2) 意見 1  
発議書における支出負担行為調書番号に誤記がある。適切な番号を記載すべきである。
  - 意見 2  
当該事業の目的は、上記のとおり、緊急雇用対策として雇用機会の創出を行うこと並びに 5 県内はもとより、首都圏や東北圏等からの誘客を図り、東日本大震災の風評被害の払拭、福島県の観光復興及び振興に寄与することとある。しかし、仕様書において、前者の目的を達成するために最大限の努力をするよう求めるとの記載があるが、後者の目的の記載がなされていない。当該目的を委託契約書に記載することにより、受託者に目的を明示する必要がある。

1 委託事業名

番号 31：ろっけんパーク出展事業業務委託

2 部局

企画調整部

3 事業実施主体

特定非営利活動法人あぶくま地域づくり推進機構

4 委託料

18,876,519 円

5 目的

仙台市に在する「東北ろっけんパーク」は仙台の真ん中から東北全体の復興を目指そうと、被災した東北各地の産業や観光を様々な面からバックアップする施設である。東北各地で頑張る復興商店街やものづくり会社、生産者の方々を、商品展示販売を通して紹介している。同施設に、福島県は「ふくしま元気プラザ」の店舗を展開しており、他県に負けず、ふくしまの「いいもの」及び「うまいもん」を大いにアピールすることを目的とする。

6 事業内容

- ・仙台市販売店舗（ふくしま元気プラザ）の管理及び商品販売
- ・県内商品の流通、商品管理及び商品販売補助

7 評価指標

新規雇用者数

8 結論

(1) 指摘

該当なし。

(2) 意見

該当なし。

1 委託事業名

番号 32：ラジオ放送を活用した「復興に向けて歩む地域コミュニティ」からの情報発信事業業務委託

2 部局

企画調整部

3 事業実施主体

株式会社ラジオ福島

4 委託料

28,500,000 円

5 目的

県民にとって身近なマスメディアあるラジオ放送を用い、東日本大震災からの復興に向けて歩む地域コミュニティの姿や地域の復興活動、また、震災の発生から現在まで、様々なかたちで支えてくれた人たちに対する感謝のメッセージやふるさとへの思いを募集し、復興に向けて歩む福島県の姿や、「きずな」を大切にする県民性を広く県民に伝える番組を放送することにより、「地域コミュニティの再生」及び「新たなきずなの構築」を図り、県民が希望と誇りを持って、生き生きと暮らせる「新生ふくしま」を実現することを目的とする。

6 事業内容

東日本大震災からの復興に向けて歩む地域コミュニティの姿を発信

7 評価指標

雇用者数

8 結論

(1) 指摘

該当なし。

(2) 意見 1

当該事業は雇用者数を評価指標にしているが、当該評価指標に基づく分析結果を文書化していない。人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、評価指標に基づく分析結果は、文書化すべきである。

意見 2

当該事業に係る成果品（委託契約書第 10 条第 1 項）として、業務委託仕様書 5 (3) において「乙による自己評価等」と定めている。しかし、乙、すなわち受託者より、県は当該成果品を受領していない。当該受託者からの自己評価を入手し、当該評価結果を基に、翌年度以降の事業計画や予算計画の改善、また翌年度以降の企画コンペの業者選定指標に新たな評価基準を設ける等、その改善につなげるべきである。

- 1 委託事業名  
番号 41：消費者と生産者等の理解・交流促進事業委託
- 2 部局  
生活環境部
- 3 事業実施主体  
福島県生活協同組合連合会
- 4 委託料  
29,923,451 円
- 5 目的  
風評被害の防止に資する消費地の消費者と被災地の福島県生産者等との交流を促進し、福島県及び福島県産品に対する正しい理解の普及啓発等を図る。
- 6 事業内容  
風評対策のために消費地を訪問し、また、当地の消費者を招へいする。  
具体的には、消費者のニーズや県産品の特性等に応じ、それぞれの主要消費地から消費者や消費者団体を招き、県内の生産・流通団体が進める放射性物質低減の取組や放射線測定検査の状況を現地案内しながら紹介し、併せて、基準値の解説等を含む食品と放射能に関する説明を当該交流事業の一環として行い、正しい知識の普及啓発や理解促進を図る。また、県外の県産主要消費地においても、県内生産地の取組を説明、交流する事業を実施する。
- 7 評価指標
  - (1) イベント開催回数 6回
  - (2) 1開催当たりの首都圏等消費者参加目標数 約90名
  - (3) 首都圏等開催時における生産者・加工者等の参加目標数 約20名
- 8 結論
  - (1) 指摘  
該当なし。
  - (2) 意見  
該当なし。

- 1 委託事業名  
番号 42：都バス広報媒体活用による消費者啓発業務委託
- 2 部局  
生活環境部
- 3 事業実施主体  
株式会社東北博報堂福島支社
- 4 委託料  
19,999,980 円
- 5 目的  
福島県産品に対する買控え等、いわゆる風評被害は一部の消費者において依然根強く存在することから、この対策を行うことを目的とする。
- 6 事業内容  
都バスの各種広告媒体を活用して、首都圏の消費者に対し無用な買控えをしない等の冷静な消費行動の啓発を行うとともに、福島県産品の消費行動につながる内容の広報を行う。具体的な内容は以下のとおりである。
  - (1) 共感投票キャンペーン第 1 弾  
ライフスタイルが支持され、身近で影響力を持つ 10 名の方々を選び、この方々を活用した広報を行う。
  - (2) 共感投票キャンペーン第 2 弾  
①共感投票上位 3 者の意見をまとめた広告、②ウェブサイト寄せられた消費者の意見をまとめた広告の 2 種類を、都内バス停 98 か所に掲示する。
- 7 評価指標  
ウェブアンケート数及び県産品売上増加額
- 8 結論
  - (1) 指摘  
該当なし。
  - (2) 意見  
発議書に添付される伺いの契約額に誤記がある。適切な契約額を記載する必要がある。なお、当該契約額の記載箇所にはチェックマークが付され、検証したと思われる証跡が確認できる。当該検証が形式的になされていないか再度確認し、本件と同様の事象が今後発生しないように努める必要がある。

- 1 委託事業名  
番号 43：環境放射能測定マップW e b サイト改修業務
- 2 部局  
生活環境部
- 3 事業実施主体  
株式会社阿部紙工
- 4 委託料  
9,450,000 円
- 5 目的  
福島県が現在開設している福島県放射能測定マップをより分かりやすく、迅速に県民へ情報提供するため、本システムの改修を行うことを目的とする。
- 6 事業内容  
本W e b サイトに掲載されている福島県内で測定された環境放射能モニタリング結果について、より分かりやすく県民へ情報提供するため、受託者は、以下に示すとおりシステムを改修する。システム改修に当たり、受託者は、受託者固有のシステム、ソフト等を使用しないこととする。なお、システムは、利用者が簡単にモニタリングに関する情報を検索できるものとする。
  - (1) 自動入力・表示システム（原子力規制庁測定データ）
    - ア 原子力規制庁からの放射線量測定データを自動インポートした際、緯度経度の差異が近似値の場合は、地点名称に関わらず同一地点のプロットとして情報表示できること。
    - イ 新規地点及び地点名称の変更データは、福島県放射能測定マップ管理画面より確認できること。また、確認後、公開できるようにすること。
  - (2) データ公開期限設定
    - ア 空間線量率測定結果及び放射性物質測定結果の情報公開期限の入力、修正等の設定
    - イ 公開期限後の地点情報を自動的に非表示設定にすること。新たな測定データが入力された場合は、自動的に表示設定になること。
    - ウ 公開期限後の非表示データに保管されたデータの任意での公開期限を設定し、再度公開可能にすること。公開期限からの検索を可能にすること。
    - エ C S Vフォーマットに公開期限情報を追加したC S Vフォーマットのインポート及びダウンロードを可能にすること。
    - オ 操作及びレスポンスにストレスを生じさせない配慮
    - カ 公開情報に誤りが起きない運用方法の構築
  - (3) データ修正
    - ア データベースに登録されているデータで、地点情報が重複しているデータの修正、地点情報の修正に合わせて測定データの修正

イ データベースの地点名称、日時、測定データ等に不具合があるデータを精査し、発注者の指示に従い削除又は修正

(4) 操作方法について

マニュアルの作成提出、必要に応じて操作説明会を開催

7 評価指標

明確な数値目標は設定していない。

8 結論

(1) 指摘

該当なし。

(2) 意見 1

当該Webサイトのシステムは汎用のものではなく、納入業者である受託者が福島県のために独自に開発・構築したシステムであり、見積りについては受託者以外の者による実施が困難又は不相当であることを理由に単独随意契約となっている。特殊な要因であるものの、参考見積りについても受託者1者からのみの徴取となっている。Webサイトは公開されていることから、システム開発を行っている他の業者に対しても仕様内容を公開することにより見積りすることができる可能性は否定できない面はある。今後、他の業者に対しても参考見積りを徴取する機会を設定する必要がある。

意見 2

当該事業は、福島県放射能測定マップをより分かりやすく、迅速に県民へ情報提供するためのシステム改修が目的であるため、数値化した評価指標を設けることは厳しいと思われる。しかし、一定期間に定期的にメンテナンスを行う、あるいはレスポンスタイムを計測するようにする等の対応を設けることにより、一定の評価指標を設けることは可能と思われるため、今後は業務委託を行う際の評価指標を設定し、運用していくべきである。

1 委託事業名

番号 44：福島県災害対策本部モニタリング測定結果等作成業務

2 部局

生活環境部

3 事業実施主体

アデコ株式会社

4 委託料

60,619,650 円

5 目的

福島県災害対策本部（原子力班）及び原子力災害現地対策本部（放射線班）において行う環境放射線モニタリング調査結果のホームページ掲載、県内で実施している国、県及び市町村の環境放射線モニタリング調査結果の入力作業、会議資料の作成等を目的とする。

6 事業内容

- (1) 福島県が実施する環境放射線モニタリング調査において、資料作成及びホームページ更新を行う。
- (2) 福島県環境放射能測定マップについて、随時ホームページの更新を行う。
- (3) 他機関の放射線測定値に関する情報収集及びデータ整理・保管を行う。

7 評価指標

○定時

No	資料名	作成数
1	福島県内各地方 環境放射能測定値（暫定値）	10 回/日
2	県内7方部 環境放射能測定結果（暫定値）	2 回/日
3	各地方 環境放射能測定値（暫定値）	2 回/日
4	飲用水（水道水）環境放射能測定値（暫定値）	1 回/日
5	定時降下物環境放射能測定値（暫定値）	1 回/日
6	福島第一原子力発電所周辺測定結果集計	1 回/日
7	東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺を中心とした陸域モニタリング結果集計	1 回/日
8	緊急時モニタリング測定結果集計	複数回/日

○随時

No	資料名	作成数
1	環境放射線モニタリング・メッシュ調査	1 回/年
2	都市公園等調査	1 回/年
3	観光地調査	2 回/年
4	児童福祉施設等調査	1 回/年

№	資料名	作成数
5	学校等調査	1回/年
6	集会所等調査	1回/年
7	学校等屋外プール調査	1回/年
8	環境放射線モニタリング・メッシュ調査（詳細調査）	1回/年

## 8 結論

### (1) 指摘

該当なし。

### (2) 意見

委託業務においては、仕様書に記載の提出書類が記載されている。業務完了時に完了報告書等を徴取するとともに、その他発注者が必要とするものが規定されている。他の委託業務では、収支決算書（収支内訳書及び決算報告書）を徴取しているが、当該事業においては、徴取していない。収支決算書の提出は、明示されていないことから必須書類であるとは認定できないものの、委託料収入の支出内訳を明確にするためには必要である。

なお、担当者によると当該事業は翌事業年度においても継続しており、収支決算書の提出を求める予定である。

- 1 委託事業名  
番号 45 : 「食品と放射能に関する説明会」 事業業務委託
- 2 部局  
生活環境部
- 3 事業実施主体  
特定非営利活動法人超学際的研究機構
- 4 委託料  
27,338,850 円
- 5 目的  
平成 25 年度「食品と放射能に関する説明会」の事業業務を円滑かつ効果的に運営することを目的とする。
- 6 事業内容
  - (1) 「食品と放射能に関する説明会」の開催業務
    - ア 説明会当日の運営業務
    - イ 説明実施に係る各種調整
  - (2) 説明会の開催実績報告書の作成（毎開催ごと）
- 7 評価指標  
契約日から平成 26 年 3 月 31 日まで年間 60 回程度の開催
- 8 結論
  - (1) 指摘  
該当なし。
  - (2) 意見  
該当なし。

- 1 委託事業名  
番号 46：広報誌等送付業務委託
- 2 部局  
生活環境部
- 3 事業実施主体  
日本郵便株式会社
- 4 委託料  
82,741,270 円
- 5 目的  
避難者に対して、県・市町村の各種広報誌や新聞ダイジェスト版等の生活再建やふるさとに関する情報を発信し、避難者に対しての生活再建支援やふるさとふくしまを想う意識の醸成を目的とする。
- 6 事業内容  
被災 12 市町村からの県内外への避難世帯に対する県及び市町村の広報誌等の戸別送付
- 7 評価指標  
設けていない。
- 8 結論
  - (1) 指摘  
該当なし。
  - (2) 意見  
該当なし。

- 1 委託事業名  
番号 47：地域情報紙制作・発送業務委託
- 2 部局  
生活環境部
- 3 事業実施主体  
株式会社ル・プロジェ
- 4 委託料  
16,275,000 円
- 5 目的  
福島への復興に向けた動きや避難者支援に関する取組等、「ふくしまが何を行っているか」が分かる情報等を盛り込んだ避難者向け情報紙「ふくしまの今がわかる新聞」を発行し、避難先自治体やNPO等の支援団体を通じて、県内外に避難されている方々に対するきめ細かな情報提供を行う。
- 6 事業内容  
福島県内・避難元市町村の復興に向けた動きや避難者を対象とした交流会等の内容を盛り込んだ避難者向け地域情報紙の発行
- 7 評価指標  
設けていない。
- 8 結論
  - (1) 指摘  
該当なし。
  - (2) 意見  
当該事業は、復興基金を主な財源に充てているため、その使途が避難者支援に限定される結果、当該事業において発行する情報紙の配布対象は原則、避難世帯としている。  
しかし、当該紙面は、原子力の損害賠償、生活支援、就職・経営、住宅等に関する行政の生活再建支援等情報を周知する上で、避難世帯だけでなく、避難者と離れて生活することを余儀なくされている家族を持つ世帯にとっても有用と思われる情報が掲載されている。  
財源によって配布先に制限があるとするならば、県ホームページに分かりやすく掲載する等、検討する余地がある。  
当該事業の目的に照らしても、本来の配布対象として定めている避難世帯への配布に留まらず、避難者と離れて生活することを余儀なくされている家族にも情報を周知できるように検討することは、地方自治法第 2 条第 14 項記載の最少費用最大効果の観点からも求められるものと考えられる。  
なお、平成 27 年 1 月より、県が新たに開設した復興情報ポータルサイト「ふくしま

復興ステーション」において、県は、避難者のみならずその家族も含め、復興情報が多くの県民の目に触れるような体制を整えている。

(地方自治法(昭和22年法律第67号))

(地方公共団体の法人格とその事務)

第二条第十四項 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

- 1 委託事業名  
番号 48：福島県避難者意向調査（応急仮設住宅入居実態調査）業務委託
- 2 部局  
生活環境部
- 3 事業実施主体  
株式会社日本リサーチセンター
- 4 委託料  
33,734,400 円
- 5 目的  
避難生活の長期化に伴い避難者の生活環境やニーズの変化、多様化が進み、それらを的確に把握することが課題となっている。  
避難者の生活実態、支援ニーズ及び帰還意向を適時・的確に把握し、避難先での生活安定及び帰還に向けた支援施策の構築につなげていく。
- 6 事業内容  
調査票等の作成、印刷・封入、郵送、回収、問合せ対応、データ入力、結果集計、分析及び報告書の作成
- 7 評価指標  
アンケート回収率（60%）
- 8 結論
  - (1) 指摘  
該当なし。
  - (2) 意見  
該当なし。

- 1 委託事業名  
番号 49：東日本大震災中央子ども支援センター業務委託
- 2 部局  
保健福祉部
- 3 事業実施主体  
社会福祉法人恩賜財団母子愛育会
- 4 委託料  
88,454,347 円
- 5 目的  
東日本大震災により被災した子どもの心のケアについては、専門家を配して中長期的な支援体制の構築が必要である。  
被災 3 県の専門的支援を目的とし、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会に設置された「東日本大震災中央子ども支援センター」に対し、被災児童、保護者、支援者等への各種支援事業を業務委託することにより、支援を継続的かつ安定的に行うことを目的とする。
- 6 事業内容  
被災児童、その保護者及び支援者を対象とした心のケアに係る支援
- 7 評価指標  
設けていない。
- 8 結論
  - (1) 指摘 1  
当該事業の実施に当たっては、その業務全般について、当初より再委託を予定している。委託契約書第 13 条（再委託）において、業務を委託する場合は、委託者の承認を得るものとして記載している。当初より再委託を予定している場合は、当該再委託とする条項を契約書に織り込む必要がある。  
さらに、県が契約先を適任として承認した書面が存在していない。受託者が再委託している相手先に対して、適正な発注方法が取られているかどうか、また再委託の適任性等の検証結果は事後的な検証に備え文書化して証跡として残す必要がある。  
指摘 2  
当該事業は当初より、委託料が概算払となることが予定されている事情がある。それにもかかわらず、契約書においては概算払につき、契約書の第 11 条（概算払）において、概算払を例外的位置付けとしている。当初より概算払が予定されている場合は、当該概算払とする条項を盛り込む必要がある。  
また、契約内容に適合すると認められたときは、委託料の支払とする（第 10 条第 1 項）と定めている。しかし、概算払の都度、契約内容に適合するか否かについての県が検証した結果の証跡が見当たらなかった。  
当該条項を設定した趣旨に基づき、年 4 回の概算払とした本契約においてはその都度、

実績報告又はそれに準じるものを求め、その内容が契約内容に適合するか否か確認し、証跡として残す必要がある。

(2) 意見

当該事業は、具体的な数値目標を掲げておらず、県は、受託者より実績報告を受けているものの、県としての分析を行っていない。当該事業が具体的な数値目標を掲げることがなじまない事業であるとしても、受託者から受ける実績報告を基に、県として評価・分析し、翌年度以降の予算計画の改善につなげる必要がある。

また、人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、当該分析結果は、文書化すべきである。

- 1 委託事業名  
番号 50：震災を踏まえた子育て環境に関する調査研究業務
- 2 部局  
保健福祉部
- 3 事業実施主体  
公益社団法人こども環境学会
- 4 委託料  
10,017,000 円
- 5 目的  
東日本大震災の影響により、放射性物質による健康不安等、福島県の子どもを取り巻く環境が大きく変化したことから、震災後における県民の子育てに関するニーズ等を把握し、「日本一安心して子育てしやすい県づくり」を目指すため、調査研究を行う。
- 6 事業内容  
震災後の県民の子育てに関するニーズを把握し、今後の施策に生かすため、調査を行う。
- 7 評価指標  
特段設けていない。
- 8 結論
  - (1) 指摘  
該当なし。
  - (2) 意見  
当該事業は、具体的な数値目標を掲げておらず、県は、受託者より報告書や提言を受けているものの、県としての分析を行っていない。当該事業が具体的な数値目標を掲げることがなじまない事業であるとしても、受託者から受ける報告書等を基に、県として評価・分析する必要がある。  
また、当該事業が単年度で完結する調査業務という特性を捉えても、一連の業務委託が効果的かつ効率的になされていたかを事後的に評価・分析することは、翌年度以降の他の事業の設計に当たって有用である。  
そして、人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、当該評価・分析結果は、文書化すべきである。

1 委託事業名

番号 51：母子家庭等就業・自立支援センター事業

2 部局

保健福祉部

3 事業実施主体

社会福祉法人福島県社会福祉協議会

4 委託料

7,594,000 円

5 目的

母子家庭の母、寡婦及び父子家庭の父（以下「母子家庭の母等」という。）の家庭の状況、就業経験等に応じて適切な助言を行う就業相談の実施、公共職業安定所等職業紹介機関と連携した就業情報の提供等一貫した就業支援サービスを提供し、母子家庭の母等の生活の安定と児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

6 事業内容

母子家庭の母等に対する就職相談や就職情報の提供等を行う。

7 評価指標

前年度実績を指標としている。

8 結論

(1) 指摘

発議書の決裁日が記入されていない。

福島県文書等管理規則第 16 条に基づき、適正に決裁日日付の記入をすべきである。

(福島県文書等管理規則)

(回議又は合議が終了したときの記録)

第一六条 起案した者は、起案文書について決裁を受けたときは、当該起案文書に決裁を受けた年月日その他必要な事項を記載するものとする。

(2) 意見

評価指標は前年度実績としており具体的な数値による評価指標を定めていないため、事業の事後評価がなされておらず、事後評価に基づく翌年度以降の改善がなされていない。

就職人数、求人情報等提供件数等により、具体的な数値目標を定める必要がある。その上で当該具体的な目標数値に基づいて、受託者より月次で報告を受ける職業紹介実績報告等により事業を定期的に分析・評価することにより、翌年度以降の事業計画や予算編成において改善点を反映すべきである。

1 委託事業名

番号 52：ひとり親就業サポート強化事業

2 部局

保健福祉部

3 事業実施主体

社会福祉法人福島県社会福祉協議会

4 委託料

8,880,000 円

5 目的

この業務は、母子家庭の母、寡婦及び父子家庭の父（以下「ひとり親」という。）を対象として、福島県が実施するひとり親家庭等不在宅就業支援事業と母子家庭等就業自立支援センター業務の業務間連携を図り、自立支援プログラム策定員によりひとり親の家庭状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、これに基づき、市町村、保健福祉事務所、公共職業安定所、ケースワーカー、母子自立支援員、民生委員・児童委員、福祉団体、NPO法人、教育委員会、その他同種の事業を実施するものと密接に連携して、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を実施し、ひとり親家庭の生活の安定と児童福祉の増進を図ることを目的とする。

6 事業内容

様々な課題を抱えるひとり親家庭の状況に応じた自立支援プログラムを策定し、これに基づき専門的なノウハウを有する民間企業を活用して、求人開拓・マッチング等を実施して、計画的に就業を支援する。

7 評価指標

センター求人情報数、就職者数及びプログラム策定件数

8 結論

(1) 指摘

当該事業は、その事業内容の一部につき、再委託が行われている。しかし、委託契約に基づく再委託先承認に係る検証の証跡が残されていない。

県は、発注者の責任として、再委託先の事業遂行の妥当性及び反社会的勢力でないことを確認する必要がある。その上で、確認の結果を書面により作成・保存し、その証跡を残すべきである。

(2) 意見

当該事業は、評価指標にセンター求人情報数、就職者数及びプログラム策定件数を定めているが、当該評価指標に基づく事後評価を実施しておらず、事後評価に基づく翌年度以降の計画に反映がなされていない。当該評価指標に基づいて、定期的に受託者より受ける実施結果報告等を活用することにより、事業を分析・評価を実施し、翌年度以降の事業計画や予算編成において改善点を反映させるべきである。

- 1 委託事業名  
番号 53：平成 25 年度母子の健康支援事業
- 2 部局  
保健福祉部
- 3 事業実施主体  
一般社団法人福島県助産師会
- 4 委託料  
28,986,980 円
- 5 目的  
この事業は、妊産婦や乳幼児を持つ保護者等の健康や育児の様々な不安や悩みを解消するために、相談体制の充実・強化を図ることにより、安心して子どもを産み育てられる環境づくりの一助とする。
- 6 事業内容
  - (1) ふくしまの赤ちゃん電話健康相談
  - (2) 母乳育児支援事業
  - (3) 妊産婦等の相談・交流会
- 7 評価指標  
特段設けていない。
- 8 結論
  - (1) 指摘  
該当なし。
  - (2) 意見 1  
当該事業は、特段評価指標を設けていない。当該事業は、その内容から具体的な数値目標を掲げることがなじまない事業であると言える。しかし、少なくとも受託者より受ける実績報告書等を基に、電話相談の件数、母乳検査申込件数等を前期実績と比較し、事業の結果に対して適正に評価・分析することにより、翌年度以降の予算計画に織り込むことにより効果的な業務運営を図る体制を整えるべきである。  
また、当該評価結果を文書として残すことにより、人事ローテーションに備えた担当者間のノウハウの引継ぎを図るべきである。

- 1 委託事業名  
番号 54：ひとり親家庭自立支援対策強化業務
- 2 部局  
保健福祉部
- 3 事業実施主体  
社会福祉法人福島県社会福祉協議会
- 4 委託料  
6,642,000 円
- 5 目的  
母子家庭の母、寡婦及び父子家庭の父（以下「ひとり親」という。）を対象として、福島県が実施するひとり親家庭等在宅就業支援事業と母子家庭等就業自立支援センター事業の事業間連携を図り、就職支援員によりひとり親の家庭状況・ニーズ等に対応の開拓を行い、これに基づき、市町村、保健福祉事務所、公共職業安定所、ケースワーカー、母子自立支援員、民生委員・児童委員、福祉団体、NPO法人、教育委員会、その他同種の事業を実施するものと密接に連携して、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を実施し、ひとり親家庭の生活の安定と児童福祉の増進を図ることを目的としている。
- 6 事業内容  
企業訪問等による求人開拓により、ひとり親家庭の就労支援を行う。
- 7 評価指標  
求人情報数及び就職者数
- 8 結論
  - (1) 指摘  
該当なし。
  - (2) 意見  
当該事業は、求人情報数及び就職者数を評価指標としているが、年間目標に対して、受託者より、当該実績を入手しているものの、事業結果の評価・分析が行われた証跡が確認できなかった。  
当該評価指標に基づいて受託者から届けられる求人開拓実績や就職者一覧を基に、当該事業の分析・評価を実施し、翌年度以降の事業計画や予算編成において改善点を反映させるべきである。  
また、当該評価結果を文書として残すことにより、人事ローテーションに備えた担当者間のノウハウの引継ぎを図るべきである。

1 委託事業名

番号 55：看護職就業支援情報メールサービス事業

2 部局

保健福祉部

3 事業実施主体

株式会社エス・シー・シー

4 委託料

8,851,000 円

5 目的

本業務は、携帯電話によるメールサービス業務であり、被災して県外等にいる看護職がサイトに登録し、サイト運営者から求人情報や就職の条件となる住居、保育所等施設情報、その他イベント情報等を発信することで、県内への就職を支援し、呼び戻しを行うものである。

また、県外流出看護職だけでなく、県内の潜在看護職や県内外の看護学生の就職活動にも活用できる。

6 事業内容

(1) 看護職就業支援情報メールサービス業務を紹介する広告、チラシ等の作成及び広報

(2) サイトの運営及びメール配信

ア 県、市町村、その他の関係機関・団体との連携を図り、積極的に就業支援情報の収集に努めること。

イ 利用者の利便性及び操作性の向上のため、適宜システムの改修を図っていくこと。

ウ 利用者の個々のニーズに応じたメールを発信すること。

7 評価指標

新規雇用者数（緊急雇用創出事業のため）、運営サイトのアクセス数及び看護職雇用者数

8 結論

(1) 指摘

該当なし。

(2) 意見

当該事業は、評価指標として運営サイトのアクセス数等を設けている。しかし、当該指標に基づく分析結果を文書化していない。受託者より分析可能な情報を入手しているため、県としての総括を作成する必要がある。

そして、人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、評価指標に基づく分析結果は、文書化すべきである。

1 委託事業名

番号 56：学生向け介護職員初任者研修業務委託

2 部局

保健福祉部

3 事業実施主体

株式会社ニチイ学館

4 委託料

8,310,750 円

5 目的

将来に向けて福祉・介護サービスを安定的に供給するために職員の増員が必要であること及び現状の訪問介護員の年齢構成のアンバランスを解消する必要があることから、若い人材の福祉・介護分野への参入を促進し、人材の裾野を広げることを目的として、この分野への就業を希望する高校生等の資格取得の支援を行い、就業の一助とする。

6 事業内容

学生を対象とした福島県介護職員初任者研修実施要綱第 2 条第 1 項に定める研修事業の時間数 130 時間として開催する。できる限り通信形式を活用するとともに、休日や夏休みに実施することにより、学生の受講の機会を確保すること、また、施設の見学等の実習を活用することも可能とする。

7 評価指標

養成計画人数：70 名（県北：15 名、県中：20 名、会津：15 名、相双：5 名、いわき：15 名）

8 結論

(1) 指摘

該当なし。

(2) 意見

当該事業について、受託者からの実施報告内訳書による地区別修了者を計画人数と比較すると以下のとおりである。

地区別	計画人数	修了人数	差異
県北	15 名	16 名	1 名
県中	20 名	26 名	6 名
会津	15 名	2 名	△13 名
相双	5 名	1 名	△4 名
いわき	15 名	13 名	△2 名
計	70 名	58 名	△12 名

当初の計画人数を下回ることが明らかとなったことから、委託変更契約を締結してい

る。担当者からは、目標が未達となった原因として、教員の理解不足、イメージ等を挙げている。また、就職活動状況報告書でのフォローを実施しているとの回答を得た。

回答では、実績に基づいた評価結果を行っているとの印象を受けたものの、文書化された証跡を確認することはできなかった。

当該評価結果を文書として残すことにより、当該事業の翌年度以降の事業計画や予算編成において改善点を反映させるべきである。さらに、人事ローテーションに備えた担当者間のノウハウの引継ぎを図るべきである。

1 委託事業名

番号 57：地域生活定着支援事業業務委託

2 部局

保健福祉部

3 事業実施主体

社会福祉法人福島県社会福祉協議会

4 委託料

25,000,000 円

5 目的

高齢であり、又は障がい有するため、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所又は少年院をいう。）を退所後、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対して、福島県地域生活定着支援センターを設置することにより、保護観察所と協同して、矯正施設入所中から、退所後直ちに福祉サービス等（障害者手帳の交付、社会福祉施設の入所等）を利用できるようにするとともに、矯正施設退所後も地域の中で自立した日常生活及び社会生活を営むことを支援することを目的とする。

6 事業内容

地域生活定着支援センターを設置・運営し、①退所後に必要な福祉サービス等ニーズ把握及び帰宅予定地のセンターとの連絡等事前調整を行う役割と、②退所予定者の福祉サービス等利用の受入調整を行う帰宅予定地において果たす役割の2つの役割を併せ持つものとし、コーディネート業務、フォローアップ業務、相談支援業務、その他業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な業務を、保護観察所、矯正施設、福祉関係機関、地方公共団体その他の関係機関等と連携して行うものとする。

7 評価指標

特段設けていない。

8 結論

(1) 指摘

当該事業は、当初セーフティネット支援対策として位置付けられていたが、平成 25 年度中に緊急雇用対策事業としてその位置付けが変更になり、当該雇用対策事業の基金により財源を措置している経緯がある。

しかし、県は、当該事業による雇用者の氏名・雇用状況等の情報について把握していない。県は、発注者の責任として、雇用された者の氏名、雇用者数及び雇用期間が確認できる書類等の提出を受託者に求めその実態を把握する必要がある。

また、当該事業が緊急雇用対策事業として位置付けられているか否かに関わらず、事業費の内訳の過半が人件費であることから、雇用者の就業状況等、その実態について把握し、措置を講じる必要がある。この観点からも、雇用者数等が確認できる書類等の提出を受託者に求める等、実態を把握する必要がある。

また、仕様書において、職員の配置として社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する者又はこれらと同等に業務を行うことが可能であると認められる者を1名以上配置することとしている。

しかし、県は、当該資格の有無等、職員の配置としてその要件充足がなされているか確認を行っていない。前述の雇用者数等の他、資格の有無等が確認できる書類の提出を受託者に求め、その実態を把握すべきである。

(2) 意見

該当なし。

1 委託事業名

番号 58：生活困窮者自立促進モデル事業

2 部局

保健福祉部

3 事業実施主体

社会福祉法人福島県社会福祉協議会

4 委託料

7,104,300 円

5 目的

当該事業は、「社会保障協議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」報告書（平成 25 年 1 月 25 日）を踏まえ、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・支援就労等の体制を構築することにより、生活困窮者支援の制度化に寄与することを目的とする。

6 事業内容

(1) 谷間のない包括的な相談支援体制の構築

生活困窮者に対して広く相談を行うとともに、生活困窮者が抱える課題を全体として受け止め、その者の置かれている状況や本人の意思を十分に確認した上で支援計画を策定する。

また、必要な支援を総合調整し、それぞれの支援が始まった後も、それらの効果を評価・確認しながら、本人の自立までを包括的・継続的に支えていく。

(2) 関係機関のネットワークづくり及び社会資源の開発

複合的な問題を抱える生活困窮者を早期に把握し、地域での見守り体制構築、関係機関のネットワークづくり及び社会資源の開発を行う。

7 評価指標

特段設けていない。

8 結論

(1) 指摘

該当なし。

(2) 意見

当該事業は、具体的な数値目標を設定することがなじまない事業と言え、県は、特段事後評価を行っていない。しかし、当該事業をモデル事業と位置付けている以上、平成 27 年度開始の本事業がより効果的かつ効率的に実施できるよう、受託者からの結果報告書等を基に当該事業を評価・分析し、文書化すべきである。

また、人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備える観点からも、

適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、当該評価・分析結果は、文書化すべきである。

1 委託事業名

番号 59：福祉・介護人材緊急雇用支援事業

2 部局

保健福祉部

3 事業実施主体

有限会社ビズネット

4 委託料

99,778,350 円

5 目的

この業務は、東日本大震災、原発事故、それに伴う風評被害の影響等により、福祉・介護の人材が県外へ多数流出し、人材不足が深刻化している実態に緊急に対応するため、人材派遣会社が求職者を雇用し、人材の不足が生じている福祉・介護分野の施設を運営する民間法人に一定期間派遣することで、次の効果の実現を目指す。

(1) 福祉・介護サービス分野での就労を希望している中途失業者等の求職者へ当該分野で実際に就労する機会を提供することにより業務理解を促進し、その後の就業時における離職率低下を図る。

(2) 福祉・介護サービス事業者においては、人材の確保と初任者の人材育成時期の経費負担を軽減することで手厚い職場内研修等を実施し、人材定着と質の高いサービスの提供を図るとともに、既雇用者のキャリア・アップや技能向上を促進する。

6 事業内容

福祉・介護事業所への就労希望者の派遣を人材派遣会社に委託して実施

7 評価指標

新規雇用失業者数

8 結論

(1) 指摘

該当なし。

(2) 意見 1

検査調書の単価及び金額の訂正につき、訂正印が押されていない不備がある。単価、金額等を訂正する場合は、当該訂正箇所には訂正印を押印することにより訂正の事実を明瞭に示すべきである。

意見 2

委託事業者のPRにより、実績が変更後見積りを大幅に上回っているが、短期雇用者が多い。具体的には、118名雇用した内、64名（約54%）が継続雇用である。

雇用者数が当初仕様書、変更後仕様書と下落し、実績が激増しているにもかかわらず、県は、その原因につき十分な検証をせず、事後評価を文書でもって作成していない。

目標数と実績に大きく乖離があった場合は、事後評価としてその増減の原因分析をする必要がある。そして、原因分析の結果を文書化することにより、ノウハウの引継ぎを図るとともに、翌年度以降の予算や事業計画に反映させる必要がある。

1 委託事業名

番号 60：福祉・介護人材育成就業支援事業

2 部局

保健福祉部

3 事業実施主体

株式会社福島人材派遣センター

4 委託料

142,800,000 円

5 目的

この業務は、東日本大震災、原発事故、それに伴う風評被害の影響等により、福祉・介護の人材が県外へ多数流出し、人材不足が深刻化している事態に緊急に対応するため、人材の不足している福祉・介護分野の施設に一定期間派遣するとともに、派遣期間中に介護職の資格を得ることで、次の効果の実現を目指す。

- (1) 福祉・介護サービス分野での就労を希望している中途失業者、新規高卒者等の求職者（以下「求職者」という。）に実際の現場で就労する機会を提供することにより、業務理解を促進し、その後の就職時における離職率の低下を図る。
- (2) 求職者に対しては、就労期間中に介護職の資格を取得してもらうことにより、福祉介護サービス分野での継続的な就労を支援する。
- (3) 福祉・介護サービス分野の事業者においては、人材の確保と初任者の人材育成時期の経費負担を軽減することで手厚い職場内研修等を実施し、人材定着と資格取得後にはより質の高いサービスの提供を図ることが可能となる。

6 事業内容

福祉・介護事業所への就労希望者の派遣を人材派遣会社に委託して実施し、派遣期間中に介護職員初任者研修修了の資格を取得する。

7 評価指標

新規雇用失業者数

8 結論

(1) 指摘

該当なし。

(2) 意見

当該事業は、上記の評価指標のとおり、新規雇用失業者数を評価指標として掲げている。しかし、当該評価指標に基づく分析結果を文書化していない。人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、評価指標に基づく分析結果は、文書化すべきである。

- 1 委託事業名  
番号 61：うつくしま、ふくしま。健康福祉祭開催事業
- 2 部局  
保健福祉部
- 3 事業実施主体  
公益財団法人福島県老人クラブ連合会
- 4 委託料  
5,504,502 円
- 5 目的  
明るい活力ある長寿社会の実現に向けて、高齢者の健康と生きがいを推進し、高齢者の社会活動の振興を図る。
- 6 事業内容  
すこやか福島ねんりんピックの開催及びニュースポーツの普及
- 7 評価指標  
特段設けていない。
- 8 結論
  - (1) 指摘  
該当なし。
  - (2) 意見  
当該事業は、具体的な数値目標を定めておらず、事後的な評価を行っていない。  
平成 25 年度事業においては、第 21 回の大会開催であり、その大会の継続状況や大会参加人数から、当該事業の有用性を伺い知ることにはできる。  
しかし、当該事業の高齢者の健康と生きがいを推進し、高齢者の社会活動の振興を図るという目的達成に向け、大会参加者の満足度を高める等、効果的な事業運営は求められるものである。したがって、例えば、競技ごとの定員数とその応募者数について委託事業者に報告を求め、翌年度以降の競技の入替及び競技定員の見直しの検討等、事業を総括的に評価し、翌年度以降の改善につなげるべきである。

- 1 委託事業名  
番号 62：高齢者の健康・生きがづくり事業
- 2 部局  
保健福祉部
- 3 事業実施主体  
公益財団法人福島県老人クラブ連合会
- 4 委託料  
7,316,309 円
- 5 目的  
明るい活力ある長寿社会の実現に向けて、高齢者の健康と生きがづくりを促進し、高齢者の社会活動の振興を図ることが目的である。
- 6 事業内容  
全国健康福祉祭こうち大会への参加選手派遣及び美術展への出品
- 7 評価指標  
特段設けていない。
- 8 結論
  - (1) 指摘  
該当なし。
  - (2) 意見 1  
当該事業の支出には、受託者役員の人件費と大会参加者の旅費が含まれている。そして、当該事業は、大会参加者の旅費につき、当役員分は全額負担とし、選手分については平成 25 年度全国健康福祉祭派遣旅費支給基準に基づき積算している。しかし、受託者より受ける収支報告書は、当役員分と選手分の旅費が合算された形式で報告されているため、当該積算価格と実績の乖離について検証ができない。  
したがって、実績値の透明性を確保し、積算価格と実績額を比較して検証できるようにするため、旅費については当役員分と選手分に分けて報告するよう、受託者に求める必要がある。  
意見 2  
受託者は、平成 25 年度事業において、課税事業者としての届出がある。しかし、受託者より収受している収支計算書(委託契約第 11 条に基づく県指定様式第 5 号)では、支出の合計金額が消費税込の金額として表示しているに留まり、受託者が負担した消費税の金額が明らかになっていない。  
受託者に対し、支出額のうち、消費税の金額が事後的に検証できるよう、委託契約第 11 条に基づく県指定様式第 5 号を改める必要がある。また、消費税の取扱いについて契約書等により明記し、適切な転嫁を図る必要がある。  
なお、当該事業においては、契約書等においても、消費税の取扱いは明記してい

なかったが、受託者が負担すべき消費税収支差額を適切に税務署に納付しており、収支報告書の収入・支出の誤りは発見されなかった。

1 委託事業名

番号 63：高齢者相談総合センター運営事業

2 部局

保健福祉部

3 事業実施主体

社会福祉法人福島県社会福祉協議会

4 委託料

8,514,500 円

5 目的

高齢化が進行する中、生活していく上で、各種の心配事、悩み事等を抱える高齢者やその家族は多く、一般相談、専門相談、巡回相談及び出張相談を実施して、60 歳以上の高齢者に関する保健・福祉・年金・法律等の各種の心配事、悩み事の相談に応じるとともに、市町村及び市町村社会福祉協議会等と連携する等、高齢者、その家族等の福祉の増進を図る。

6 事業内容

高齢者総合相談センターの運営

7 評価指標

設けていない。

8 結論

(1) 指摘

該当なし。

(2) 意見

当該事業は、具体的な数値目標を掲げておらず、県は、受託者より実績報告を受けているものの、県としての分析を行っていない。当該事業が具体的な数値目標を掲げることがなじまない事業であるとしても、受託者から受ける実績報告を基に、県として評価・分析し、翌年度以降の予算計画の改善につなげる必要がある。

また、人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、当該分析結果は、文書化すべきである。

1 委託事業名

番号 64：奥会津アンテナショップ「歳時記市場」情報発信事業

2 部局

農林水産部

3 事業実施主体

株式会社有紀

4 委託料

5,830,215 円

5 目的

本事業は、原発事故による風評被害により、観光客が激減し、農産物販売へも多大な影響が生じている奥会津地域に、その魅力ある農林水産資源や観光資源を広くPRすることで集客を増やし、本県の農林水産業や観光産業の活性化させ、本県の復興の一助とすることを目的とする。

6 事業内容

奥会津アンテナショップ「歳時記市場」の情報発信に係る事務、PR及び企画・立案に関する業務。具体的内容は以下のとおりである。

- (1) 奥会津各町村の情報収集、奥会津農林水産資源、観光資源等の情報収集、発掘及び開発
- (2) (1)で収集、発掘及び開発した奥会津農林水産資源等の「歳時記市場」、イベント、ホームページ等での情報発信
- (3) 「歳時記市場」等における奥会津各町村のイベントの企画立案（各市町村1回以上）
- (4) 「歳時記市場」定例会議の運営

7 評価指標

新規雇用者数

8 結論

(1) 指摘

該当なし。

(2) 意見

該当なし。

- 1 委託事業名  
番号 65：会津新スタイル発信プロジェクト
- 2 部局  
農林水産部
- 3 事業実施主体  
特定非営利法人素材広場
- 4 委託料  
9,291,000 円
- 5 目的  
会津の食と伝統工芸を融合させた新たなサービススタイルを確立し、宿泊施設や飲食店に普及させることを目的とする。
- 6 事業内容
  - (1) スタイルを導入する事業者の掘り起こし  
県内の宿泊事業者を訪問し事業者情報やニーズを収集するとともに、スタイル導入を促す。
  - (2) 事業者個別スタイル導入プランの提案  
(1)で発掘した各事業者の要望に沿った導入プランを提案する。
  - (3) 職場訪問別及び人的交流のコーディネート  
スタイルに関わる方々（農家、漆器職人、料理人等）の相互確認を深めるため、それぞれの職場を訪問し意見及び情報を交換する機会を設ける。
  - (4) スタイル参加事業者（宿泊施設、飲食店等）の従業員等への指導  
経営陣、料理人、接客係等による理念や情報共有のための取組支援
  - (5) スタイルPR活動  
スタイル周知及び参加事業者のPRを目的とするプロモーション活動を実施する。
  - (6) スタイル発信のためのサイト作成及び運営
  - (7) 地域産業6次化ネットワーク（あいづ“まるごと”ネット）と連携した取組
- 7 評価指標  
設けていない。
- 8 結論
  - (1) 指摘  
該当なし。
  - (2) 意見  
当該事業は、評価指標を設けておらず、事後評価を実施していない。農林水産部として全体的・総合的には評価しているものの、事業別には事業評価をしていない。事業ごとに、評価指標を設定し、その分析結果を文書化すべきである。

1 委託事業名

番号 66：会津の『農業・観光』復興支援事業

2 部局

農林水産部

3 事業実施主体

特定非営利法人喜多方市グリーン・ツーリズムサポートセンター

4 委託料

11,713,800 円

5 目的

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故に伴う風評の影響により、会津地方の経済活動の根幹をなす農林業及び観光業に深刻な影響が出ている。とりわけ、子ども達の間関わる教育旅行をはじめ、農林地域の活性化や振興を図る上で重要なグリーンツーリズムは大きな影響を受けている。

これらの風評を払拭し、グリーンツーリズムの活動を震災以前に戻すためには、首都圏を中心とする県外の方々に会津地方の現状、本県に関する正しい情報及び本県の魅力を知ってもらうことが必要不可欠である。

このため、①会津地方の農林業や農村の生活を知ってもらうことを目的とするツアーを実施し、②ツアープラン造成のために収集した情報の発信を内容とする事業を実施する。

6 事業内容

会津地方の農林業の現場を知ってもらい、農林業に携わる農家と交流することを目的とするツアーの企画・調整・実施及びそれに際して収集した情報の発信を行う。

7 評価指標

設けていない。

8 結論

(1) 指摘

該当なし。

(2) 意見

当該事業は、評価指標を設けておらず、事後評価を実施していない。農林水産部として全体的・総合的には評価しているものの、事業別には事業評価をしていない。事業ごとに、評価指標を設定し、その分析結果を文書化すべきである。

1 委託事業名

番号 67 : 「がんばろう ふくしま！」地域資源活用・PR 事業

2 部局

農林水産部

3 事業実施主体

株式会社アイ・ティー・ゼロ

4 委託料

14,809,200 円

5 目的

東京電力福島第一原子力発電所事故で被った風評により、福島県の農林水産業及び加工業は依然として苦戦を強いられている状態にあり、継続した安全性のPRが必要である。それと同時に、県南地方においては事故から数年経過し、震災前と同様の精算、販売が行える事業体が多くなっているものの、これまで以上の農林水産物の生産と加工の連携、販売チャンネルの強化等を積極的に行わなければ、失った顧客の回復が困難な状況にある。

このため、県内外の消費者、実需者、福島県を応援していただける団体等に対する安全性、地域資源のPRを継続的に行い、地域の農商工連携や、6次化の取組の強化、地域産業の復興を目指す。

6 事業内容

地域資源の情報発信、地域製品のPR等

7 評価指標

新規雇用者数

8 結論

(1) 指摘

該当なし。

(2) 意見

当該事業は、農林水産物の生産と加工の安全性のPRであり、平成23年度より継続してその事業が行われている。しかし、当該契約の委託期間は平成25年6月4日から平成26年3月28日までとなっており、年度当初の4月から5月まで事業が一度休止する期間が生じている。

これにより、主要な農林水産物の種まき時期である4月から5月までPR活動を行うことが事実上困難となっている。また、当該期間はホームページの更新ができず、継続的なPR活動が阻害されている。また、当該事業は緊急雇用創出事業に位置付けられており、雇用者のノウハウ蓄積が高い事業効果に結び付けられているとして単年度更新を前提としながらも実質長期雇用となっている。雇用者は、雇用が継続されるか否か、毎年度4月から5月まで不安定な地位に置かれることとなる。

事業の効果性の観点から、また、雇用者の雇用の場の確保、生活の安定を図るといふ、緊急雇用創出事業の趣旨により合致した事業が行えるよう、事業内容やその特殊性に応じた継続事業を可能とする柔軟な制度設計を検討すべきである。

1 委託事業名

番号 68：県南地方地域産業 6 次化創出・ふるさと体験交流促進事業

2 部局

農林水産部

3 事業実施主体

特定非営利活動法人しらかわ市民活動支援会

4 委託料

9,748,453 円

5 目的

原発事故に伴う風評被害によって、県内の産業は多大な影響を受けている。県南地方においては東日本大震災からの復興を遂げ、活力ある地域の発展を促すためには、地域の基幹産業である農林水産業を中心として、豊かな地域資源を活用するとともに、商工業や観光業に関わる多様な主体がこれまでの枠組みを超えて活動し、地域の活性化につなげることが重要である。

このため、農林水産業、商工業及び観光関連産業が連携した「地域産業の 6 次化」や「グリーン・ツーリズム」を推進し、地域における産業の復興と雇用創造を目指す。

6 事業内容

- (1) 都市農村交流促進のための窓口設置・運営
- (2) 都市農村交流活動の実践
- (3) 地元農林産物を活用した飲食メニューの提案及び都市農村交流事業に係る体験メニューの提案
- (4) 首都圏等での P R

7 評価指標

新規雇用者数、都市農村交流に関する専任者がいる窓口の設置 1 か所以上等

8 結論

- (1) 指摘  
該当なし。
- (2) 意見  
該当なし。

1 委託事業名

番号 69：ふくしま米消費拡大推進事業

2 部局

農林水産部

3 事業実施主体

株式会社電通東日本福島営業所

4 委託料

13,908,300 円

5 目的

本県において 15 年の歳月をかけて開発したオリジナル品種「天のつぶ」の魅力を訴求するため、県内量販店、旅館、飲食店等において「天のつぶ」を用いたメニューを各々のお客様に提供することにより、「天のつぶ」の認知度を向上するとともに、フェア参加事業者等において継続的な「天のつぶ」の利用促進を図る。

6 事業内容

- (1) 量販店におけるフェア実施業務
- (2) 県内旅館・飲食店等におけるフェア実施業務
- (3) 本事業に係る P R チラシ、販促グッズ等の製作・広報

7 評価指標

特に数値的な評価指標は設けていないものの、担当部局において総括分析を行っている。

8 結論

- (1) 指摘  
該当なし。
- (2) 意見  
該当なし。

1 委託事業名

番号 70：新生！ふくしまの恵み発信事業

2 部局

農林水産部

3 事業実施主体

株式会社電通東日本福島営業所

4 委託料

1,262,100,000 円

5 目的

原子力災害に伴う県産農林水産物の風評払拭を図るため、「風評対策研究評議会（仮称）」による効果的かつ戦略的なPR手法の構築等を継続的に検証・実証するとともに、首都圏及び主要都市等における多様なマスメディアを活用したPRの展開、セミナーや生産地へのツアーを、産地と連携しつつ出荷時期に合わせて効果的かつ戦略的に実施する等総合的に検討を加えながら、今後の効果的な風評対策の実施を行う。

6 事業内容

- (1) 風評対策研究協議会の運営・開催業務
- (2) テレビ、電車・駅、県内新聞、各種情報誌等を活用した情報発信を戦略的に行う業務
- (3) メディア向けセミナー及び生産地へのツアーの運営・開催業務
- (4) 国内量販店等バイヤー向けツアーの運営・開催業務
- (5) 農林水産省既存事業及び当課既存事業との連携業務
- (6) 本事業に係るイベント等に必要となる各種PR資材の作製

7 評価指標

公募型プロポーザル募集要領において、企画提案に対する回数、規模及び効果の数値的目標を設定しないとなっていることから、明確な評価指標は設定していないと判断する。

8 結論

- (1) 指摘  
該当なし。
- (2) 意見

当該事業は、原子力災害に伴う県産農林水産物等の風評払拭に向けた戦略的、効果的な情報発信のあり方を検討するため、学識経験者、県内メディア各社、関係団体、県等で構成する「新生！ふくしまの恵み発信協議会」を設置している。協議会では、県産農林水産物の魅力及び安全性に関する効果的なPR手法の企画・提案、本県産農林水産物等の風評に関する情報・消費者意識等の各種データの収集・分析、PR効果の検証等を検討事項として年6回程度開催され、「福島県産農林水産物の風評払拭に向けたPR手法 報告書」により風評払拭に向けた戦略的、効果的な情報発信についての取りまとめ

を行っている。担当課からは、当該報告書によって一定の事後評価は行っているとの説明であるが、報告書は2月に発行されており、主に翌年度の予算策定に活用はしているものの、事業に関する年度総括は行っていないとのことである。委託事業の内容からは、数値的な評価指標は設けることは困難な側面はあるものの、契約期間を通じた結果の総括的な評価は行う必要がある。

- 1 委託事業名  
番号 71 : 「ふくしま 新発売。」復興プロジェクト
- 2 部局  
農林水産部
- 3 事業実施主体  
株式会社大広
- 4 委託料  
76,592,670 円
- 5 目的  
東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、県産農林水産物に対する風評が深刻な状況にあることから、消費者や流通関係者等の信頼回復に向けた効果的かつ戦略的なプロモーション及びリスクコミュニケーションを積極的に展開し、本県の基幹産業である農林水産物の復興を目指すために、大消費地である首都圏へ迅速かつ正確な情報を発信する。
- 6 事業内容
  - (1) 専用 Web サイト「ふくしま 新発売。」に係る管理運営業務
  - (2) 県産農林水産物、加工品等の風評による影響を払拭するため、首都圏等における TV、新聞、雑誌等のメディアを活用したパブリシティによる情報の発信を戦略的に行う業務
  - (3) 首都圏等の消費者と産地の生産物をつなぐ対話イベント等の企画提案及び実施
  - (4) 県産農林水産物の安全・安心の取組を伝える流通店舗での店頭イベントの提案及び実施
  - (5) 風評払拭のための首都圏等の消費者を対象としたモニターツアーの実施
  - (6) 各地域ごとに情報員を配置し、ブログ及び動画で情報を発信する業務
  - (7) 本プロジェクトに係るイベント等に必要となる各種 PR 資材の作成
- 7 評価指標  
特に設定していない。
- 8 結論
  - (1) 指摘  
当該事業の契約方法は、「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の譲渡、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）」に該当するため随意契約とし、さらに、「契約の内容又は性質上、2 人以上の者から見積書を徴し、又は第 269 条第 1 項に規定するファイルに記録させることが困難又は不適當であるとき（財務規則施行通達第 269 条第 1 項第 3 号）」に該当するため単独随意契約としている。単独随意契約とする場合は、支出負担行為書上にそ

の具体的な理由を記載することとなっている。

本県の支出負担行為書は、具体的な理由を記載する欄がないことから、添付資料である「(伺い)」にその理由が記載されている。具体的な理由の記載において、「ふくしま新発売。」のロゴ及びその他Webデザインについても開発業者である受託者に帰属しているとの記載があるが、これは本来本県に帰属すべきであり、適切ではない。理由を記載している根拠の一文ではあるものの、当該記載を容認することによって、権利関係に不測の事態を及ぼす可能性が内在する。なお、契約書においても著作権の譲渡等に関する条項も記載されていないことから、契約書も不備であると言わざるを得ない。

このような事態は、平成23年度から開始された事業で平成25年度まで継続しており、平成26年度の事業に係る契約書から改善されているが、過年度において不備を放置していたことに他ならない。

## (2) 意見

業務完了に当たり、実績報告書の他に「平成25年度 報告書」を受託者から受領しているが、当該報告書に基づいた事後評価をした文書が作成されていない。

人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、評価指標に基づく分析結果は、文書化すべきである。

なお、平成26年度契約については、第4回の定点調査結果である「福島県風評被害対策事業 効果測定調査 第4回調査結果 報告書」の鑑に調査結果の評価をメモ書きしている。調査結果には、担当から次長まで回覧した証跡が残されていることから、改善は進められている。

1 委託事業名

番号 72 : 「がんばろう ふくしま！応援店」等拡大事業

2 部局

農林水産部

3 事業実施主体

株式会社企画室・コア

4 委託料

24,004,575 円

5 目的

原子力発電所の事故の影響により、本県の農林水産物は甚大な風評被害を被っており、安全性が確認された県産農林水産物については、積極的に販売・使用・購入していく気運を高めるとともに、県内外の実需者及び消費者に直接目に見える形で訴える必要がある。

そこで、県産農林水産物の消費拡大及び県産農林水産物を販売・使用して、県産農林水産物の安全性をPRしている「がんばろう ふくしま！応援店」の売上げ向上等を目指すことを目的とする。

6 事業内容

「がんばろう ふくしま！応援店」プレゼントキャンペーン業務等

7 評価指標

特段設けていない。

8 結論

(1) 指摘

該当なし。

(2) 意見

当該事業は、平成 23 年度から行っている事業であり、福島県総合計画「ふくしま新生プラン」において、消費者に対して安全な県産農林水産物に関する啓発活動を実施する販売店及び飲食店の登録数である「がんばろう ふくしま！」応援店の登録数を増加させることを目指しており、平成 25 年度の目標値として 2,400 店以上を掲げている。受託者の実績業務報告書では、応援店が 2,239 店と前年度比 181 店の増加ではあるが、目標値は達成していない。「ふくしま新生プラン」に目標値が設定されていることから、応援店の増加店舗数の評価が必要である。

当該事業の目的が、県産農林水産物の消費拡大及び県産農林水産物を販売・使用して、県産農林水産物の安全性をPRしている「がんばろう ふくしま！応援店」の売上げの向上等を目指すことであることから、応援店からの県産農林水産物の売上げ拡大のための意見を求めることも必要であり、当該事業について総括的に評価を行うことにより、翌年度以降の効果的な計画策定に役立てるべきである。

1 委託事業名

番号 73：FMラジオ放送を活用した地域産業6次化推進事業

2 部局

農林水産部

3 事業実施主体

株式会社エフエム福島

4 委託料

39,000,000 円

5 目的

東日本大震災により莫大な被害を受けた本県農林水産業が、真の地域産業として復興を果たすためには、就業機会の創出や安定的な所得の確保が必要であることから、農漁業者による新規就業や所得の向上を図ることが求められており、復興計画の中でも新たな時代をリードする産業の創出として、地域産業6次化の飛躍的な推進が位置付けられている。

6次化の取組を持続的に拡大し、新たな産業として成長させていくためには、県産農林水産物を活用した新商品が消費者に受け入れられ、購買されていくことが必須条件となる。

こうした状況を踏まえ、FMラジオ放送やWebを活用して県民に広く地域産業6次化の商品をPRし、本県内における地域産業6次化の取組の一層の促進を図る。

6 事業内容

平成25年4月から業務の目的に合致した番組を制作・放送するとともに、専用のWebサイトを構築して情報を発信するほか、販路開拓等に取り組む。

7 評価指標

事業費に対する人件費の割合

8 結論

(1) 指摘

該当なし。

(2) 意見

当該事業の目的は、地域産業6次化の商品をPRすること、及び地域産業6次化の取組の一層の促進を図ることであり、当該事業は福島県緊急雇用事業に位置付けられている。これらの目的については、事業費に対する人件費の割合とは直接的な関係がないため、事業費に対する人件費の割合を評価指標とすることに留まらず、これらの目的を評価するため、イベントのリスナー参加者数等、事業目的に沿った評価指標を設定し、当該事業の評価をする必要がある。

当該評価指標を基に県として事業を評価・分析し、翌年度以降の予算計画の改善につなげるべきである。

1 委託事業名  
番号 74：道の駅情報システム整備業務委託（道整）

2 部局  
土木部

3 事業実施主体  
有限会社ワンピース

4 委託料  
9,804,900 円

5 目的

「道の駅」は道路利用者のための「休憩機能」、道路利用者や地域の方々のための「情報発信機能」及び活力ある地域づくりを共に行うための「地域の連携機能」の3つの機能を併せ持つ施設であるが、「情報発信機能」については、インターネット等の情報ツールが進化を見せている中で、既存の施設では機能不足に陥っている状況にある。

そこで、「道の駅」の利便性向上や観光交流人口の拡大を図るため、平成 23 年度に喜多方管内の3つの駅（喜多の郷、ぼんだい及び裏磐梯）において、冬期間における情報発信の社会実験やアンケートを実施し、検討会を通じて課題を整理し、情報発信に必要な仕組み、利用者に必要な情報内容を反映した新たな「道の駅」情報発信モデル（会津モデル）をまとめた。平成 24 年度には会津地方全「道の駅」において、会津モデルに基づく情報機器設置及び情報提供を試行し、アンケート調査等による効果検証を行い、会津地方の道の駅が連携した「新たな情報発信機能の構築」による道の駅の魅力向上の検討を実施した。

本業務では、昨年度までに整備した情報発信システムについて、情報共有サーバの設置による発信情報の一元管理及び地域連携の強化を図るとともに、道の駅のWi-Fi 網を整備することによるタブレット端末の利用促進及び情報抽出システム策定を行う。

そして、利用実態に関するアンケート調査による効果検証及びシステム修正を行い、福島県全域の「道の駅」情報発信システム拡大に向けた効果的手法の検討、提案を行うことを目的とする。

6 事業内容

- (1) 計画の準備
- (2) 情報発信機能に係る諸条件の整理
- (3) 情報共有サーバの設置
- (4) 情報抽出機能の検討及びシステム策定
- (5) アンケート調査の実施及びシステム修正
- (6) 「道の駅」情報発信システムの全県拡大に係る手法検討
- (7) (1)～(6)の実施内容につき、報告書取りまとめ

7 評価指標

Wi-Fi整備件数、PRサイトのアクセス数、道の駅利用者数等

8 結論

(1) 指摘

該当なし。

(2) 意見

該当なし。

1 委託事業名

番号 75：福島県復興公営住宅入居支援業務に関する委託契約

2 部局

土木部

3 事業実施主体

特定非営利活動法人循環型社会推進センター

4 委託料

9,712,500 円

5 目的

全国に避難している約 30,000 世帯の居住制限者の復興公営住宅への入居に伴い生じる膨大な問合せへの対応及び入居予定者等への通知の業務を委託することにより、復興公営住宅の入居募集から選定までの業務を的確かつ円滑に実施することを目的とする。

6 事業内容

復興公営住宅の情報提供、入居募集、抽選等のうち平成 25 年度の事業は申込期間が到来していないことから、以下の業務範囲を行っている。

(1) 問合せ等対応

県内外に避難している居住制限者からの電話又は窓口における入居募集等に関する以下の問合せ等に対し、情報を提供すること。

- ・復興公営住宅の建設予定及び募集期間
- ・募集予定の団地、規格及び募集方法
- ・入居手続、入居要件及び家賃
- ・その他の復興公営住宅に関すること

(2) 入居の募集

- ・募集の広報（ホームページ作成による周知、募集案内、申込用紙の印刷及び配布）

7 評価指標

特段設けていない。

評価指標を設けていないが、約 30,000 世帯の居住制限者に周知するためにリーフレット「福島県復興公営住宅の募集について」を避難者支援課及び各市町村と連携して 29,360 枚配布し、第 1 期分の 528 戸の入居募集のパンフレット「第 1 期入居募集のご案内」を各役場に 2,200 冊、個人からの請求分 1,053 冊を配布している。

8 結論

(1) 指摘

該当なし。

(2) 意見

該当なし。

1 委託事業名

番号 76：復興公営住宅先行展示施設委託業務

2 部局

土木部

3 事業実施主体

株式会社東北博報堂

4 委託料

76,668,900 円

5 目的

東日本大震災から2年半以上が経過し、避難者は長期化する避難生活により、先行きに対する不安を抱いており、安心して生活できる将来のイメージを描き、避難者の希望をつないでいくことが喫緊の課題となっている。このため、復興公営住宅の入居スタイルを体験できる施設を展示し、避難者に実際の生活空間を体験してもらうことにより、将来設計の構築を支援するとともに、復興公営住宅入居の判断材料を提供することを目的とする。

6 事業内容

モデルルーム管理・運営

7 評価指標

特段設けていない。

8 結論

(1) 指摘

該当なし。

(2) 意見

該当なし。

- 1 委託事業名  
番号 77：ふくしま大交流フェア催行業務委託
- 2 部局  
商工労働部
- 3 事業実施主体  
株式会社電通東日本
- 4 委託料  
22,058,500 円
- 5 目的  
首都圏の方々に福島を元気を発信し、復興する姿をアピールするとともに首都圏に避難している方にふるさと福島を届ける交流の場とする。併せて放射線に対する取組や福島県の現状を発信することで、風評の払拭を図る。
- 6 事業内容  
首都圏におけるイベントの開催
  - (1) ステージイベント
  - (2) 各市町村、団体によるブース展開
  - (3) フードコートによる食のPR
- 7 評価指標  
来場者数
- 8 結論
  - (1) 指摘  
該当なし。
  - (2) 意見  
当該事業は、イベントの来場者数を評価指標と掲げている。しかし、県は、受託者より実績報告を受けているものの、県としての分析を行っていない。受託者から受ける実績報告を基に、県として評価・分析し、翌年度以降の予算計画の改善につなげる必要がある。  
また、人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、当該分析結果は、文書化すべきである。

1 委託事業名

番号 78 : 「日本一の酒処ふくしま」 県産日本酒販路拡大・PR 事業

2 部局

商工労働部

3 事業実施主体

福島県酒造協同組合

4 委託料

6,802,314 円

5 目的

本県の地場産業は、原子力事故に伴う実害・風評を問わず、甚大な被害が生じている。さらに、今般の汚染水漏れに伴い、風評が一層増している状況にある。一方で、本県産日本酒は、平成 24 酒造年度全国新酒鑑評会では金賞受賞で日本一という快挙を成し遂げるなど、全国トップレベルの品質を誇り、まさに本県を代表する産品である。

そこで、ふくしまの地酒に注目が集まっているこの時期を好機と捉え、一大消費地である首都圏において B t o C、B t o B に併せた本県産品の安全性を PR する取組を一体的に実施し、県産品に対する風評払拭及び販路拡大を図る。

6 事業内容

東京都内の交通の利便性が高い場所・施設にて下記を開催すること。

- (1) 県内蔵元と首都圏等の小売・卸売業者、飲食業者等とのマッチングを図り、県産日本酒の販路拡大を目的とした商談会を開催すること。
- (2) 消費者等を対象とした飲食イベントを開催し、県産日本酒の安全性とともに魅力を広く PR すること。

7 評価指標

- (1) 県内蔵元がおおむね 20 社が参加する商談会を想定
- (2) 消費者 500 名程度を想定

8 結論

- (1) 指摘  
該当なし。
- (2) 意見 1

当該事業の実施に当たっては、商談会における飲食店への周知及び取りまとめ並びに小売店への周知及び取りまとめについて再委託を予定している。業務委託契約書第 3 条（権利義務の譲渡等）において、委託者の承認を得ない再委託を禁止している。

今回の契約においては、県の承諾を記した書面が存在していない。ただし、見積書から再委託費及び再委託先が記載されており、契約当初から再委託が想定され合意形成がなされたと考えられる。

再委託を原則禁止した趣旨を考慮し、受託者が再委託している相手先に対して、適正

な発注方法が取られているかどうか、再委託先の指揮監督が行われているかどうか等について、検証内容を書面で残すことにより明らかにすべきである。

#### 意見 2

別記、個人情報取扱特記事項第 12 条第 2 項において、「受託者が承諾に基づく個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により受託者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。」と規定されている。今回の業務委託契約では、飲食店・小売店への周知及び取りまとめを再委託している。再委託の内容からは個人情報を取扱う可能性が高いことから、再委託先に遵守させるに当たって、書面を作成・保存し、検証結果の証跡を残すべきである。

#### 意見 3

業務完了後に提出された実施報告書に添付の収支報告書は、収入と支出が同額となっているが、担当課で作成した積算内訳や受託者から入手した見積書の各費目で計上されている金額と相違していることから、支出額の実態が収支報告書に反映されていない可能性がある。評価指標としている数値は、おおむね達成されているようではあるが、収支報告書による事後評価を行うためにも、実態を反映した委託費を把握する必要がある。

- 1 委託事業名  
番号 79 : 「首都圏情報発信拠点」事前 P R 事業業務
- 2 部局  
商工労働部
- 3 事業実施主体  
株式会社ル・プロジェ
- 4 委託料  
20,399,400 円
- 5 目的  
新たに開設する「首都圏情報発信拠点」に対する県内外の興味関心を喚起し、拠点の認知度向上と利用促進を図ることを目的とする。
- 6 事業内容  
首都圏情報発信拠点の事前 P R として、拠点のプレオープンの首都圏での P R に関すること、本オープンの拠点のポスター、リーフレット等の作成、拠点ウェブサイトの作成及び運営、拠点の名称の商標登録、買い物袋等のデザイン作成等を行う。
- 7 評価指標  
アンテナショップ来場者数（平成 26 年 2 月 22 日～27 日の開催期間中）
- 8 結論
  - (1) 指摘  
該当なし。
  - (2) 意見  
該当なし。

- 1 委託事業名  
番号 80：広域的風評被害払拭販売促進事業
- 2 部局  
商工労働部
- 3 事業実施主体  
公益財団法人福島県観光物産交流協会
- 4 委託料  
8,407,120 円
- 5 目的  
中部、近畿及び九州の集客力のある百貨店において物産観光展を開催し、多くの消費者に本県の優良産品及び観光・物産情報の紹介、宣伝を広く行い、県産品の安全性や魅力を PRすることを目的とする。
- 6 事業内容  
関西における観光・物産展の開催
- 7 評価指標  
物産店の開催数
- 8 結論
  - (1) 指摘  
該当なし。
  - (2) 意見  
該当なし。

1 委託事業名

番号 81：FUKUSHIMAブランド海外イメージ回復事業

2 部局

商工労働部

3 事業実施主体

ドライポット・デザイン株式会社

4 委託料

8,999,025 円

5 目的

平成 26 年 1 月に仏国パリ市で開催される世界的なインテリア・雑貨の展示商談会「メゾン・エ・オブジェ 2014 1 月展」に出店し、本県産品の魅力と復興の現状を一体的に情報発信するとともに、海外への販路拡大を目指す事業者の商談等を支援することで、県産品の海外販路の開拓と欧州を中心とした海外における本県のイメージ回復を図ることを目的としている。

6 事業内容

- (1) 福島県ブース全体の企画の提案
- (2) 出展予定商品に関する調整業務
- (3) 福島県ブースの出展における連絡及び調整業務
- (4) 福島県ブースの設計・監理業務
- (5) 各種プロモーションの実施
- (6) 現地バイヤー等のマッチング等の販路拡大支援

7 評価指標

予算の範囲内でのブース確保数

※担当課からのヒアリングでは、出展対象事業数を想定したが、仕様書及び伺いにおいて明示されていない。

8 結論

(1) 指摘

該当なし。

(2) 意見 1

業務完了後に提出された委託料概算払精算書に添付の収支報告書は、収入と支出が同額となっているが、受託者から入手した見積書の各費目で計上されている金額と相違している部分があることから、収入の範囲内でのみ支出を記載することにより報告され、支出額の実態が収支報告書に反映されていない可能性がある。有利に価格交渉を進めるためにも実態を反映した委託費を把握する必要がある。

意見 2

業務委託契約書において、受託者は委託者である県に対して仕様書に記載した成果品

である実績報告書を提出しなければならない。しかし、担当課では実績報告書により、評価指標の達成状況・分析が行われていない。

担当課からのヒアリングでは、平成 26 年度においても同様の業務を行っており、平成 25 年度は 28 者が出店し、復興イメージ回復の点ではアピールできたが、個々の商品販売としては、出店数が多すぎて明確なイメージを作れなかったとの反省もあり、海外販路支援を中心として、4 事業者へ絞り込んだとの回答を得ているが、前年度の事後評価結果を十分に分析した結果とは言い難い。

翌年度の事業計画や予算編成において改善点を反映させるためにも、県でのノウハウの蓄積も含め、事後評価・分析を十分に行う必要がある。

- 1 委託事業名  
番号 82 : FUKUSHIMAブランド海外イメージ回復事業 (県産日本酒PR)
- 2 部局  
商工労働部
- 3 事業実施主体  
株式会社日本旅行東北福島支店
- 4 委託料  
5,021,940 円
- 5 目的  
欧州を中心とした海外における本県のイメージ回復を図るため、仏国パリ市で開催された世界的なインテリア・雑貨の展示商談会「メゾン・エ・オブジェ 2014 1月展」に福島として出展予定であるが、本事業の開催に併せ、世界都市の一つであるパリ市役所の市庁舎を活用した県産日本酒を中心としたレセプションを実施することにより、本県の物産や観光の魅力、復興に向けて進んでいる本県の現状等を総合的にPRし、本県のイメージ回復を促進させることを目的としている。
- 6 事業内容  
パリ市庁舎における福島県セミナー及びレセプション実施に関する手配業務並びに現地渡航に関する手配一式
- 7 評価指標  
レセプション参加予定人数 (福島県側 : 15 名、パリ市側 : 85 名)
- 8 結論
  - (1) 指摘  
該当なし。
  - (2) 意見 1  
当該契約は、企画プロポーザル方式を実施する予定であり、当初旅行会社 4 者に案内をしたものの、1 者のみから企画書の提出があり、結果的に単独随意契約となっている。担当部局による審査を行った上で決定はしているものの、複数の企画書を比較することにより、事業目的に最も合致した企画を選定できた可能性がある。今後、応募を辞退した旅行会社についても、その理由を確認し、企画プロポーザル方式に実効性を見出す必要がある。  
意見 2  
業務完了後に提出された実績報告書に添付の収支内訳書は、収入と支出が同額となっており、受託者から入手した当初の見積書の各費目で計上されている金額とも全くの同額となっている。収入の範囲内でのみ支出を記載することにより報告され、支出額の実態が収支報告書に反映されていない可能性がある。  
今後、有利に価格交渉を進めるためにも実態を反映した委託費を把握する必要がある。

なお、海外の精算分については、換算レート等も影響するが、担当課からのヒアリングでは、レート差については、受託者側で負担したとの説明を受けた。

### 意見 3

当該事業の仕様書において、業務完了後に、完了届その他県が業務の確認に必要と認める書類を速やかに提出することとなっている。受託者は必要と認める書類として、実績報告書と収支内訳書を提出している。実績報告書については、全体の行程に沿った説明が詳細に記載されている。しかし、担当課では実績報告書により、評価指標の達成状況・分析が行われていない。

当該事業は、平成 25 年度で終了しているが、当該事業に関連する事業では、翌年度及び翌々年度以降の事業計画や予算編成において改善点を反映させるためにも、事後評価・分析を行う必要がある。

- 1 委託事業名  
番号 83：県産品消費者理解情報発信事業（雑誌活用）
- 2 部局  
商工労働部
- 3 事業実施主体  
株式会社日本経済広告社
- 4 委託料  
29,279,250 円
- 5 目的  
本県産品の安全性確保の取組等に対する理解深化を目的に、食品の安全性に関心が高い主婦層（主に 30 代～40 代女性）をターゲットに、主婦向けの雑誌を活用し、本県産品の安全性に対する取組等の理解促進を図るとともに、本県産品が有する魅力や品質の高さを P R し、ターゲット層における風評払拭を促進する。
- 6 事業内容  
以下の企画内容に係る業務管理（企画立案、実行、連絡調整、スケジュール管理等）をその事業内容とする。
  - (1) 雑誌による情報発信
    - ・雑誌「オレンジページ」見開き 2 ページ 3 回掲載
    - ・雑誌「オレンジページ」編集ページ 5 ページ 1 回掲載
    - ・雑誌「レタスクラブ」見開き 2 ページ＋1 ページ 6 回掲載
    - ・雑誌「レタスクラブ」編集ページ 7 ページ 1 回掲載
    - ・雑誌「d a n c y u」見開き 2 ページ 3 回掲載
    - ・雑誌「d a n c y u」編集ページ最低 1 ページ 1 回掲載
    - ・雑誌「d a n c y u」100 人パーティー出展
  - (2) 効果的な媒体等による情報発信
    - ・電子チラシサイト掲載 2 回
    - ・動画作成及び配信 3 分程度 6 回
    - ・ニュースリリースの配信
- 7 評価指標  
雑誌のページ数及び掲載回数
- 8 結論
  - (1) 指摘  
該当なし。
  - (2) 意見 1  
評価指標は、雑誌の掲載ページ及びその発行総数、プレゼント応募数、プレリリース先等、数値的なものではあるが、事業の事後評価に活用できるものではない。

委託内容として根拠の掲載の他に効果的な媒体等による情報発信とあるが、そのアクセス数の数値は把握していない。

電子媒体の方が、実績値を取りやすいので、数値を把握し事後評価に生かすべきである。

#### 意見2

成果品として雑誌を入手しているが、当初から雑誌社と協議し掲載された記事や、その内容の一部を県のホームページに載せることが可能であれば、よりその効果を高められるものと期待できる。記事をそのまま載せられなくとも、一部でもホームページで紹介できれば、PR効果を高められるものと期待できるため、今後検討すべきである。

- 1 委託事業名  
番号 84：県産品消費者理解促進事業
- 2 部局  
商工労働部
- 3 事業実施主体  
株式会社東北博報堂福島支社
- 4 委託料  
24,244,500 円
- 5 目的  
福島県を応援するシェフの協力により、県産食材に係る安全に対する取組、県産食材の魅力等について、消費者に対し直接請求することで、消費者の県産食材に対する正確な理解の促進及び消費者が抱く風評の払拭を図る。
- 6 事業内容  
ふくしま応援シェフを活用した交流会の開催
- 7 評価指標  
交流会参加人数
- 8 結論
  - (1) 指摘  
該当なし。
  - (2) 意見  
当該事業は、ふくしま応援シェフを活用した交流会を開催しているところ、参加者より会費を徴収し委託業者がこれを収受している。そして、委託業務契約書の中で、委託業者が委託業務により発生した収入があると認めた時は、県にその返還を命じている。しかし、県は、会費徴収により委託業者に発生した収入につき、特に委託業者に報告を求めている。また、受託者より受理している収支決算書においても、委託業者が収受したその会費の額について明らかとなっていない。  
したがって、透明性の観点から、委託事業遂行により発生した収入を適正に県に返還できるよう、受託業者より収入額に係る報告を文書で求める必要がある。

1 委託事業名

番号 86：ふくしま大交流フェア催行業務委託（消費者と被災地の生産者等の交流イベント）

2 部局

商工労働部

3 事業実施主体

株式会社電通東日本

4 委託料

5,000,000 円

5 目的

首都圏の方々に福島の元気を発信し、復興する姿をアピールするとともに首都圏に避難している方にふるさと福島を届ける交流の場とする。併せて放射線に対する取組や福島県の現状を発信することで、風評の払拭を図る。

6 事業内容

首都圏におけるイベント（消費者と被災地の生産者等の交流イベント）の開催

- (1) ステージイベント
- (2) 各市町村、団体によるブース展開
- (3) フードコートによる食のPR

7 評価指標

来場者数

8 結論

- (1) 指摘  
該当なし。
- (2) 意見

当該事業は、イベントの来場者数を評価指標と掲げている。しかし、県は、受託者より実績報告を受けているものの、県としての分析を行っていない。受託者から受ける実績報告を基に、県として評価・分析し、翌年度以降の予算計画の改善につなげる必要がある。

また、人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、当該分析結果は、文書化すべきである。

- 1 委託事業名  
番号 87：第 29 回東日本女子駅伝における観光 P R 事業委託
- 2 部局  
商工労働部
- 3 事業実施主体  
福島テレビ株式会社
- 4 委託料  
5,000,000 円
- 5 目的  
第 29 回東日本女子駅伝において、中継番組中に本県の観光 P R の CM を放映するほか、大会当日、競技場内における観光 P R ブースの出展、観光 P R 看板の設置、大会プログラムへの観光 P R 広告の掲載等、幅広い手法で観光誘客を図る。
- 6 事業内容
  - (1) 本県観光の全体的なイメージアップを図る観光テレビスポット CM 放映
  - (2) 本県の観光 P R ブースの出展
  - (3) 観光 P R 看板の設置
- 7 評価指標  
視聴率
- 8 結論
  - (1) 指摘  
該当なし。
  - (2) 意見  
該当なし。

1 委託事業名

番号 88：重点市場における市場調査事業

2 部局

商工労働部

3 事業実施主体

株式会社三菱総合研究所

4 委託料

11,011,350 円

5 目的

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、海外から本県を訪れる観光客は大幅に減少している状態が続いている。平成 22 年と比較して、平成 24 年では未だ 67%減の状態である。

今後、震災からの復興とあわせて、海外からの誘客再生を図るためには、本県の主要市場である韓国、中国及び台湾の誘客再生が欠かせない。については、速やかな風評払拭と海外誘客再生に向け、韓国、中国及び台湾の 3 市場において市場調査を行い、今後のより効果的、効率的な施策検討に資することを目的とする。

6 事業内容

- (1) 重点 3 市場の状況把握
- (2) プロモーションの方向性の検討

7 評価指標

韓国（ソウル）、中国（上海）及び台湾（台北）において、各 500 サンプル以上を対象としたアンケート調査を実施する。

8 結論

- (1) 指摘  
該当なし。
- (2) 意見

受託者から詳細な結果概要【まとめ】を入手しているが、当該結果を受けて次期の方向性を検討している証憑<sup>ひょう</sup>が確認できなかった。今回の委託業務の結果を受けて、該当する 3 市場（韓国、中国及び台湾）に対してどのようにアクションしているかも確認できない状況となっている。なお、市場調査委託業務は、翌年度において他の市場で行っているが、今回の委託業務との関連性も確認できなかった。継続事業であるため、年度ごとの事後評価を適切に行う必要がある。

1 委託事業名

番号 89：中国観光プロモーション事業

2 部局

商工労働部

3 事業実施主体

株式会社 J T B 東北法人営業福島支店

4 委託料

18,783,000 円

5 目的

東日本大震災及び東京電力第一原子力発電所事故の影響により、外国人観光客は激減しており、中国人観光客についても、延べ宿泊者数は震災前と比べ平成 23 年度は 5 割、平成 24 年度は 6 割と、落ち込んだままの状況であったが、追い打ちを掛けるように平成 25 年 8 月の汚染水問題により、「福島」というだけで旅行先として敬遠される状況が続いている。

このような状況を打破し中国人観光客を震災前の状態に戻すためには、中国側旅行会社や一般消費者に本県の正確な情報発信と現状を正しく理解してもらうために、震災や原発事故を経験した本県ならではの旅行を造成し P R することが必要となっていることから本事業を実施する。

6 事業内容

中国におけるプロモーション活動

(1) インセンティブ旅行エージェント等招請事業

在中国日系企業の福利厚生担当者と旅行エージェントに対してインセンティブツアー造成を働きかけるため、各キーパーソンを福島県に招請し、現状を見て安全・安心を実感してもらうとともに、福島県のインセンティブ旅行向け施設の体験メニューを P R し、社員や顧客へ福島の正確な情報を提供してもらうため、福島県へのツアーを実施する事業

(2) 現地旅行会社とタイアップしたマルチビザ広報宣伝事業

平成 24 年 7 月、中国から本県を含む東北三県を訪れる個人旅行者にマルチビザが導入されたことから、現地旅行会社とタイアップして、福島県を含むツアーの造成・共同広告を行うとともに、造成ツアー商品の共同広告を通じて東北三県マルチビザの周知を行う事業

(3) 外国人による一般消費者目線での情報発信事業

根強い風評被害を払拭するために、中国現地の一般消費者に対して力強い情報発信力を持つパワーブロガーと将来中国の中枢を担う優秀な大学生等青少年を福島県に招請し、現状を見て安全・安心を実感してもらうとともに、現地での有力な情報発信ツールである微博（ウェーボー）等により、リアルタイムで中国大陸をはじ

め世界に正確な情報を発信してもらうため、福島県へのツアーを実施する事業

7 評価指標

中国人観光客を震災前の状態に戻す。

8 結論

(1) 指摘

該当なし。

(2) 意見

当該事業については、詳細な実施報告書を入手し、実施報告書の中で本事業の総括が行われ、課題・提案が行われているが、県としての評価を行っていない。中国人観光客の宿泊数を震災前まで回復することが目的であり、中長期的な取組が必要であることから、担当課としても当該事業について評価を行い、翌年度以降の効果的な計画策定に役立てるべきである。

1 委託事業名

番号 90：福島県台湾観光プロモーション事業 I

2 部局

商工労働部

3 事業実施主体

株式会社電通東日本

4 委託料

13,295,772 円

5 目的

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、外国人観光客は激減しており、台湾人観光客についても、延べ宿泊者数は震災前と比べ平成 24 年においても 4 割程度と、落ち込んだままの状況であったが、追い打ちを掛けるように平成 25 年 8 月の汚染水問題により、「福島」というだけで旅先として敬遠される状況が続いている。このような状況を打開するために、一般消費者向けの PR 活動を実施する。

6 事業内容

平成 25 年 11 月から翌年 3 月頃の間台湾において福島県の観光プロモーション事業（「八重たん」と台湾人気キャラクターオープンちゃんを使ったプロモーション事業）を展開する。

昨今のゆるキャラブームを活かし、本県の代表的なゆるキャラである「八重たん」と台湾における人気キャラクターをコラボレーションした映像等の観光プロモーション素材を制作する。制作した観光プロモーション素材は、当該事業以降も本県の PR 活動で利用できるものとする。

上記で制作した観光プロモーション素材を活用し、台湾において効果的に福島県の観光を訴求できるプロモーションキャンペーンを展開する。

7 評価指標

台湾人観光客を震災前の状態に戻す。

8 結論

(1) 指摘

該当なし。

(2) 意見

官公庁宿泊統計資料による台湾からの福島県内延べ宿泊者数は平成 22 年 13,290 人であったが、平成 23 年は 3,860 人に減少し、その後、徐々に回復傾向にあり、平成 25 年 8 月の汚染水問題後も増加している。当該事業の実績報告書によると、台湾のコンビニエンスストアを活用した店内モニターへの放送、インターネット、Facebook、メールマガジン及び雑誌を活用し、約 3,600 名の福島旅行応募者があった。

しかし、台湾からの旅行者は震災前の水準の半分以下の状況であり、今後も旅行

客の増加に向けた取組が必要である。当該事業の総括した文書を作成し、今後のプロモーション活動に役立てるべきである。

1 委託事業名

番号 91：韓国風評払拭緊急対策事業

2 部局

商工労働部

3 事業実施主体

株式会社日本旅行東北福島支店

4 委託料

9,885,852 円

5 目的

韓国については、放射能に対する不安から本県へのインバウンドは厳しい状況が続いている。こうした状況を踏まえ、韓国旅行会社及びメディアを招へいし、本県への観光は何の問題もないことを理解していただくことにより、本県への旅行商品造成と韓国人観光客の誘致につなげることを目的とする。

6 事業内容

韓国市場における風評払拭を目的としたプロモーション活動

7 評価指標

台湾人観光客を震災前の状態に戻す。

8 結論

(1) 指摘

該当なし。

(2) 意見 1

韓国国内にて、福島原発の汚染水問題が繰り返し報道され、福島県に対する不安が高まっていることを認識している。官公庁宿泊統計資料による韓国からの福島県内延べ宿泊者数は平成 22 年 43,520 人であったが、平成 23 年は 3,860 人に減少し、その後、徐々に回復傾向がみられたが、平成 25 年 8 月の汚染水問題後は減少に転じている。

当該事業は、本県への旅行商品造成と韓国人観光客の誘致につなげることを目的としており、韓国旅行会社及びメディアを招へいし、新聞、雑誌、ブログ等への掲載は行われたものの、今般造成した旅行商品は実際には催行されなかったことから、効果は限定的であると考えられる。

アンケート結果からは、福島県に対する放射能汚染の不安がみられる。今後も福島県の現状を正しく認識してもらうための活動は継続的に行っていく必要がある。

意見 2

当該事業委託契約は契約日が平成 26 年 1 月 31 日で事業期間は約 2 か月と短期であったことから、スキーに関しては新聞雑誌の掲載時期がシーズン終盤（3 月）であること、ゴルフに関しては一部クローズしているゴルフ場を訪問せざるを得ないといったことから、当該事業の効果について十分な評価が必要である。

また、当該事業について参加者のアンケートを含めた実績報告書を入手しているものの、実際に掲載された新聞、雑誌及びブログの内容の確認並びに旅行企画の実績を総括した文書は作成されていないことから、PDCAサイクルのチェック機能が十分に発揮されているとは言い難い状況にある。

評価指標は震災前の宿泊者数まで回復することであり、中長期的な取組が必要であることから、当該事業について総括を行い、翌年度以降の効果的な計画策定に役立てるべきである。

1 委託事業名

番号 92：福島県観光素材発信事業

2 部局

商工労働部

3 事業実施主体

株式会社 J T B コミュニケーションズ

4 委託料

9,424,800 円

5 目的

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、海外から本県を訪れる観光客は大幅に減少している状態が続いていることから、本県の魅力ある観光資源を広く P R しながら、元気あふれる本県の姿を海外へ発信することで、風評の払拭と海外誘客の再生を図るため、本県の観光プロモーション用の映像を制作する。

6 事業内容

多言語版本県観光プロモーション用映像制作

7 評価指標

日本語含めそれぞれの言語版の映像が録画された D V D 300 枚

8 結論

(1) 指摘

該当なし。

(2) 意見

委託料等の額の確定調書において、「成果報告書等の内容を審査した結果、事実に適合することが確認されたので、上記のとおり委託料等の額を確定してよろしいか伺います。」という伺いに当たっての検討した事実が記載されている。

当該委託業務の具体的な内容として、中通り、浜通り及び会津地方それぞれの魅力を、外国人観光客が興味を持つテーマ、題材を用いて盛り込み、「福島に滞在が楽しい」ということが伝わるよう、4 又は 5 名程度の登場人物が生き生きと福島の P R 及び説明を行うこと、重要な情報については、ナレーション等により、視聴者が理解しやすいよう工夫すること、映像の制作については、現地ロケ（県内ロケ）を行うこと等が規定されている。実際に D V D を視聴した結果として、上記の映像内容が網羅されているか否かについて、審査した結果として文書化しておくことが必要である。

## 1 委託事業名

番号 93：福島県教育旅行再生事業

## 2 部局

商工労働部

## 3 事業実施主体

トップツアー株式会社

## 4 委託料

50,410,000 円

## 5 目的

本県の教育旅行は、豊かな自然環境や歴史に培われた伝統文化等を生かした魅力的な体験型プログラムを有し、年間延べ 70 万人泊を超える受入れ実績を誇り、全国でも有数の教育旅行適地であった。しかし、震災後は、「福島」というだけで旅行先として敬遠されている状況が続いており、平成 24 年度における入込数は震災前の 3 割と、低調な回復状況となっている。教育旅行を再生するためには、学校関係者に本県の現状を正しく理解いただくとともに、震災や原発事故を経験した本県ならではの教育旅行を造成し PR することが必要となっていることから本事業を実施する。

## 6 事業内容

- (1) 県外の教育機関へのアンケート調査
- (2) 語り部の募集・養成
- (3) 教育旅行関係者の招へい
- (4) 教育旅行モデルコース・合宿モデルコースの造成・検証

## 7 評価指標

- (1) 県外の教育機関へのアンケート調査：約 2 万校
- (2) 語り部の募集・養成：20 名
- (3) 教育旅行関係者の招へい：20 名（10 校×2 名）
- (4) 教育旅行モデルコース・合宿モデルコースの造成・検証：20 コース程度

当該事業は、11 月からの開始であったことから想定された業務を完了することができなかつた。そのため、担当部局としては見積額と実績額の差額について分析を行っている。

## 8 結論

- (1) 指摘  
該当なし。
- (2) 意見

委託契約書第 11 条（委託料の支払）第 4 項において、委託料の一部を概算払することができることとなっており、受託者は、委託料概算払請求書により一部概算払を受けている。当該事業は 11 月から年度末までの委託期間であるが、着手時期が遅かったこ

ともあり、当初想定した業務を完了することができなかった。業務が完了しなかったことについては、担当部局も了解していることではあり、変更契約を締結することなく、精算時に委託料を減額することとなった。概算払を行った場合には、委託概算払精算書に添えて収支決算書を提出することとなっているが、提出を受けた収支決算書は、変更後の収入額により作成されている。本来は、収支決算書の収入額は当初の契約金額で記載すべきであり、収支差額を明確にする必要がある。

- 1 委託事業名  
番号 94：日本一の観光地づくり推進事業（フラワーリズム増進事業）
- 2 部局  
商工労働部
- 3 事業実施主体  
株式会社山川印刷所
- 4 委託料  
21,476,490 円
- 5 目的  
ふくしまデスティネーションキャンペーン（DC）プレキャンペーンにおいて主要テーマである本県の「花」の魅力を全国に向けて発信し、DC本番に向けて「花の王国ふくしま」を印象付けるため、県内の花の名所を周遊するスタンプラリーを開催し、県内各地への観光誘客の促進を図る。
- 6 事業内容
  - (1) スタンプラリーの企画
  - (2) チェックポイントの設定
  - (3) チェックポイント指定施設との連絡調整等
  - (4) スタンプ作成
  - (5) パンフレットの製作
  - (6) ポスター製作
  - (7) のぼり製作
  - (8) ホームページ製作
- 7 評価指標  
前年実績：ふくしまプレDCについては、福島県観光キャンペーン事例集によって、事業の事後評価を行っている。
- 8 結論
  - (1) 指摘  
該当なし。
  - (2) 意見  
該当なし。

- 1 委託事業名  
番号 95：日本一の観光地づくり推進事業（おもてなし案内人ガイドブック作成）
- 2 部局  
商工労働部
- 3 事業実施主体  
株式会社 J T B 東北法人営業福島支店
- 4 委託料  
6,563,088 円
- 5 目的  
ふくしまデスティネーションキャンペーン（DC）プレキャンペーンにおいてテーマの一つとしている福島の「人」をPRするため、ガイド（ボランティア・有料を問わない。）や震災語り部を紹介するパンフレットを作成し、おもてなし体制や人物観光の充実を図るとともに、福島県の歴史や文化、震災からの復興等の現状に触れてもらう（復興ツーリズムの）機会を拡大する。
- 6 事業内容  
おもてなし体制の充実及び復興ツーリズムの機会拡大を目的とした案内人ガイドブックの作成、ホームページ製作及びパンフレット等の送付
- 7 評価指標  
ガイド数 100 名程度、パンフレット 20 万部及びパンフレット送付先約 600 か所（県の指定した県内外の観光施設等）
- 8 結論
  - (1) 指摘  
委託契約書第 3 条（権利義務の譲渡等）において、「受託者は、書面による委託者の承認を得ないで、この契約によって生ずる権利及び義務をいかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、承継し、委託し、又は請け負わせてはならない。」と規定されている。当初提案の企画書の中においても、事業のうち、パンフレットの印刷等、制作の技術的な部分は連携事業者として別の印刷会社が実施するものと記載されているが、連携事業者が特定していない以上は、この再委託先の適任性等を県が把握する必要があり、再委託としての手続を踏まえて書面での承認手続を実施すべきである。
  - (2) 意見  
該当なし。

- 1 委託事業名  
番号 96：プレDC直前首都圏観光キャラバン事業
- 2 部局  
商工労働部
- 3 事業実施主体  
株式会社ジェイアール東日本企画仙台支店
- 4 委託料  
36,669,000 円
- 5 目的  
本県観光に対する風評の払拭と平成 26 年春のプレデスティネーションキャンペーン（以下「プレDC」という。）開催に向けて、キャンペーン開催直前に、首都圏主要駅、旅行会社支店等において観光キャラバンを実施し、プレDC開催の告知及び本県の春の観光の魅力をPRすることを目的とする。
- 6 事業内容
  - (1) キャラバン企画・運營業務
  - (2) キャラバンと連携したPR
- 7 評価指標  
首都圏JR主要駅でパンフレット 30,000 セット配付
- 8 結論
  - (1) 指摘  
該当なし。
  - (2) 意見  
当該事業の受託者である株式会社ジェイアール東日本企画仙台支店は、別の委託契約の締結を行っている。他の委託業である「温泉等をいかした周遊観光魅力づくり事業」については、専門業者への再委託を行うとして、再委託の協議を行い、再委託承諾書を取り交わしている。再委託の内容はパンフレット・ツール及びPRツールの制作・印刷・発送、Webサイトの制作並びに事務局の運營業務であり、当該事業についても同様の業務が含まれている可能性がある。  
当該事業については、再委託の協議を行っていないようであるが、業務完了に当たっては、再委託の事実がないかを再度確認した上で、支払を行うべきである。

- 1 委託事業名  
番号 97：スキーエリア誘客プロモーション対策業務
- 2 部局  
商工労働部
- 3 事業実施主体  
株式会社リクルートホールディングス
- 4 委託料  
10,252,935 円
- 5 目的  
20～22 歳までのリフト料金無料化事業「雪マジ！ふくしま」を柱に据えた冬季観光客対策として、隣接県・関東圏を中心に宿泊観光施設への誘客対策及び広報宣伝を行う。
- 6 事業内容  
雪マジ！ふくしまを核とした冬季観光誘客促進のためのスキープロモーション
- 7 評価指標  
利用者数
- 8 結論
  - (1) 指摘  
該当なし。
  - (2) 意見  
当該事業に係る契約は、精算払となっている。そして、受託者より收受する請求書のみでは収支内容が明らかとなっていない。したがって、当該請求書のみでは精算払額が適正な支出であるか検証を行うことが困難である。  
透明性の観点から受託者より収支内容の詳細が明らかである収支報告書を徴取し、見積額と実績額を比較し、事後的な検証を行うべきである。

- 1 委託事業名  
番号 98：大河ドラマ「八重の桜」キャンペーン事業（周遊誘客宝探し事業）
- 2 部局  
商工労働部
- 3 事業実施主体  
RUSH JAPAN株式会社
- 4 委託料  
27,369,510 円
- 5 目的  
ふくしまdestinationキャンペーン（DC）プレキャンペーンを契機に本県を訪れる観光客の増加が、見込まれることから、過去3回で延べ8万人が参加した宝探しイベント「コードF」の続編を開催し、県内の広域周遊と各地域での滞在時間の拡大を図る。
- 6 事業内容
  - (1) 開催場所 県内 20 か所
  - (2) 宝探しストーリー制作を含むプログラム制作及びディレクション
  - (3) 宝の地図・暗号等ヒント制作
  - (4) 設置物制作（宝箱・パネル等）
  - (5) メインビジュアルデザイン、キャラクターデザイン、ビジュアルデザイン、ロゴデザイン、参加冊子レイアウト及びポスターデザイン
  - (6) 専用ホームページ制作
  - (7) リアル宝探し【タカラッシュ！】採用
  - (8) パーフェクト賞賞品制作
  - (9) 発見者賞賞品制作
  - (10) 現地ロケハン、宝箱設置
  - (11) 運営マニュアル作成
  - (12) 参加冊子印刷 400,000 部
  - (13) ポスター印刷 5,000 枚
  - (14) PR用のぼり制作 500 枚
  - (15) 印刷物及び備品発送
  - (16) 広報業務
- 7 評価指標  
延べ参加人数
- 8 結論
  - (1) 指摘  
該当なし。
  - (2) 意見

当該事業は、延べ参加人数を評価指標と掲げている。しかし、県は、受託者より実績報告を受けているものの、県としての分析を行っていない。受託者から受ける実績報告を基に、県として評価・分析し、翌年度以降の予算計画の改善につなげる必要がある。

また、人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、当該分析結果は、文書化すべきである。

- 1 委託事業名  
番号 99 : 「旅フェア日本 2013」 出展業務
- 2 部局  
商工労働部
- 3 事業実施主体  
株式会社東北博報堂福島支社
- 4 委託料  
6,339,375 円
- 5 目的  
この事業は、国内最大の旅行見本市「旅フェア日本 2013」に出展し、より効果的に風評払拭及びプレDCのPRを行うため、ブースの設営及び運営を委託する。
- 6 事業内容
  - (1) ブース出展、ブース全体の企画及び運営全般
  - (2) 事業実績報告書の作成
- 7 評価指標  
特になし
- 8 結論
  - (1) 指摘  
該当なし。
  - (2) 意見  
県としては、当該事業に係る設計書金額を算定することが困難であることから、委託契約予定者からの見積金額を参考に設計書を作成していると思われる。設計書、予定価格、見積書、収支決算書及び請求書のいずれの金額も同額となっている。業務完了後の請求書においては、出展業務一式として明細が不明となっている。今後同様の委託業務が発生した場合に備えて、請求内訳を明示すべきである。

1 委託事業名

番号 100：県内周遊観光魅力づくり推進事業「温泉等をいかした周遊観光魅力づくり事業」

2 部局

商工労働部

3 事業実施主体

株式会社ジェイアール東日本企画

4 委託料

40,375,650 円

5 目的

プレDCの開催に併せたビック企画として、130を超える温泉を始めとし、その他本県の魅力ある温泉施設・観光施設（道の駅・飲食店等も含む）を、1年かけて広域的に周遊及び利用促進につながる斬新なスタンプラリー・ポイントラリー等の周遊企画の仕組みを作り、周遊観光の魅力づくりを推進する。

6 事業内容

(1) 周遊企画の立案、運営管理、広報等に関すること

ア 周遊企画の立案

イ 周遊参加施設の募集及び調整

ウ 周遊企画パンフの作成及び発送

エ 周遊企画ツールの作成及び設置

オ PRツールの作成及び設置

カ 専用Webサイトの作成

キ 雑誌等を活用したPRの実施

(2) 実施報告書の作成

7 評価指標

(1) 周遊参加施設の募集及び調整：宿泊施設 300 軒、観光施設 500 軒以上

(2) 周遊企画パンフの作成及び発送：パンフレット 50 万部、約 1,000 か所への発送

(3) PRツールの作成及び設置：チラシ 85,000 枚、ポスターB 1フルカラー2,000 枚、B 2フルカラー6,000 枚、応募ハガキ 200,000 枚、のぼり 1,500 枚、ミニのぼり 1,500 個

(4) 雑誌等を活用したPRの実施：雑誌・新聞広告等で5回以上のPR

8 結論

(1) 指摘

該当なし。

(2) 意見 1

当該事業については、概算払は行っていないものの業務完了届に併せて収支決算書が提出されている。しかし、収入額の記載が漏れており、収支決算書としては不完全であ

る。

したがって、受託事業者より適正な収支決算書徴取の上、検査を行う必要がある。

#### 意見2

当該事業における設計書は、見積書、収支決算書及び請求書のいずれも総計が一致していることから、委託契約予定者からの資料に基づいて作成されたものと推定することができる。見積書、収支決算書及び請求書の内訳は全て同額となっているが、設計書上の項目とは相違している。

事業の終了に当たっては、各項目の金額の相違について、分析することも含めて事後評価を行うことが必要である。

1 委託事業名

番号 101：日本一の観光地づくり推進事業「おもてなし研修会開催事業」

2 部局

商工労働部

3 事業実施主体

株式会社リョケン

4 委託料

9,238,698 円

5 目的

平成 27 年度ふくしまDCのテーマである日本一の観光地づくりを目標に、本県観光地の「おもてなし力」向上に向けた取組の推進及び気運醸成を図るため、県内観光業者を対象とした「おもてなし研修会」を開催する。

6 事業内容

「観光・一般事業者」「交通事業者」及び「ツーリズムガイド」の4つの対象別におもてなしに関する研修会を実施するもの

7 評価指標

研修会参加延べ人数

8 結論

(1) 指摘

該当なし。

(2) 意見 1

当該事業は、延べ参加人数を評価指標と掲げている。しかし、県は、受託者より実績報告を受けているものの、県としての分析を行っていない。受託者から受ける実績報告を基に、県として評価・分析し、翌年度及び翌々年度以降の予算計画の改善につなげる必要がある。

また、人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、当該分析結果を文書化すべきである。

意見 2

当該事業に係る契約は、精算払となっている。しかし、受託者より収受する請求書のみでは収支内容が明らかとなっていない。当該書類のみでは精算払額が適正な支出であるか検証を行うことが困難である。

透明性の観点から受託者より収支内容の詳細が明らかである収支報告書を求め、見積額と実績額を比較し、事後的な検証を行うべきである。

- 1 委託事業名  
番号 102：日本一の観光地づくり推進事業「観光まちづくりワークショップ開催事業」
- 2 部局  
商工労働部
- 3 事業実施主体  
株式会社日本旅行東北福島支店
- 4 委託料  
22,048,110 円
- 5 目的  
この事業では、地域団体に対し、ワークショップの手法を活用し、観光まちづくりのためのコンセプト・方針等を考え実行に移すためのプラン作りや、来訪者に地域を回遊させる仕組み等を地域一体で考えるための支援を行い、また、開発したプログラム等のプロモーションや効果検証を行う。
- 6 事業内容  
地域が主体となったワークショップを開催し、観光プログラムを作り上げる事業
- 7 評価指標  
ワークショップ参加人数
- 8 結論
  - (1) 指摘  
該当なし。
  - (2) 意見 1  
当該事業は、ワークショップ参加人数を評価指標と掲げている。しかし、県は、受託者より実績報告を受けているものの、県としての分析を行っていない。受託者から受ける実績報告を基に、県として評価・分析し、翌年度以降の予算計画の改善につなげる必要がある。  
また、人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、当該分析結果は、文書化すべきである。  
意見 2  
県は、受託者から見積書を徴取しており、当該見積金額に基づき契約を締結している。しかし、当該見積書において、ファシリテーターにかかる経費単価が、社会通念に照らして高価であり、その積算根拠が不明瞭な項目が見受けられる。  
透明性の観点から、適正な根拠に基づいた見積金額を基に契約を締結すべく、県は、当該経費の単価設定根拠について検証した書面を文書にして残す必要がある。  
意見 3  
当該事業に係る契約は、精算払となっている。しかし、受託者より収受する請求書のみでは収支内容が明らかとなっていない。当該書類のみでは精算払額が適正な支出であ

るか検証を行うことが困難である。

透明性の観点から、受託者より収支内容の詳細が明らかである収支報告書を求め、見積額と実績額を比較し、事後的な検証を行うべきである。

- 1 委託事業名  
番号 103：日本一の観光地づくり推進事業「観光まちづくりワークショップ開催事業」
- 2 部局  
商工労働部
- 3 事業実施主体  
株式会社リクルートホールディングス
- 4 委託料  
23,207,100 円
- 5 目的  
この事業では、地域団体に対し、ワークショップの手法を活用し、観光まちづくりのためのコンセプト・方針等を考え実行に移すためのプラン作りや、来訪者に地域を回遊させる仕組み等を地域一体で考えるための支援を行い、また、開発したプログラム等のプロモーションや効果検証を行う。
- 6 事業内容  
地域が主体となったワークショップを開催し、観光プログラムを作り上げる事業
- 7 評価指標  
ワークショップ参加人数
- 8 結論
  - (1) 指摘  
該当なし。
  - (2) 意見 1  
当該事業は、ワークショップ参加人数を評価指標と掲げている。しかし、県は、受託者より実績報告を受けているものの、県としての分析を行っていない。受託者から受ける実績報告を基に、県として評価・分析し、翌年度以降の予算計画の改善につなげる必要がある。  
また、人事ローテーション等業務の担当職員が変更になった場合に備え、適切なノウハウ等の引継ぎができるよう、当該分析結果は、文書化すべきである。  
意見 2  
当該事業に係る契約は、精算払となっている。しかし、受託者より収受する請求書のみでは収支内容が明らかとなっていない。当該書類のみでは精算払額が適正な支出であるか検証を行うことが困難である。  
透明性の観点から受託者より収支内容の詳細が明らかである収支報告書を求め、見積額と実績額を比較し、事後的な検証を行うべきである。

1 委託事業名

番号 104：日本一の観光地づくり推進事業「福島県観光地実態調査」

2 部局

商工労働部

3 事業実施主体

公益財団法人日本交通公社

4 委託料

14,490,000 円

5 目的

福島県は、東日本大震災によって沿岸部を中心に多大な物的被害を被っただけではなく、原発事故に伴う風評被害による観光需要の低迷が続いている。観光がもたらす経済波及効果の裾野は広く、地域経済および社会における観光の果たす役割は非常に大きいことから、観光振興を促進することは、大震災からの復興に重要な役割を担っている。

同県観光の現状としては、一部の地域においては一定の回復を見せつつあるものの、今後も継続して発生する安定的な需要が確保できているとは言い難い。また、県全体としてみれば、震災前のレベルには達しておらず、依然として厳しい状況が続いている。

将来に向かって地域全体が観光を通じた復興を感じられるような取組をより効果的に行っていくことが重要である。

そこで、本調査においては、観光復興の度合いを客観的かつ多面的な指標によって現状を科学的に把握し、本格的な同県の観光復興に向けた方向性を提示することを目的とする。

6 事業内容

観光復興の度合いを客観的かつ多面的な指標によって把握するための調査事業

- (1) 観光満足度調査
- (2) 観光イメージ調査
- (3) 経営実態調査
- (4) 旅行商品調査

7 評価指標

設けていない。

8 結論

- (1) 指摘  
該当なし。
- (2) 意見  
該当なし。

1 委託事業名

番号 105：子ども「ふるさと福島」魅力発掘プロジェクト事業

2 部局

商工労働部

3 事業実施主体

株式会社東北博報堂福島支社

4 委託料

30,680,000 円

5 目的

本県の観光は、東日本大震災に伴う原子力災害により、「福島」と言うだけで旅先から敬遠される状況が続いている。そこで、本県の子ども達が、震災後に改めて地域の魅力やすばらしさを再発見し、本県の観光資源を発掘し磨き上げていく取組を推進することにより、「ふるさと福島」への愛着心を醸成する。また、当該事業については、「ふるさと福島」魅力いっぱい！プレゼン大会（仮称）を開催し、将来的に新たな旅行商品の造成を目指すものである。

6 事業内容

- (1) 事業の宣伝、PR及び広報を行い、団体募集、団体選考会、成果の審査会等の開催
- (2) 子どもたちの視点で新たな観光素材を発掘・調査・研究してもらうため、現地調査、資料作成、観光アドバイザー派遣、学生アルバイト等の費用支援
- (3) 子どもたちが取りまとめた成果の発表、表彰等を行うため、子供「ふるさと福島」観光PR大会の開催運営

7 評価指標

子どもたちの視点で新たな観光素材を発掘・調査・研究してもらうための現地調査、資料作成、観光アドバイザー派遣、学生アルバイト等への費用支援

県内の小中高生からなる団体 1 団体 30 人程度、全 15 団体、総額 15,000 千円

8 結論

(1) 指摘

該当なし。

(2) 意見

当該委託業務は、その成果が数値的に把握できる内容が含まれており、また事業が平成 26 年度に継続している。しかし、県は、審査した結果や事業評価の結果を文書化していない。事業評価結果等を文書化することにより、ノウハウの蓄積を図り、翌年度及び翌々年度以降の事業に反映していく必要がある。

- 1 委託事業名  
番号 106：大河ドラマ「八重の桜」キャンペーン事業（山手線ラッピングトレイン）
- 2 部局  
商工労働部
- 3 事業実施主体  
株式会社ジェイアール東日本企画仙台支店
- 4 委託料  
15,750,000 円
- 5 目的  
大河ドラマ「八重の桜」放映の好機をいかし、本県の花の開花時期に併せて首都圏で最も乗降客数の多い山手線に「福島の花」をテーマにしたラッピングを施し、「花の王国 ふくしま」のイメージを発信することで春の観光誘客につなげることを目的とする。
- 6 事業内容  
山手線のラッピングトレインによる観光誘客
- 7 評価指標  
特になし
- 8 結論
  - (1) 指摘  
該当なし。
  - (2) 意見  
当該事業は、ふくしまデスティネーションキャンペーン（以下「DC」という。）の一環であるとの位置付けではない。しかし、当該企画によるPRがDCへの波及効果が期待されているところである。ふくしまプレDCについては、福島県観光キャンペーン事例集に事後評価を記載しているが、山手線ラッピングについては記載をしていない。  
PRについては、評価指標を設けることが困難ではあるが、何らかの事後評価を行うことにより、DCに向けた効果的な事業展開を図るべきである。

- 1 委託事業名  
番号 107：大河ドラマ「八重の桜」キャンペーン事業（首都圏PRキャラバン・旅行AGT連携事業）
- 2 部局  
商工労働部
- 3 事業実施主体  
公共財団法人福島県観光物産交流協会
- 4 委託料  
6,438,600 円
- 5 目的  
本事業は平成 26 年 4 月～6 月に実施するふくしまDCキャンペーンに向けて首都圏PRキャラバン及び旅行AGTの現地招へい等を実施し、観光客の誘客促進を図ることを目的として実施する。
- 6 事業内容
  - (1) 首都圏PRキャラバン：プレDC直前に各駅や旅行会社店舗等での首都圏PRキャラバン、旅行AGTとの商談会等を実施し、一般観光客及び旅行会社社員に対する本県プレDC期間における誘客促進を図る。
  - (2) 旅行AGT連携推進事業：旅行AGTの現地視察を実施し、本県の魅力ある観光素材をPRし、プレDC期間の旅行商品造成を図る。
- 7 評価指標  
特になし
- 8 結論
  - (1) 指摘  
旅行エージェント招へい事業については、受託者が旅行業の資格を持っていないため、別途旅行会社を対象として企画プロポーザルを行っている。これは、委託事業のうち旅行AGT招へい事業を第三者に再委託しているものと同一視できる。  
しかし、委託契約書第3条第2項では、受託者は委託者の承認を得て委託業務の一部を第三者に再委託することができるとなっているが、承認を得た書類は確認できていない。  
旅行AGT招へい事業の事業実施にあたり、旅行業法に基づく資格が必要な業務が適正に実施できるか否か、県において把握する必要がある。再委託先の適任性等について、県は書面により承認手続が必要である。
  - (2) 意見  
当該事業は、福島県財務規則第269条第2項及び同施行通達第269条関係2の(8)に基づき見積書の徴取は省略されている。これは事業目的達成のための具体的な手法を受託者に委ねるものである。予定価格は事業の必要額を積算したものであり、業務完了

後は事業費について精算することになっている。積算書については、過去の実績に基づいて算定されているとの説明を受けたが、収支決算書によれば、当初の収入額と支出額が同額となっている。積算書と収支決算書の支出項目は対応しておらず、業務遂行に当たり実際に要した支出額であるかどうか分析することは困難な状況となっており、実際の支出額が超過しているか否か判断することはできない。

したがって、県は、受託業者より見積書を徴取し、分析することが必要である。

- 1 委託事業名  
番号 108：福島空港就航先（北海道）トータルプロデュース事業
- 2 部局  
商工労働部
- 3 事業実施主体  
全日本空輸株式会社
- 4 委託料  
8,442,000 円
- 5 目的  
福島空港の国内就航先である北海道からの福島県への誘客を目的とし、福島県の観光PR及び旅行会社の魅力付け等を行うことで、福島空港国内就航路線の利用促進を図る。
- 6 事業内容  
福島空港就航先（北海道）での観光プロモーション及び旅行商品造成支援事業
- 7 評価指標
  - (1) ゴルフツアーの造成（目標席数 500 席）
  - (2) ポスト八重の桜を意識した添乗員付き旅行商品について、現地旅行会社と連携した商品造成（目標座席数 650 席）
- 8 結論
  - (1) 指摘  
該当なし。
  - (2) 意見  
該当なし。

- 1 委託事業名  
番号 109：福島空港送客促進対策事業（県内TV広報）業務委託
- 2 部局  
商工労働部
- 3 事業実施主体  
株式会社ライト・エージェンシー
- 4 委託料  
5,775,000 円
- 5 目的  
県内全域を対象に、フライト情報をはじめとする基本情報を定期的に周知し、また、就航先の魅力的な観光情報と県内各地からのアクセス情報を分かりやすく提供し、県民による福島空港の利用を安定的に図ることを目的とする。
- 6 事業内容  
県内TV広報業務委託
- 7 評価指標  
空港利用者数
- 8 結論
  - (1) 指摘  
該当なし。
  - (2) 意見  
当該事業は、空港利用者増を評価指標としており、他の事業とともにその利用者数の向上を目的としている。しかし、当該事業の業務内容は県内におけるTV広報であり、空港利用者の増加とTV広報との間に直接的な因果関係が認められず、当該事業の評価を客観的に測定することは困難である。  
空港利用者増の評価指標に合わせて、視聴率調査、視聴者によるアンケート調査等を実施し、当該番組の認知度向上等、県民の意向に沿った広報を行えるよう、測定可能な適切な評価指標を取り入れるべきである。

- 1 委託事業名  
番号 110：福島空港交流促進・情報発信強化業務委託
- 2 部局  
商工労働部
- 3 事業実施主体  
福島空港ビル株式会社
- 4 委託料  
10,505,250 円
- 5 目的  
福島空港の利用促進を図るためには、空港に足を運んだことのない県民に空港を身近に感じてもらうことが必要と考えられる。このため、空港国内線ターミナルビル1Fのスペースを確保し、1年を通じ各種情報発信を行う。
- 6 事業内容  
福島空港交流促進・情報発信強化業務委託
- 7 評価指標  
イベント来場者数
- 8 結論
  - (1) 指摘  
該当なし。
  - (2) 意見  
該当なし。

- 1 委託事業名  
番号 111：大型食品展示会等活用事業
- 2 部局  
商工労働部
- 3 事業実施主体  
株式会社フジヤ
- 4 委託料  
6,008,421 円
- 5 目的  
大型食品展示会である「フードックス・ジャパン 2014」に福島県ブースを出展することにより、本県の魅力ある加工食品やブランド認証産品等の知名度向上と販路拡大を図ることを目的とする。
- 6 事業内容  
フードックス 2014 への福島県ブース出展
- 7 評価指標  
商談件数
- 8 結論
  - (1) 指摘  
該当なし。
  - (2) 意見  
該当なし。

- 1 委託事業名  
番号 112：ネットショップ「キビタン市場」情報発信事業業務
- 2 部局  
商工労働部
- 3 事業実施主体  
株式会社ル・プロジェ
- 4 委託料  
7,392,000 円
- 5 目的  
ネットショップ「キビタン市場」を活用し、本県産品の魅力についてWebを通した情報発信を行い、販路拡大を図りつつ風評払拭を図る。
- 6 事業内容  
ネットショップ「キビタン市場」のPR、セミナーの開催等
- 7 評価指標  
ページクリック数及びコンバージョン（購入実績数）
- 8 結論
  - (1) 指摘  
該当なし。
  - (2) 意見  
当該事業は、ページクリック数及びコンバージョン（購入実績数）の評価指標につき不達成であったこと、また、外的要因により、当該事業参入出店事業者の経済的優位性が逸失したこと等により、翌年度以降において継続事業とならなかった経緯がある。  
県担当者は、目標不達成となった要因を分析し、翌年度以降の他事業において、改善につなげていることをヒアリングによって確認した。しかし、その文書化がなされていない。  
廃止となった当該事業のノウハウや分析結果を文書化することにより、担当者が変更になった場合にもその継承を図り、今後の行財政に生かすべきである。

1 委託事業名

番号 113：地場産業リーディングプロジェクト創出事業（水産加工品）

2 部局

商工労働部

3 事業実施主体

株式会社アール・ピー・アイ

4 委託料

6,804,393 円

5 目的

地場産業（水産加工業、繊維産業及び工芸品産業）は、本県の重要な基幹産業の一つであるが、長引く不況や、生産本拠地の海外シフト化等の要因から、事業規模、生産量は年々減少傾向にある。加えて東日本大震災により、生産基盤の損壊、避難区域内を中心とした雇用人口の減少、更には放射性物質への懸念に起因する風評被害により甚大な被害を受けている。

こうした状況下において、県では水産加工業分野において、地場産業全体の復活を目指し、地場産業の目標の一つとなる成功事例（リーディングプロジェクト）創出を図ることを目的とする。

6 事業内容

水産加工品の成功事例創出

7 評価指標

支援する商品

8 結論

(1) 指摘

該当なし。

(2) 意見

数値目標では 10 品目程度とあるのに対し、結果は 3 社 12 品目となり、目標は一応達成している。反省点として 3 社 12 品目で水産加工に絞ったため、効果が限定的であったとのことである。

そして、受託者より事後報告を受けているが、翌年度及び翌々年度以降の予算に反映されるような効果での検討結果を、県は作成していない。

翌年以降計画に改善すべく、県としての事後評価・分析を実施し、文書化する必要がある。

1 委託事業名

番号 114：地場産業ものづくりのチカラ強化事業

2 部局

商工労働部

3 事業実施主体

株式会社矢野経済研究所

4 委託料

5,239,500 円

5 目的

本県の基幹産業の一つでもある繊維産業は、海外からの低価格や商品の台頭や長引く不況による流通・小売産業の構造の激変等により、産業規模が大きく縮小している。こうした売上げの減少により産地事業者の廃業や海外への移転、担い手の減少等を招き産地を代表する基盤技術の消失が危ぶまれている。

そこで、本事業においては、次世代商品を生み出す可能性の高い重点基盤技術に関し、製造事業者や流通小売事業者、大学・公設試験場等が密接に連携し、市場性の高い技術開発体制の整備を図ることを目的に地場産業ものづくりネットワークの整備を進め、基盤技術の開発の促進を図る。

6 事業内容

県内の繊維産業における基盤技術の開発体制の整備

7 評価指標

ロードマップの作成

8 結論

(1) 指摘

該当なし。

(2) 意見

当該事業は、3か年計画の事業であり、その初年度の契約である。その目的は、地場産業の基盤技術開発であり、ネットワークの整備とロードマップの作成が契約内容となっている。

受託者は初年度で契約を終了し、平成 26 年度及び平成 27 年度は、福島県ニット工業組合でロードマップの修正と技術開発を実施する計画となっている。

なお、平成 25 年度におけるロードマップ、技術開発の実施状況に関する報告や数値目標の分析の事後評価は文書化し、適切に翌年度以降の事業に引き継ぐようにすべきである。

- 1 委託事業名  
番号 115：企業誘致活動・広報強化事業「雑誌広告等製作・掲載」業務委託
- 2 部局  
商工労働部
- 3 事業実施主体  
株式会社日本経済広告社
- 4 委託料  
8,200,000 円
- 5 目的  
東日本大震災からの復旧・復興への取組や立地環境のPR、平成 26 年 2 月 7 日開催の「福島県企業立地セミナー」の告知
- 6 事業内容  
「本県の立地環境」を強くアピールし、本県への企業立地を促進する（他県との違い、優位性を表現するもの）、復旧・復興に取り組んでいる福島県をアピールする、「企業立地セミナーの告知」を達成するために、雑誌・新聞等の広告媒体、チラシによる。
- 7 評価指標  
新聞・雑誌の掲載形態及びチラシ枚数
- 8 結論
  - (1) 指摘  
該当なし。
  - (2) 意見  
評価指標は新聞・雑誌の掲載形態、チラシ枚数等の具体的な数値指標ではあるものの、事業の事後評価に活用できる指標ではない。  
当該事業の目標としては、東日本大震災からの復旧・復興への取組や立地環境のPR、平成 26 年 2 月 7 日開催の「福島県企業立地セミナー」の告知である。  
したがって、他の部局において、問合せ件数、企業立地成約件数、セミナー参加人数等を把握しているデータを入手し、適切な評価基準を設定すべきである。

### 3 総論各論の指摘及び意見件数

区分	内 容	件数
指摘	現在の法令等に照らして違反又は不当と監査人が判断した事項	合計 28 件 (うち、総論 5 件) (うち、各論 23 件)
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が、改善を要すると判断した事項又は検討を要すると判断した事項	合計 86 件 (うち、総論 2 件) (うち、各論 84 件)